

新型インフルエンザ等対策に関する
指定公共機関に対する調査
報告書

平成28年3月

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

目 次

1 調査概要	1
1.1 調査の目的	1
1.2 調査対象	1
1.3 調査手法	1
1.4 調査期間	2
1.5 回収率	2
2 実施体制について	3
2.1 実施計画・BCP等の策定	3
2.2 実施計画・BCP等の策定における関与者	6
2.3 発生時の意思決定方法	10
2.4 発生時の体制の立ち上げ	14
2.5 情報収集、共有・連携体制	16
2.6 組織・人員体制	18
3 職場における感染対策について	26
3.1 感染対策	26
3.2 備蓄品	32
4 発生時の事業継続について	36
4.1 継続する事業	36
4.2 特定接種の実施と業務の継続	48
4.3 自治体や取引先との協議	49
4.4 業務計画やBCPの作成にあたり想定しているライフラインのサービス水準	54
5 訓練・教育の実施及び計画について	56
5.1 訓練の実施	56
5.2 訓練への経営者の関与	58
5.3 訓練の実施とその課題、結果の検証・分析	59
5.4 従業員や取引先事業者への教育・普及活動	72
6 その他	78
6.1 知見や情報の入手	78
6.2 国等からの支援	81
7 今後の対応について	84
7.1 推進していただきたい取組	84
8 資料	86
8.1 調査票	86

1 調査概要

1.1 調査の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、新型インフルエンザ等が発生すると、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

このため、病原性の高い新型インフルエンザ等が発生し、まん延する場合の備えとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が施行（平成 25 年 4 月 13 日）され、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）が策定された。特措法第 2 条第 6 号に規定する指定公共機関においては、同法第 3 条第 5 項に新型インフルエンザ等発生時の責務が明示され、同法第 9 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を策定するなど体制整備が図られているところである。

今後は、新型インフルエンザ等発生時に、行政機関と各指定公共機関が協働で特措法、その他関係法令上想定される措置を迅速かつ的確に講じられるよう、各指定公共機関の課題や意識、要望事項等を調査するとともに、得られた成果を報告書としてとりまとめ、指定（地方）公共機関における対策の推進に活用することを、本調査の目的とする。

1.2 調査対象

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 条第 6 号で規定された指定公共機関（102 機関）

指定公共機関全体	計 102 機関
郵便・電気通信	8 機関
公共的機関	7 機関
独立行政法人（医療）・医療	25 機関
電気・ガス	16 機関
フェリー・航空・鉄道	29 機関
内外航海運・貨物輸送	17 機関

1.3 調査手法

E メールによる調査依頼・E メールによる調査票回収及び Web 調査

1.4 調査期間

2015年12月2日（水）～2016年1月19日（火）

1.5 回収率

100%

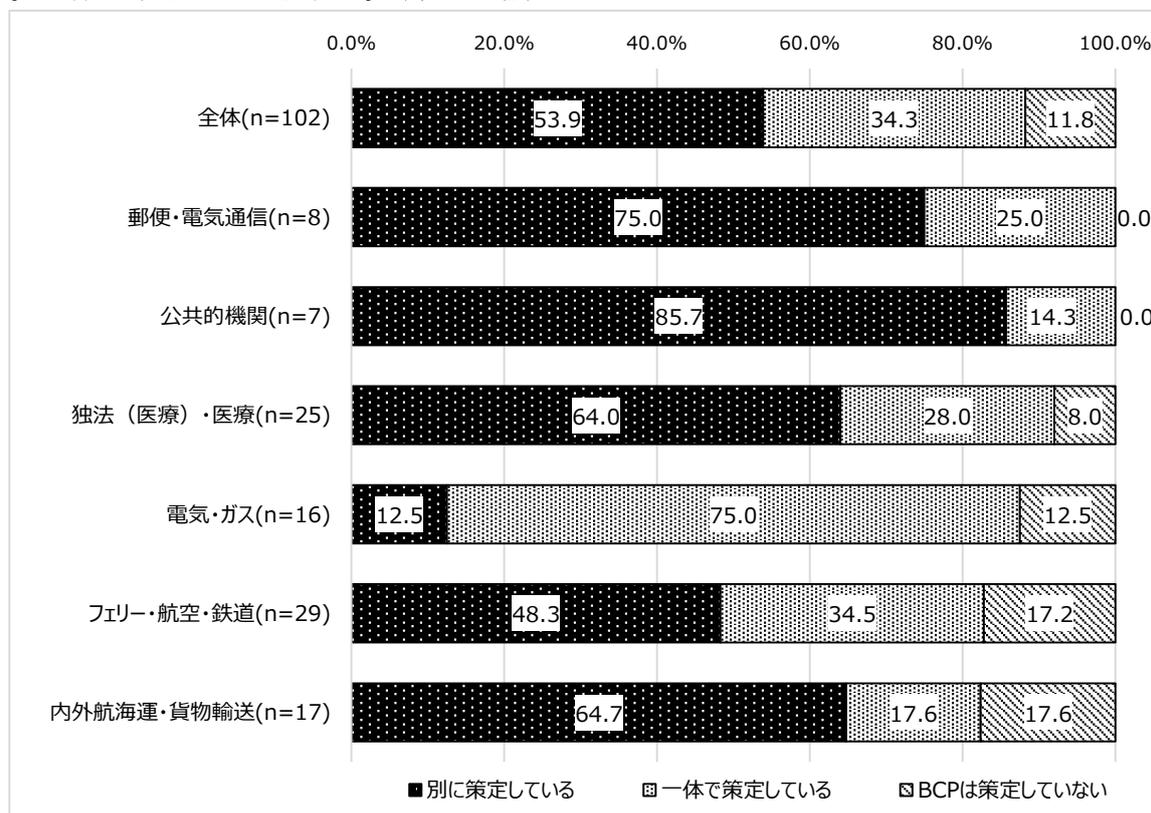
2 実施体制について

2.1 実施計画・BCP等の策定

ほぼ全ての指定公共機関が、「緊急事態とは別に新型インフルエンザ等に特化した業務計画やBCPを策定している」と回答している。

しかし、「BCPは策定していない」と回答した指定公共機関が1割以上存在しており、業務計画は策定していてもBCPを策定していない指定公共機関が、一定数存在する。ただ、その多くは策定準備中であり、策定予定なし（未定）及び回答なしであった指定公共機関は4機関であった。

問1. 貴法人では、新型インフルエンザ等に対する業務計画とBCPを別に策定していますか。一体で策定していますか。（単一回答）



半数以上の指定公共機関が、「業務計画とBCPを、別に策定している」と回答しているが、11.8%の指定公共機関は、「BCPは策定していない」と回答している。

「業務計画とBCPを、別に策定している」の割合が高いのは、「公共的機関」や「郵便・電気通信」であり、「電気・ガス」は「業務計画とBCPを、一体で策定している」の割合が特に高い。

「郵便・電気通信」や「公共的機関」では、「BCPは策定していない」と回答した指定公共

機関はなかったが、「内外航海運・貨物輸送」や「フェリー・航空・鉄道」では、「BCPは策定していない」と回答した割合がやや高い。未策定の指定公共機関の策定予定時期は、平成28年中という回答が多い。

問1. 貴法人では、新型インフルエンザ等に対する業務計画とBCPを別に策定していますか。一体で策定していますか。

(単一回答)

(%)

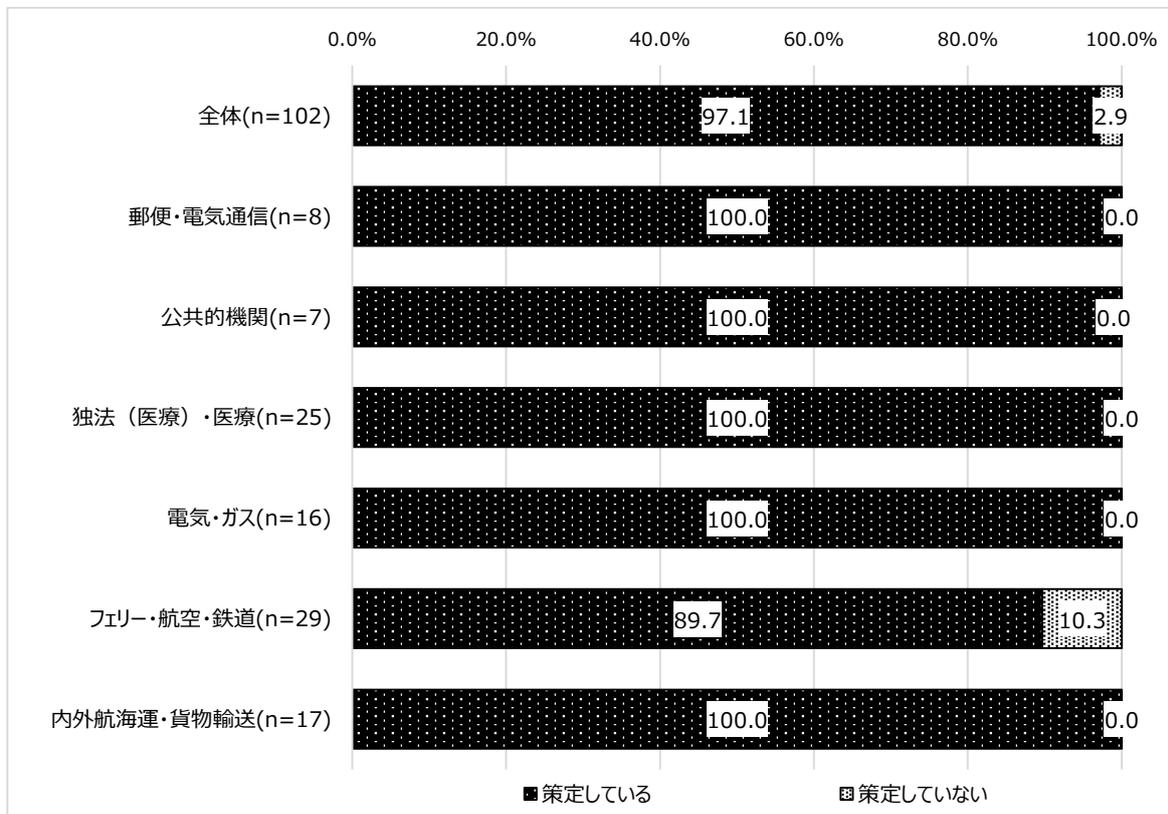
		(n=)	策B業 定C務 してP計 を画と る別に	策B業 定C務 してP計 を画と る一体 で	しB てC いP ないは 策定
	全 体	102	53.9	34.3	11.8
特定接種の 実施と 業務計画・BCP (単)	特定接種の実施によらず業務継続が 可能となるよう作成している	90	57.8	33.3	8.9
	特定接種の実施によらず業務継続が 可能となるよう作成していない	12	25.0	41.7	33.3
事業者団体、 取引事業者等と の協議 (複)	資材などの調達について、対策を定めている	24	62.5	33.3	4.2
	情報システムの維持について、対策を定めている	25	52.0	44.0	4.0
	インフラの維持について、対策を定めている	26	65.4	30.8	3.8
	緊急時の連絡体制を構築している	62	61.3	30.6	8.1
	相互支援を定めている	14	50.0	35.7	14.3
	主要業務の継続にかかるボトルネックについて、 協議している	10	50.0	40.0	10.0
	オフィスや生産設備についての貸与について、 協議している	2	100.0	0.0	0.0
	自社の対策を共有している	21	57.1	28.6	14.3
	発生時の法令面での対応を検討し、定めている	6	66.7	33.3	0.0
	その他	8	75.0	25.0	0.0
	対応策を定めていない	25	32.0	44.0	24.0

※質問間クロス集計は、当該質問に関連があると思われる質問にて実施し、その中から一定以上の差のあるものを記載。以下同様。

※表側中、(単)は単一回答、(複)は複数回答の質問。以下同様。

特定接種の実施によらず業務可能となるよう業務計画やBCPを作成していない指定公共機関は、「業務計画とBCPを、別に策定している」の割合が他層と比較して低く、「BCPは策定していない」の割合が他層と比較して高い。

問2. 自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態とは別に、新型インフルエンザ等に特化した業務計画やBCPを策定していますか。(単一回答)



ほぼ全ての指定公共機関(97.1%)が、自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態とは別に、新型インフルエンザ等に特化した業務計画やBCPを策定していると回答している。策定していないと回答したのは3機関であったが、その理由としては、「会社の体制変更のタイミングに合わせて策定予定」、「非常対策本部を直ちに設置できる体制は整っている」といったものが挙げられた。

問2. 自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態とは別に、新型インフルエンザ等に特化した業務計画やBCPを策定していますか。(単一回答)

		(n=)	いて 策定	いて 策定
			る	ない
	全 体	102	97.1	2.9
特定接種の実施と業務計画・BCP(単)	特定接種の実施によらず業務継続が可能となるよう作成している	90	100.0	0.0
	特定接種の実施によらず業務継続が可能となるよう作成していない	12	75.0	25.0

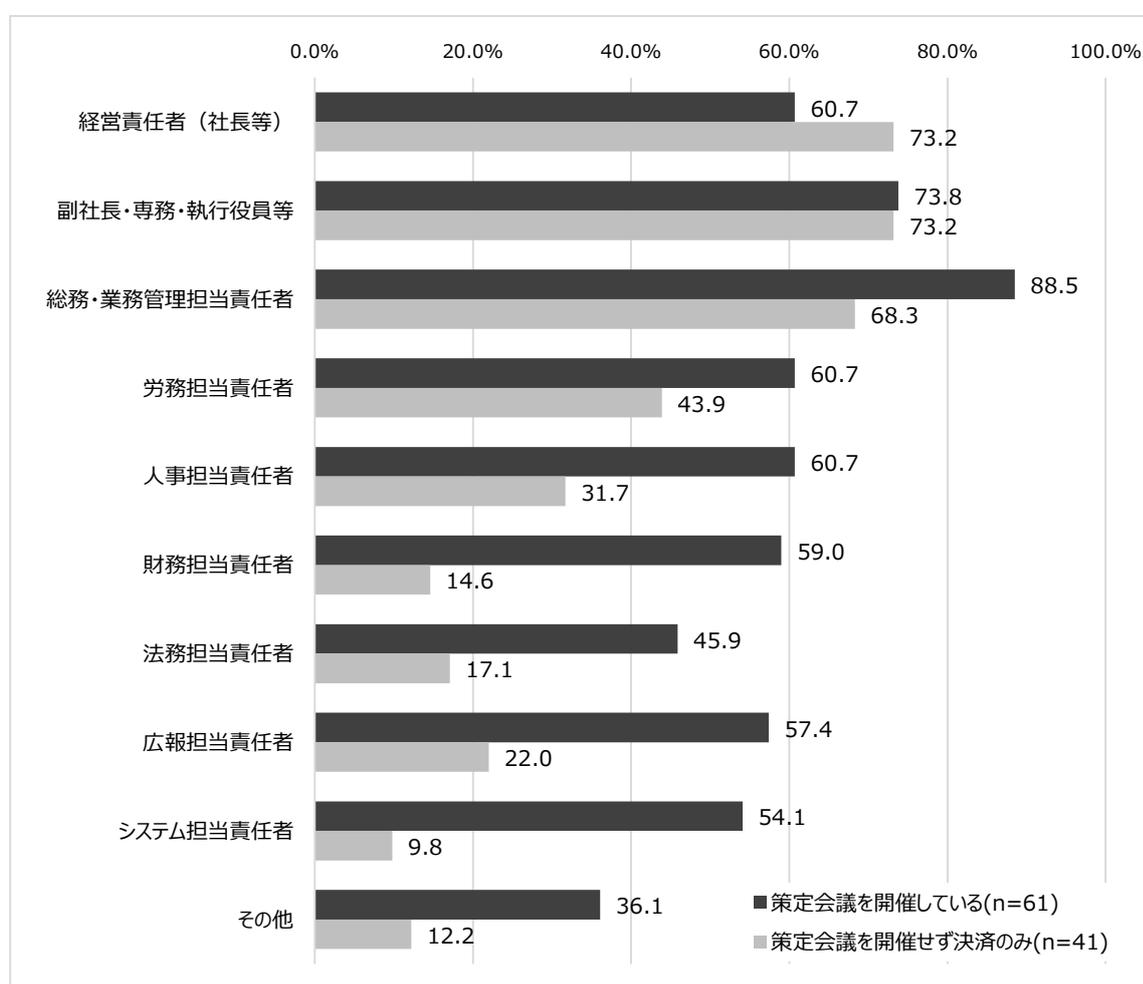
特定接種の実施によらず業務可能となるよう業務計画やBCPを作成していない指定公共機関は、「新型インフルエンザ等に特化した業務計画やBCPを策定している」の割合が他層と比較して低く、「新型インフルエンザ等に特化した業務計画やBCPを策定していない」の割合が他層と比較して高い。

2.2 実施計画・BCP等の策定における関与者

新型インフルエンザ等発生時の業務計画やBCPの策定に、経営責任者（社長等）が関与している割合は、下記となっている。

- 策定会議に参加する（策定会議を開催している場合）：60.7%
- 策定内容を決議する（策定会議を開催せず決議のみの場合）：73.2%

問3. 新型インフルエンザ等発生時の業務計画やBCPの策定にあたっては、どのような方が関与していますか。（各複数回答）



策定会議を開催している指定公共機関では、最も関与の割合が高いのは、「総務・業務管理担当責任者」であった。「経営責任者（社長等）」が関与している割合は、60.7%である。策定会議を開催している場合は、広範囲の分野の担当が関与しており、全社的な取組を行っていることが推察される。

策定会議を開催せず決議のみを行っている指定公共機関では、「経営責任者（社長等）」や

「副社長・専務・実行役員等」が関与している割合が高いものの、「財務担当責任者」「法務担当責任者」「システム担当責任者」といった分野の担当の関与の割合が低い。

その他回答の例

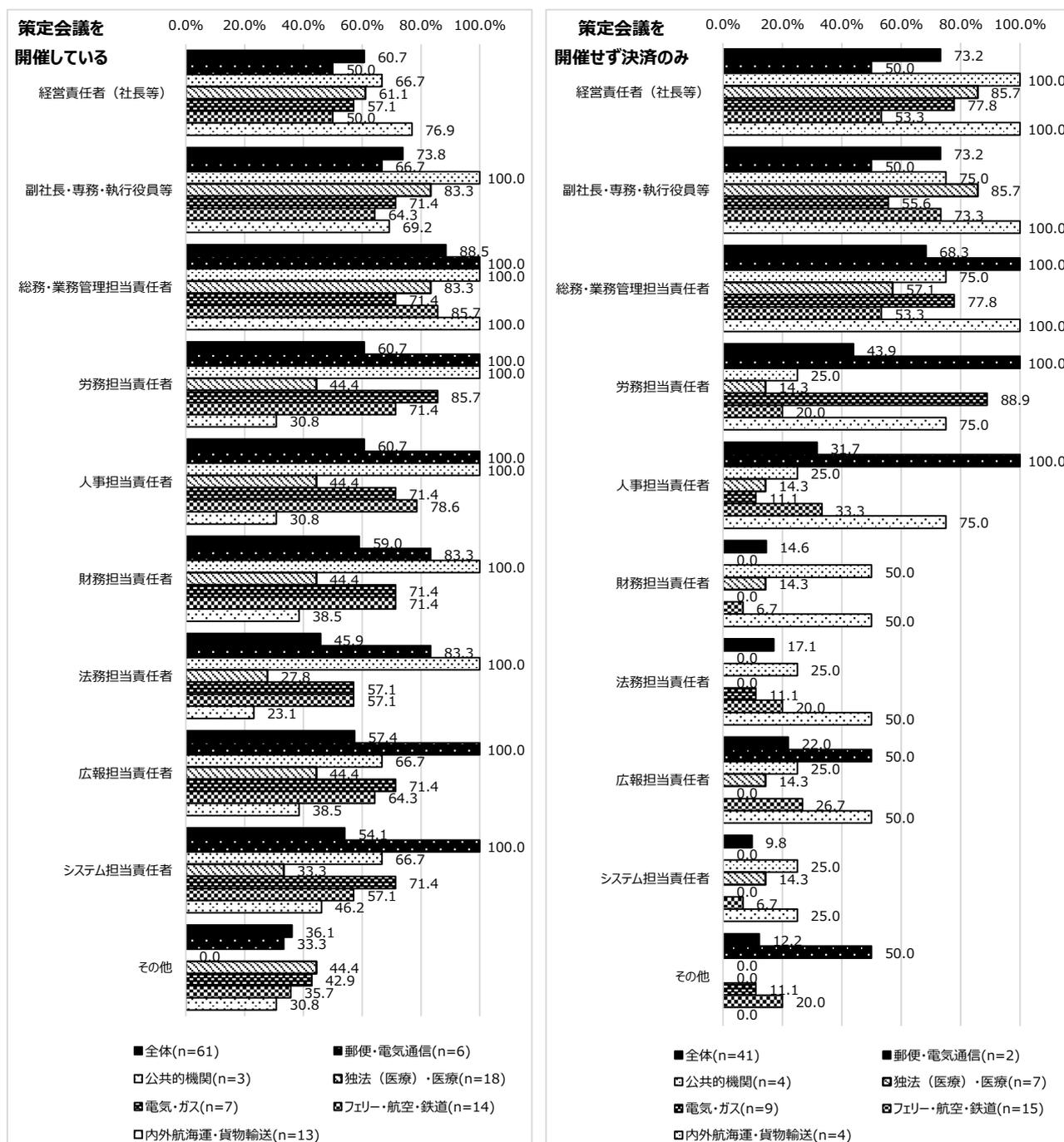
<策定会議を開催している場合>

- ・ CSR 推進所管部署
- ・ CSR 推進部長
- ・ SC・沿線業務担当部門
- ・ コンシューマー営業担当責任者
- ・ サービス開発担当責任者
- ・ 安全マネジメント担当部門
- ・ 営業担当
- ・ 営業部
- ・ 営業部専任部長
- ・ 営業部門
- ・ 営業本部担当者
- ・ 各海外主管部責任者等
- ・ 各事業本部の責任者
- ・ 各事業本部長
- ・ 各主管部
- ・ 各設備主管部責任者
- ・ 企画部門
- ・ 技術担当
- ・ 経営会議メンバーである部室長
- ・ 経営企画
- ・ 事業担当部署責任者
- ・ 社内設備関係部門等
- ・ 生産担当責任者
- ・ 生産部門
- ・ 生産本部担当者
- ・ 設備担当責任者
- ・ 設備等計画担当部門
- ・ 船舶管理部門責任者
- ・ 船舶部
- ・ 全ての組織から BCP 策定の担当者がアサインされている
- ・ 総務部
- ・ 総務部門
- ・ 調達部門
- ・ 物流部門
- ・ 法人営業担当責任者

<策定会議を開催せず決済のみの場合>

- ・ NW部
- ・ オペレーション統括部門
- ・ 安全推進部
- ・ 運輸部安全担当
- ・ 危機管理担当責任者
- ・ 国際事業部

問3. 新型インフルエンザ等発生時の業務計画やBCPの策定にあたっては、どういった方が関与していますか。(各複数回答)



策定会議を開催している場合、「経営責任者(社長等)」が関与している割合が高いのは、「内外航海運・貨物輸送」である。

策定会議を開催せず決済のみの場合、「公共的機関」や「内外航海運・貨物輸送」では全ての指定公共機関が「経営責任者(社長等)」が関与していると回答した。

問3. 新型インフルエンザ等発生時の業務計画や BCP の策定にあたっては、どういった方が関与していますか。

イ)【策定会議を開催している場合】策定会議への参加者（複数回答）

(%)

	(n=)	経営責任者 (社長等)	執行役員等 副社長・専務・ 担当責任者	総務・業務管理 担当責任者	労務担当責任者	人事担当責任者	財務担当責任者	法務担当責任者	広報担当責任者	システム担当 責任者	その他
全体	61	60.7	73.8	88.5	60.7	60.7	59.0	45.9	57.4	54.1	36.1
自治体との 協議 (複)	発生時の支援体制について、協議をしている	7	100.0	85.7	71.4	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	28.6
	発生時の連絡体制について、協議をしている	16	75.0	81.3	93.8	62.5	62.5	75.0	62.5	68.8	12.5
	その他の事項について、協議をしている	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	協議する必要がない	7	42.9	57.1	85.7	42.9	57.1	42.9	14.3	0.0	42.9
	必要性を感じているが、協議をしたことはない	34	52.9	70.6	88.2	64.7	61.8	55.9	44.1	64.7	58.8
経営責任 者の教育 への関与 (単)	訓練や教育を率先して実施している	10	100.0	80.0	90.0	50.0	60.0	70.0	50.0	50.0	40.0
	訓練や教育の現場に立ち会っている	9	77.8	66.7	88.9	88.9	88.9	77.8	77.8	88.9	33.3
	訓練や教育の報告を受ける	26	46.2	76.9	84.6	57.7	53.8	53.8	34.6	53.8	34.6
	特に関与していることはない	13	53.8	69.2	92.3	61.5	61.5	53.8	46.2	53.8	30.8
	訓練や教育は行っていない	3	33.3	66.7	100.0	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	66.7
取引 事業者への 普及啓発 (複)	研修会・セミナーの開催	5	80.0	80.0	80.0	40.0	40.0	60.0	40.0	40.0	20.0
	訓練（共同訓練含む）の実施	8	100.0	75.0	75.0	37.5	50.0	62.5	37.5	37.5	12.5
	会議・打ち合わせ	13	69.2	76.9	84.6	69.2	76.9	69.2	53.8	69.2	30.8
	パンフレットの配布	4	100.0	100.0	75.0	50.0	75.0	75.0	50.0	50.0	0.0
	ポスターの掲示	2	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	企業（法人）のホームページでの告知	13	76.9	61.5	84.6	61.5	61.5	53.8	53.8	53.8	30.8
	その他	1	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
取引事業者に対する普及啓発は行っていない	32	46.9	75.0	93.8	65.6	62.5	59.4	46.9	62.5	53.1	40.6

自治体と発生時の支援体制について協議をしている、経営責任者が訓練や教育を率先して実施している、取引事業者への普及啓発として訓練（共同訓練含む）を実施している指定公共機関は、全て経営責任者（社長等）が策定会議に参加し、業務計画や BCP の策定に関与している。

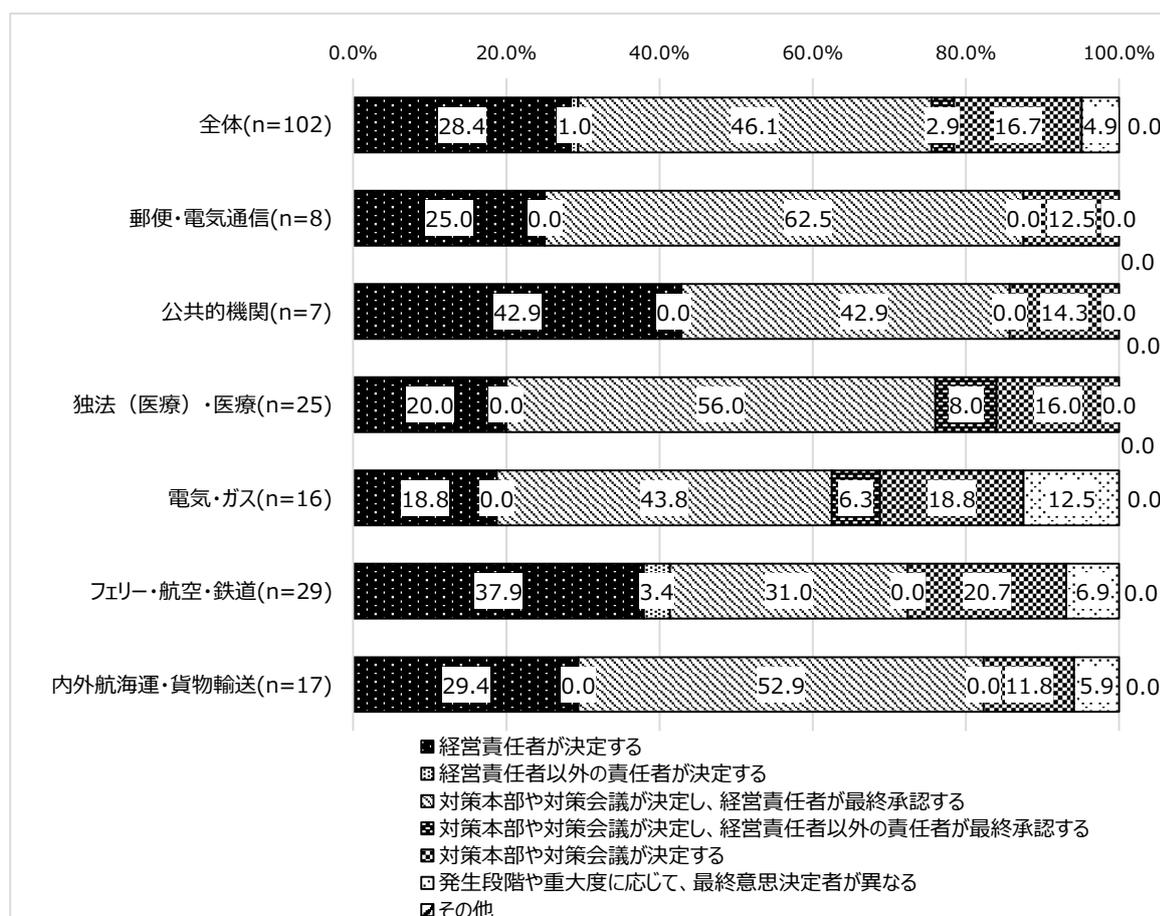
2.3 発生時の意思決定方法

新型インフルエンザ等発生時の事業継続方針等について、経営責任者が意思決定する割合は、28.4%。経営責任者が最終承認をするという割合も加えると、経営責任者が決定・承認をする割合は74.5%となる。

新型インフルエンザ等の発症に特化した代替意思決定体制を構築している指定公共機関は、全体の約半数であり、重要度によって異なる体制を有している指定公共機関も13.7%存在する。

支社・支店・支所等のみで判断が可能となっている指定公共機関は37.2%であり、対策本部や対策会議の指示の下、支社・支店・支所等が活動を行う(54.9%)よりも少ない。

問4. 新型インフルエンザ等発生時の事業継続方針等について意思決定方法は、どのようになっていますか。(単一回答)

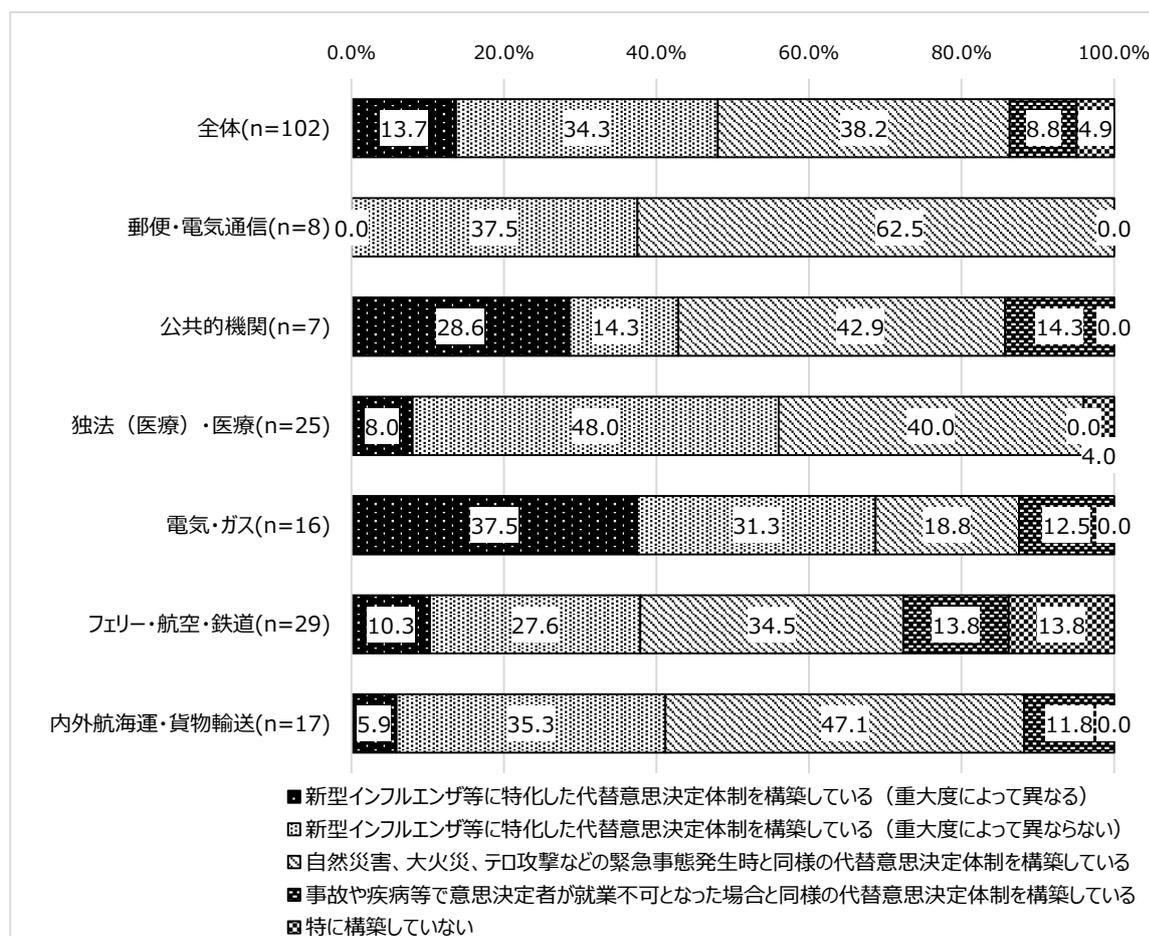


新型インフルエンザ等発生時の事業継続方針等について意思決定方法を、「経営責任者が決定する」指定公共機関は28.4%であり、「対策本部や対策会議が決定し、経営責任者が最終承認する」指定公共機関は12.5%であり、

認する」との回答を加えると 74.5%となる。

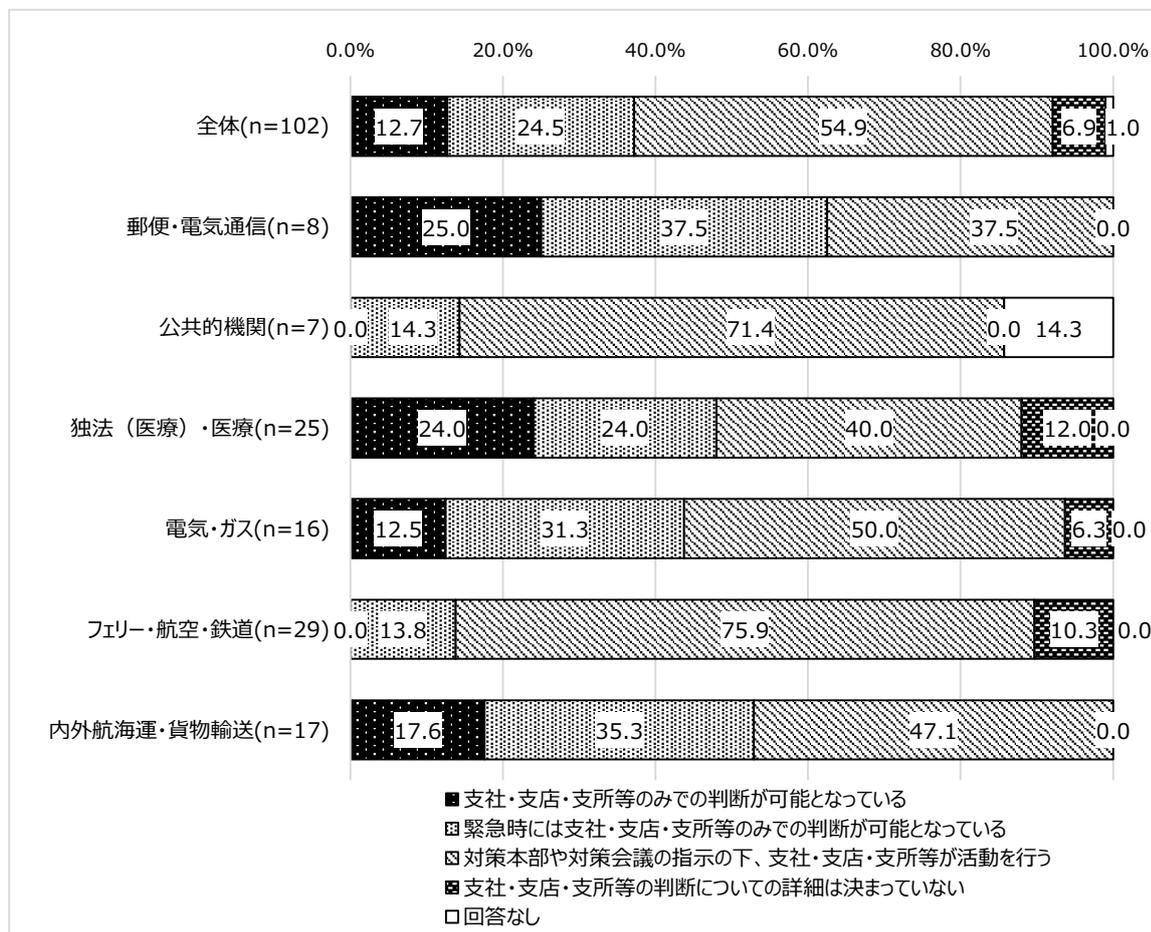
経営責任者が直接決定する割合が高いのは、「公共的機関」や「フェリー・航空・鉄道」である。「電気・ガス」では、「発生段階や重大度に応じて、最終意思決定者が異なる」の割合が、他層と比べて高い。

問5. 意思決定者の新型インフルエンザ等の発症等に備え、代替意思決定体制をどのように構築していますか。(単一回答)



新型インフルエンザ等に特化した代替意思決定体制を構築している指定公共機関は計48.0%であったが、その内訳は、「重大度によって異なる」が13.7%、「重大度によって異なる」が34.3%である。特に「電気・ガス」や「公共的機関」では、重大度によって異なる代替意思決定体制を構築している指定公共機関の割合が高く、新型インフルエンザ等に特化した細かな対応がなされていることが見受けられる。

問6. 新型インフルエンザ等発生時には、支社・支店・支所等で事業継続方針等の判断が求められることも想定されます。貴法人では支社・支店・支所等に係る意思決定の体制を、どのように構築していますか。(単一回答)



「支社・支店・支所等のみで判断が可能（緊急時を含む）となっている」と回答した指定公共機関は全体の37.2%であり、「対策本部や対策会議の指示の下、支社・支店・支所等が活動を行う」とした54.9%を下回った。「郵便・電気通信」や「内外航海運・貨物輸送」では、半数以上の指定公共機関が「支社・支店・支所等のみで判断が可能（緊急時を含む）となっている」と回答しているが、「公共的機関」や「フェリー・航空・鉄道」では7割以上が、「対策本部や対策会議の指示の下、支社・支店・支所等が活動を行う」と回答している。

問6. 新型インフルエンザ等発生時には、支社・支店・支所等で事業継続方針等の判断が求められることも想定されます。

貴法人では支社・支店・支所等に係る意思決定の体制を、どのように構築していますか。(単一回答)

(%)

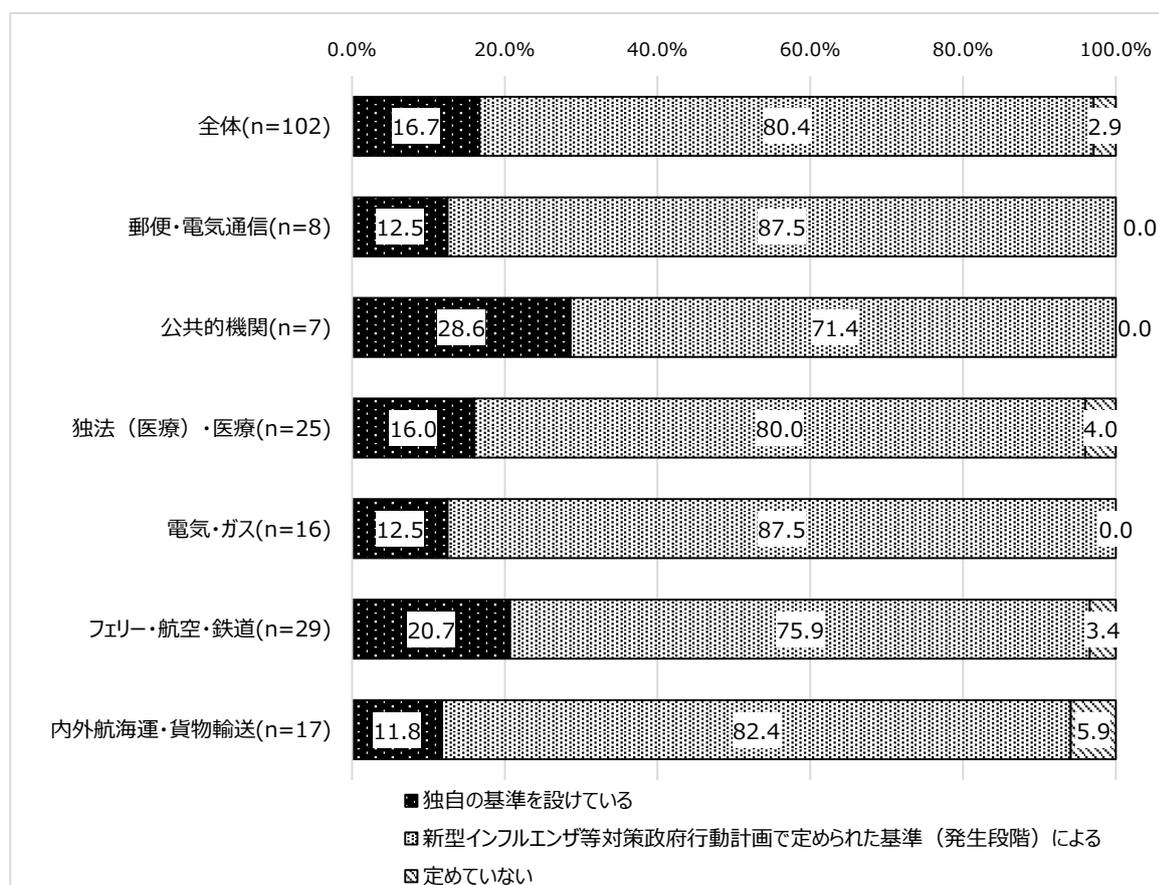
		(n=)	支社・支店・支所等のみでの判断が可能となっている	緊急時には支社・支店・支所等のみでの判断が可能となっている	指示の下、支社・支所等が活動を行う	対策本部や対策会議の指示の下、支社・支所等が活動を行う	判断についての詳細は決まっていない	支社・支店・支所等の判断についての詳細は決まっていない	回答なし
	全 体	102	12.7	24.5	54.9	6.9	1.0		
自治体との協議 (複)	発生時の支援体制について、協議をしている	10	40.0	10.0	50.0	0.0	0.0		
	発生時の連絡体制について、協議をしている	26	26.9	15.4	50.0	7.7	0.0		
	その他の事項について、協議をしている	5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0		
	協議する必要がない	12	8.3	25.0	58.3	8.3	0.0		
	必要性を感じているが、協議をしたことはない	58	6.9	27.6	56.9	6.9	1.7		
経営責任者の 教育への関与 (単)	訓練や教育を率先して実施している	17	29.4	29.4	35.3	5.9	0.0		
	訓練や教育の現場に立ち会っている	10	40.0	20.0	30.0	10.0	0.0		
	訓練や教育の報告を受ける	46	6.5	26.1	63.0	4.3	0.0		
	特に関与していることはない	24	4.2	25.0	62.5	8.3	0.0		
	訓練や教育は行っていない	5	0.0	0.0	60.0	20.0	20.0		

自治体と発生時の支援体制や連絡体制について協議をしている指定公共機関や、経営責任者が訓練や教育を率先して実施したり現場に立ち会ったりしている指定公共機関では、「支社・支店・支所等のみでの判断が可能となっている」の割合が、他層と比較して高い。

2.4 発生時の体制の立ち上げ

新型インフルエンザ等発生時における、対策本部や対策会議といった体制の立ち上げについては、8割を超える指定公共機関が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画で定められた基準（発生段階）による」ものとしている。

問7. 新型インフルエンザ等の発生時において、どのような場合に対策本部や対策会議といった体制の立ち上げを行うか、基準を定めていますか。（単一回答）



新型インフルエンザ等の発生時の体制立ち上げの基準について、8割を超える指定公共機関が、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画で定められた基準（発生段階）による」と回答しており、16.7%の指定公共機関は、「独自の基準を設けている」と回答している。独自の基準として挙げられたものは、「海外発生時／WHOの基準によるもの」「自施設の周辺等特定の地域での発生によるもの」「社長等意思決定者の判断によるもの」「総合的な判断によるもの」等が挙げられた。また、「定めていない」と回答した指定公共機関が3機関（2.9%）存在する。

その他回答の例

<海外発生時／WHOの基準によるもの>

- ・ WHOが発信する警戒レベルに応じて設置【郵便・電気通信】
- ・ WHOフェーズ5発令時を基本とし、臨機応変に対応【フェリー・航空・鉄道】
- ・ 厚生労働省が、WHOのフェーズが近々「4」に引きあげられると判断し、渡航者・在留者向けに感染症危険情報を発出した場合、または、国内で感染者が確認された場合【内外航海運・貨物輸送】
- ・ 海外の発生状況で（日本に入る前）立ち上げ【独立行政法人（医療）・医療】
- ・ 海外発生期【独立行政法人（医療）・医療】

<自施設の周辺等特定の地域での発生によるもの>

- ・ 国が「第二段階（国内発生早期）」への移行を宣言する場合や国等の公表により、自施設等所在地で感染者が確認された場合【電気・ガス】
- ・ 自施設と路線を結ぶ施設のある地域で感染症発生の情報を入手したとき。自施設等において水際対策の感染拡大防止措置が決定されたとき等【公共的機関】

<社長等意思決定者の判断によるもの>

- ・ BCPにて次の基準を定めている。①新型インフルエンザ等の感染症が発生し、甚大な損失を与える可能性があるとして社長が判断したとき。②国が対策本部を設置したとき【フェリー・航空・鉄道】
- ・ 政府対策本部が設置され、国土交通省新型インフルエンザ対策本部が設置された場合。社長が、必要があると認めた場合【フェリー・航空・鉄道】

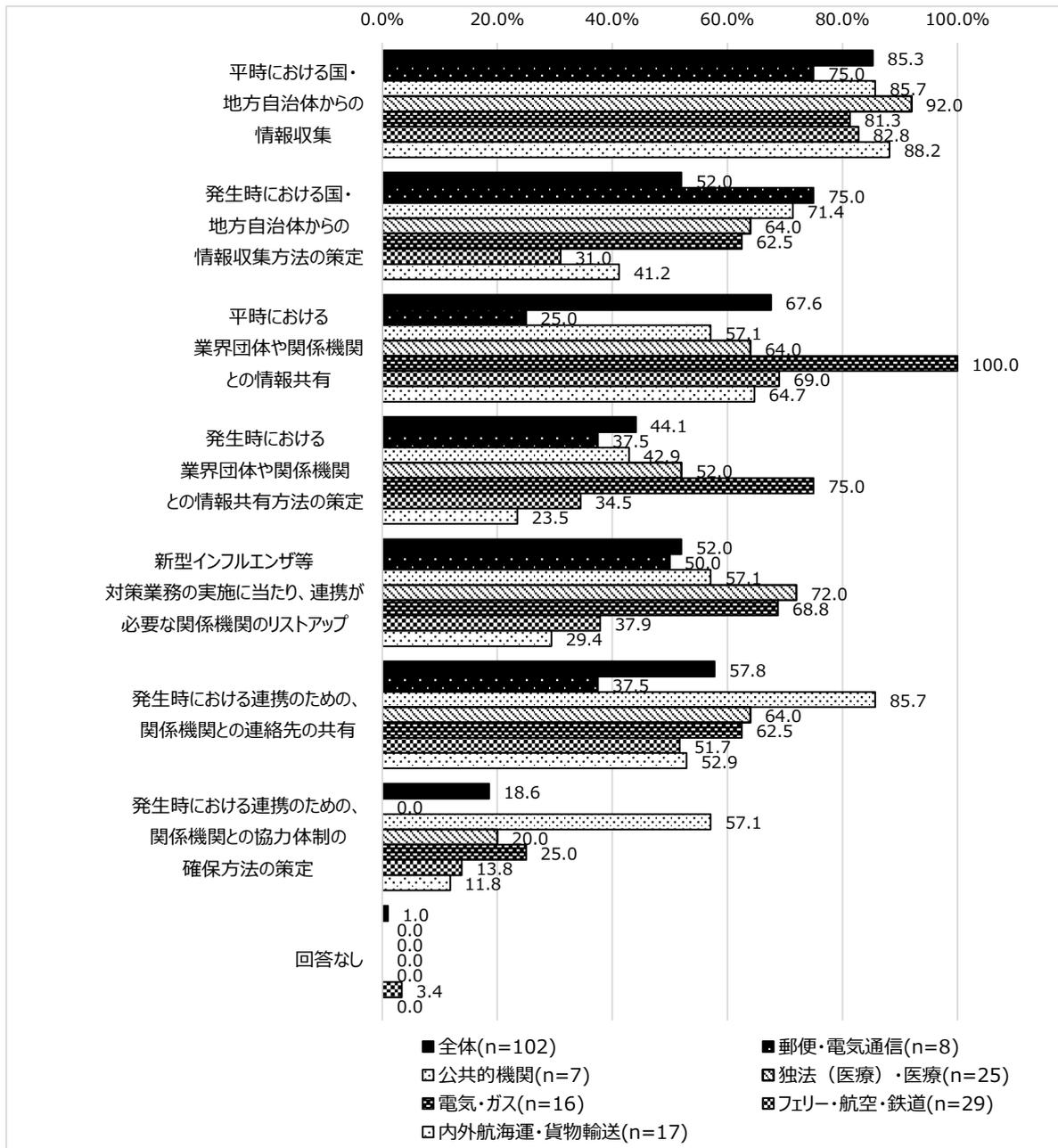
<総合的な判断によるもの>

- ・ 発生状況（発生場所）、毒性（致死率）に応じて決定【電気・ガス】
- ・ 発生状況、毒性、従業員欠勤状況など勘案して設定【フェリー・航空・鉄道】
- ・ 国が新型インフルエンザ対策本部を設置し、その設置が発表されたことを受け、行政機関からの方針・通達、事業エリアでの蔓延度、当社従業員の発症状況等を総合的に勘案し決定【フェリー・航空・鉄道】
- ・ 業務特性、公共性を考慮した基準を策定【フェリー・航空・鉄道】
- ・ 国内外および社内での感染状況、地方公共団体の保健部局の指示、指導を勘案し判断【内外航海運・貨物輸送】

2.5 情報収集、共有・連携体制

平時や発生時における情報収集・共有体制や、関係機関との連携体制として実施しているものとして多く挙げられたものは、「平時における国・地方自治体からの情報収集」や「平時における業界団体や関係機関との情報共有」であり、発生時の施策を策定している割合はやや低い。

問8. 平時や発生時における情報収集・共有体制や関係機関との連携体制として、どのようなことを行っていますか。(複数回答)



平時や発生時における情報収集・共有体制や、関係機関との連携体制として実施しているものとして多く挙げられたものは、「平時における国・地方自治体からの情報収集」や「平時における業界団体や関係機関との情報共有」であった。反面、発生時における施策を策定している割合は、やや低い。「電気・ガス」では、平時・発生時ともに「業界団体や関係機関との情報共有や情報共有方法の策定」が多く実施されており、また「公共的機関」では、「発生時における連携のための、関係機関との連絡先の共有や協力体制の確保方法の策定」が多く実施されている。

問8. 平時や発生時における情報収集・共有体制や関係機関との連携体制として、どのようなことを行っていますか。(複数回答) (%)

		(n=)	か ら の 情 報 収 集	平 時 に お け る 国 ・ 地 方 自 治 体	発 生 時 に お け る 国 ・ 地 方 自 治 体	平 時 に お け る 業 界 団 体 や 関 係 機 関 と の 情 報 共 有	平 時 に お け る 業 界 団 体 や 関 係 機 関 と の 情 報 共 有 方 法 の 策 定	発 生 時 に お け る 業 界 団 体 や 関 係 機 関 と の 情 報 共 有 方 法 の 策 定	新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 業 務 の 実 施 に 当 た り 、 連 携 が 必 ず 要 な 関 係 機 関 の リ ス ト ア ッ プ	共 有 の 発 生 時 に お け る 連 携 の た め の 関 係 機 関 と の 連 絡 先 の 共 有	確 保 方 法 の 策 定	の 発 生 時 に お け る 連 携 の た め の 関 係 機 関 と の 協 力 体 制 の 策 定	回 答 な し
	全 体	102	85.3	52.0	67.6	44.1	52.0	57.8	18.6	1.0			
訓練の実施 (複)	重要業務の継続に関する訓練	19	94.7	63.2	78.9	57.9	68.4	78.9	36.8	0.0			
	感染対策に関する習熟訓練	15	100.0	60.0	66.7	53.3	66.7	80.0	26.7	0.0			
	職場内で感染者が出た場合の対応訓練	14	100.0	64.3	85.7	78.6	64.3	85.7	28.6	0.0			
	連絡体制確認の訓練	58	89.7	56.9	75.9	46.6	58.6	62.1	22.4	0.0			
	複数の状況を設定した机上訓練	20	90.0	45.0	75.0	45.0	60.0	55.0	15.0	0.0			
	対策本部立ち上げ訓練	37	89.2	54.1	70.3	45.9	48.6	67.6	13.5	0.0			
	在宅勤務の試行	8	87.5	87.5	75.0	75.0	62.5	75.0	12.5	0.0			
	国・地方自治体との合同訓練	61	83.6	59.0	70.5	54.1	59.0	68.9	21.3	0.0			
	取引事業者との合同訓練	5	100.0	60.0	100.0	60.0	80.0	80.0	40.0	0.0			
	業界全体での合同訓練	2	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0			
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	訓練は行っていない	11	90.9	9.1	27.3	9.1	9.1	27.3	9.1	9.1			

訓練を行っていない指定公共機関は、平時や発生時における情報収集・共有体制や関連機関との連携体制として行っていることが、他層と比較して少ない。

2.6 組織・人員体制

人員計画の立案における欠勤率や期間の想定も、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の被害想定に基づいたものが多くを占めるが、業態に適した独自の想定に基づき人員計画を立案している指定公共機関も多い。国内発生早期、国内感染期以外に、国内まん延期、国内拡大期、国内小康期、回復期・終息期や、海外発生期・WHO フェーズ段階に基づき欠勤率や期間を想定し、人員計画を立案している指定公共機関もあった。

欠勤する可能性がある従業員の家族の状況の把握については、7割を超える指定公共機関が「特段、把握していない」と回答しており、臨時休校・福祉サービスの停止、家族の看病等により、想定以上の欠勤が生じる可能性もある。

新型インフルエンザ等の発生時の対応体制について、組織改編や人事異動の都度、「ただちに見直ししている」と回答した指定公共機関は23.5%であり、「タイミングをみて見直ししている」の63.7%を合わせると87.2%の指定公共機関で見直しが行われているが、「見直ししていない」と回答した指定公共機関が1割以上存在する。

問9. 発生段階ごとに、どの程度の欠勤率や期間を想定し、人員計画を立案していますか。
(自由回答)

発生段階	業種	想定している欠勤率	欠勤率に係る期間	
国内発生早期・発生期	郵便・電気通信	30%	-	
		独立行政法人（医療）・医療	数%	-
			数%	-
			5%	県内発生早期の約4週間
			10%	流行のピーク時の約10日間
			20%	1週間から10日間
			25%	約4週間
			40%	国からの連絡による
			40%	流行のピーク時の約2週間等
	電気・ガス	0%	-	
		0%	管内発生早期から約2週間	
		0%	約2週間	
		数%	-	
		9%	2週間後	
		0~25%	2週間	
		20%	国内発生から約2週間	
		40%	10週間	
		40%	14日	
		40%	流行が8週間続くと想定	
	フェリー・航空・鉄道	10%	2週間	
		10%	1週間	
10%		1週間から10日間		

		20%	2 週間
		30%	ピーク時の約 2 週間
		40%	2 週間
		40%	流行ピーク時の約 2 週間
	内外航海運・貨物輸送	5%	1 週間
		5%	-
		30%	流行のピークの約 2 週間
		設定なし	設定なし

発生段階	業種	想定している 欠勤率	欠勤率に係る期間
国内感染期	郵便・電気通信	40%	2 週間
		40%	2 週間程度
		40%	2 週間程度
		40%	ピーク時の約 2 週間
		40%	流行の波 1 回 (約 8 週間)
		83%	感染期
	公共的機関	40%	ピーク時の 2 週間
		40%	約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間程度
	独立行政法人 (医療) ・ 医療	5%	2 週間程度
		40%	ピーク時 2 週間
		40%	ピーク時の 2 週間
		40%	県内感染期の約 2 週間
		40%	流行のピーク時の 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	約 8 週間
		40%	-
		40%	-
		40%	-
		90%	ピーク時の 2 週間 (多くの従業員に自宅待機を命じる)
	100%	流行のピーク時の約 2 週間等	
	電気・ガス	30%	60 日
		40%	2 週間
		40%	まん延期の 2 週間
		40%	約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間

		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	8 週間
	フェリー・航空・鉄道	20%	特になし
		40%	2 週間
		40%	ピーク時の 2 週間
		40%	ピーク時の 2 週間
		40%	ピーク時の約 2 週間
		40%	ピーク時の約 2 週間
		40%	政府試算想定である 2 週間を採用
		40%	約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
	内外航海運・貨物輸送	15%	罹患社員 1 名当たり 4 日程度
		40%	2 週間
		40%	ピーク時の 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		40%	流行のピーク時

発生段階	業種	想定している 欠勤率	欠勤率に係る期間
国内まん延期	郵便・電気通信	40%	10 日間
	公共的機関	40%	発生後、4 週間後～6 週間後の 2 週間
	独立行政法人（医療）・ 医療	40%	約 2 週間
	電気・ガス	40%	2 週間程度
		40%	ピーク時の約 2 週間
		40%	約 6 週間
		約 40%	まん延から約 2 週間
	フェリー・航空・鉄道	40%	1～2 週間
		40%	感染状況を踏まえながら通常体制に移行する
		40%	流行のピーク時の約 2 週間
		45%	ピーク時の約 2 週間
	内外航海運・貨物輸送	40%	設定なし
		40%	ピーク時を中心とする 8 週間

発生段階	業種	想定している 欠勤率	欠勤率に係る期間
国内拡大期	公共的機関	25%	発生後、2週間後～4週間後の2週間
	独立行政法人（医療）・ 医療	-	約4週間
		40%	3週間
	電気・ガス	25%	4週間後
		25%	約4週間
		約25%	管外拡大期から約2週間
		25～40%	6週間前後
		85%	明確な定めなし
	フェリー・航空・鉄道	20%	1週間
30%		1週間から10日間	
内外航海運・貨物輸送	25%	設定なし	

発生段階	業種	想定している 欠勤率	欠勤率に係る期間
国内小康期	郵便・電気通信	20%	-
	独立行政法人（医療）・ 医療	20%	流行のピーク時の約1週間
	電気・ガス	数%	-

発生段階	業種	想定している 欠勤率	欠勤率に係る期間
回復期・終息期	公共的機関	25%	発生後、6週間後～8週間後の2週間
	内外航海運・貨物輸送	10%	1週間

発生段階	業種	想定している 欠勤率	欠勤率に係る期間
海外発生期・WHO フェーズに よるもの	電気・ガス	0%	海外発生から約2週間
	フェリー・航空・鉄道	20%	ピーク時の約2週間
	内外航海運・貨物輸送	5%	1週間
		40%	2週間
		40%	8週間

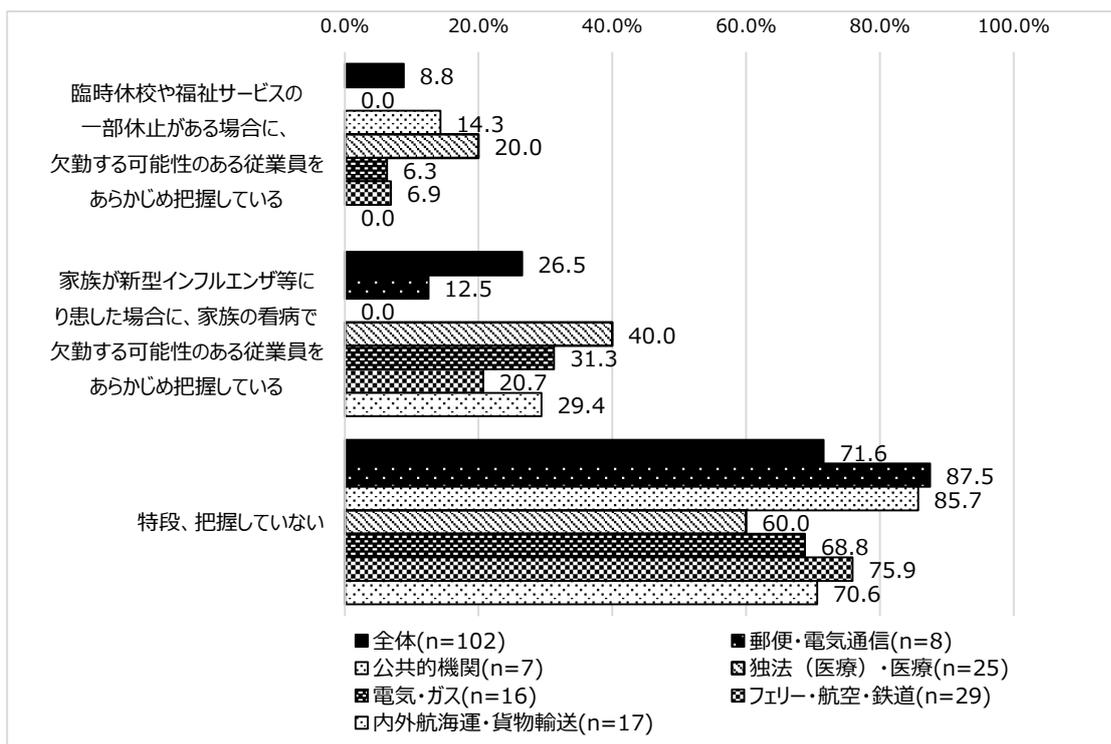
人員計画の立案における欠勤率や期間の想定も、対策本部・対策会議立ち上げの基準（問7）と同様、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の被害想定に基づいたものが多くを占めるが、業態に適した独自の想定に基づき、人員計画を立案している指定公共機関も多い。

国内発生早期・発生期については、欠勤率の想定は数%から40%程度と幅が大きく、欠勤率に係る期間は1週間から2週間程度を想定している指定公共機関が多いが、中には発生早期から4週間や8週間等といった、長期の欠勤を想定している指定公共機関もある。

国内感染期については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の被害想定に基づいた、欠勤率40%、欠勤率に係る期間は2週間というものが圧倒的に多いものの、8週間や60日等といった長期の欠勤率を想定している指定公共機関もある。

その他、国内まん延期、国内拡大期、国内小康期、回復期・終息期や、海外発生期・WHOフェーズ段階に基づき、欠勤率や期間を想定し、人員計画を立案している指定公共機関もある。

問15. 臨時休校や、従業員の家族が新型インフルエンザ等に感染した際の看病で、欠勤する可能性がある従業員の状況について、どのように把握していますか。(複数回答)



欠勤する可能性がある従業員の状況の把握については、7割を超える指定公共機関が「特段、把握していない」と回答した。「独法(医療)・医療」では、把握している割合が高い。

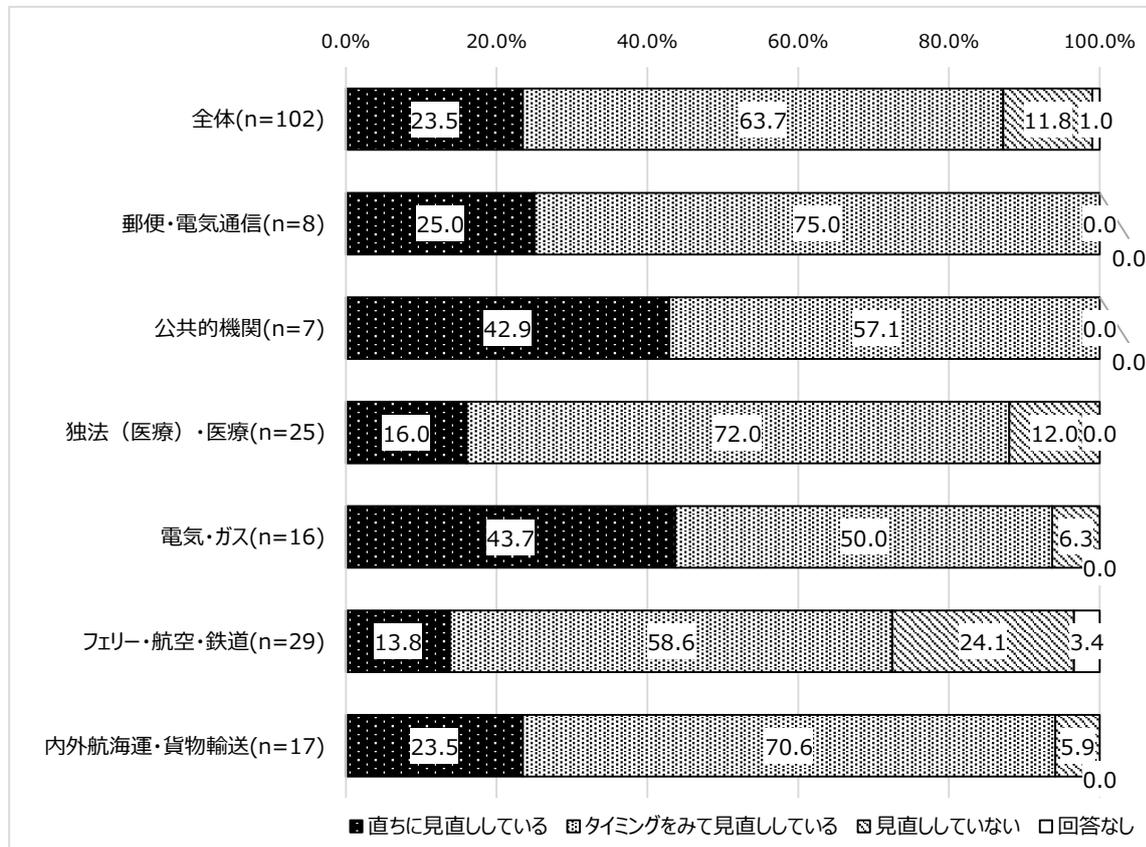
問 1 5. 臨時休校や、従業員の家族が新型インフルエンザ等に感染した際の看病で、欠勤する可能性がある従業員の状況について、どのように把握していますか。(複数回答)

(%)

		(n=)	臨時休校や福祉サービスの一部休止がある場合に、欠勤する可能性がある従業員をあらかじめ把握している	従業員をあらかじめ把握している 家族が新型インフルエンザ等に り患した場合に、家族の看病で 欠勤する可能性のある 従業員をあらかじめ把握している	特段、把握していない
	全 体	102	8.8	26.5	71.6
リスク低減方法 (単)	発生時に担当する業務の内容ごとに、 リスク低減方法を定めている	13	15.4	46.2	38.5
	平時に担当している業務の内容ごとに、 リスク低減方法を定めている	13	15.4	23.1	76.9
	全社共通の方法で、リスク低減方法を定めている	74	6.8	24.3	75.7
	リスク低減方法は定めていない	2	0.0	0.0	100.0
訓練の実施 (複)	重要業務の継続に関する訓練	19	10.5	36.8	63.2
	感染対策に関する習熟訓練	15	26.7	46.7	46.7
	職場内で感染者が出た場合の対応訓練	14	21.4	28.6	64.3
	連絡体制確認の訓練	58	8.6	27.6	70.7
	複数の状況を設定した机上訓練	20	15.0	45.0	55.0
	対策本部立ち上げ訓練	37	10.8	32.4	67.6
	在宅勤務の試行	8	12.5	12.5	87.5
	国・地方自治体との合同訓練	61	13.1	26.2	72.1
	取引事業者との合同訓練	5	20.0	60.0	40.0
	業界全体での合同訓練	2	0.0	50.0	50.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0
	訓練は行っていない	11	9.1	18.2	72.7
感染対策につい ての従業員への 教育・普及啓発 (複)	研修会・セミナーの開催	20	25.0	30.0	70.0
	訓練の実施	40	12.5	30.0	67.5
	経営責任者による啓発活動	7	14.3	71.4	28.6
	パンフレットの配布	16	18.8	31.3	62.5
	ポスターの掲示	30	23.3	30.0	63.3
	企業（法人）内ネットワーク（イントラネット） での告知	61	8.2	24.6	72.1
	企業（法人）のホームページでの告知	14	7.1	28.6	71.4
	その他	17	5.9	11.8	88.2
	従業員に対する教育・普及啓発は行っていない	6	0.0	16.7	83.3

新型インフルエンザ等発生時に担当する業務の内容ごとにリスク低減方法を定めている指定公共機関、感染対策に関する習熟訓練を実施している指定公共機関、経営責任者自らが従業員への教育・普及活動を行っている指定公共機関では、欠勤する可能性がある従業員の状況を「特段把握していない」の割合が、他層と比較して低い。

問10. 新型インフルエンザ等の発生時の対応体制を、組織改編や人事異動の都度、直ちに
見直ししていますか。(単一回答)



新型インフルエンザ等の発生時の対応体制について、組織改編や人事異動の都度、「ただちに見直ししている」と回答した指定公共機関は23.5%であり、「タイミングをみて見直ししている」の63.7%を合わせると87.2%の指定公共機関で見直しが行われている。ただし、「見直ししていない」と回答した指定公共機関が1割以上存在する。

「電気・ガス」や「公共的機関」では、「直ちに見直ししている」の割合が高いが、「フェリー・航空・鉄道」では「直ちに見直ししている」の割合が低く、「見直ししていない」の割合が高い。

問10. 新型インフルエンザ等の発生時の対応体制を、組織改編や人事異動の都度、直ちに見直ししていますか。(単一回答) (%)

		(n=)	直ちに見直ししている	タイミングをみて見直ししている	見直ししていない	回答なし
	全体	102	23.5	63.7	11.8	1.0
事業者団体、取引事業者等との協議(複)	資材などの調達について、対策を定めている	24	37.5	62.5	0.0	0.0
	情報システムの維持について、対策を定めている	25	28.0	68.0	4.0	0.0
	インフラの維持について、対策を定めている	26	30.8	69.2	0.0	0.0
	緊急時の連絡体制を構築している	62	30.6	64.5	4.8	0.0
	相互支援を定めている	14	21.4	71.4	7.1	0.0
	主要業務の継続にかかるボトルネックについて、協議している	10	60.0	40.0	0.0	0.0
	オフィスや生産設備についての貸与について、協議している	2	100.0	0.0	0.0	0.0
	自社の対策を共有している	21	42.9	57.1	0.0	0.0
	発生時の法令面での対応を検討し、定めている	6	16.7	66.7	16.7	0.0
	その他	8	12.5	50.0	25.0	12.5
	対応策を定めていない	25	4.0	64.0	32.0	0.0
訓練の実施(複)	重要業務の継続に関する訓練	19	42.1	57.9	0.0	0.0
	感染対策に関する習熟訓練	15	46.7	40.0	13.3	0.0
	職場内で感染者が出た場合の対応訓練	14	57.1	35.7	7.1	0.0
	連絡体制確認の訓練	58	22.4	69.0	8.6	0.0
	複数の状況を設定した机上訓練	20	30.0	65.0	0.0	5.0
	対策本部立ち上げ訓練	37	24.3	67.6	8.1	0.0
	在宅勤務の試行	8	50.0	50.0	0.0	0.0
	国・地方自治体との合同訓練	61	27.9	63.9	8.2	0.0
	取引事業者との合同訓練	5	20.0	80.0	0.0	0.0
	業界全体での合同訓練	2	50.0	50.0	0.0	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0
訓練は行っていない	11	9.1	63.6	27.3	0.0	

事業者団体や取引事業者等との協議をよく行っている指定公共機関や、職場内で感染者が出た場合の対応訓練をよく行っている指定公共機関では、組織改編や人事異動の都度、対応体制を「直ちに見直ししている」の割合が、他層と比較して高い。

3 職場における感染対策について

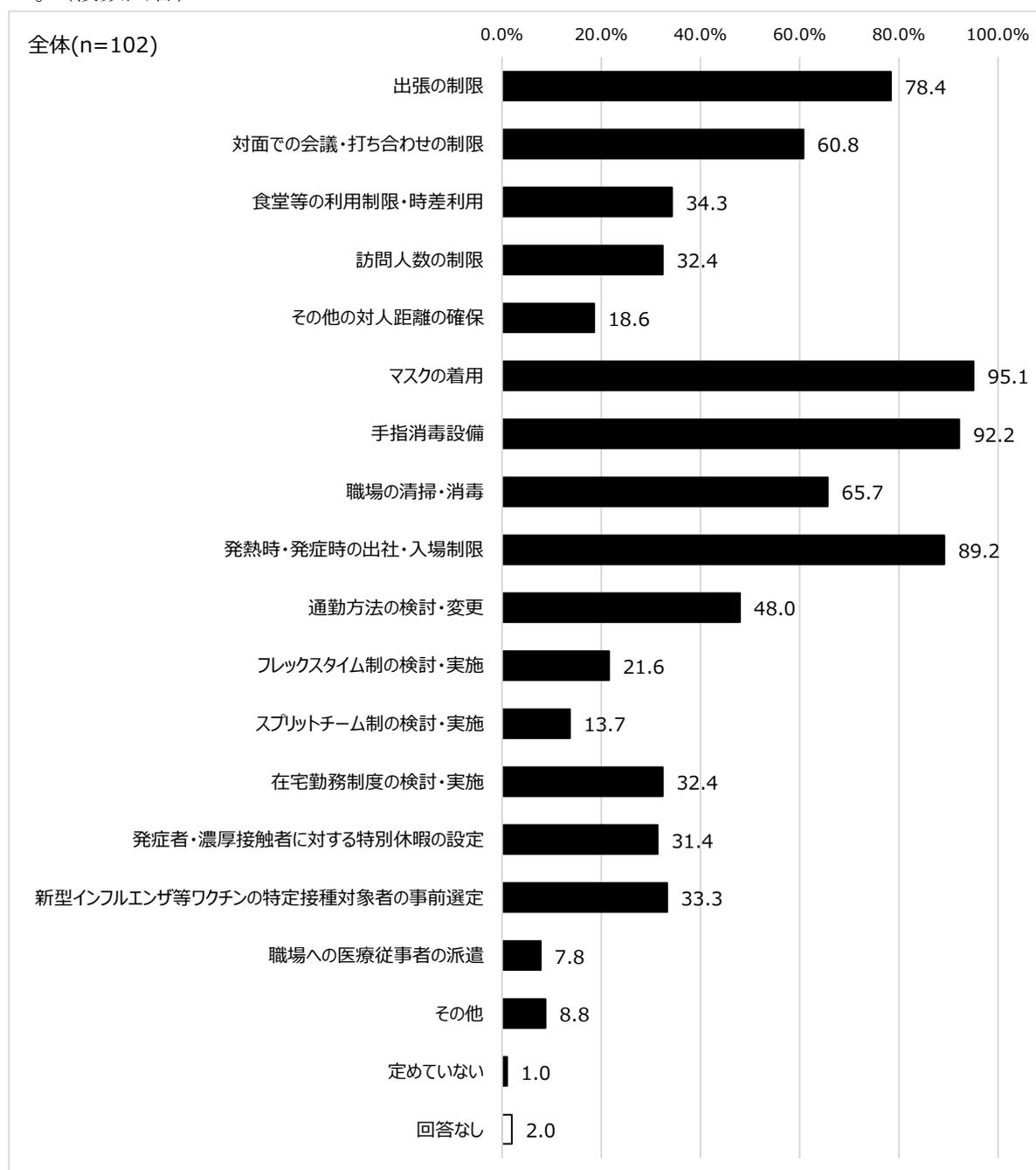
3.1 感染対策

職場において感染を予防するためのリスク低減方法として、よく実施されているものは、「マスクの着用」「手指消毒設備」「発熱時・発症時の出社・入場制限」といったものであり、9割前後の指定公共機関で実施されている。「在宅勤務制度の検討・実施」を行っている指定公共機関は3割を超えたが、「フレックスタイム制の検討・実施」や「スプリットチーム制の検討・実施」は1~2割程度である。

新型インフルエンザ等発生時に担当する業務の内容ごとに、職場（部署等）別にリスク低減方法を定めていると回答した指定公共機関は12.7%、平時に担当している業務の内容ごとに、職場（部署等）別にリスク低減方法を定めていると回答した指定公共機関は12.7%、計25.4%が業務の内容ごとにリスク低減方法を定めていると回答した。

感染予防対策の内容について、従業員に行っている指導として多いものは、「手洗い・うがいといった感染予防の実施」や「新型インフルエンザ等本人発症時の出勤の自粛」「新型インフルエンザ等本人発症の報告」といったものであり、職場におけるリスク低減方法と同じような対策がよく指導されている。

問 1 1. 職場内において感染を予防するために、どのようなリスク低減方法を定めていますか。(複数回答)



(%)

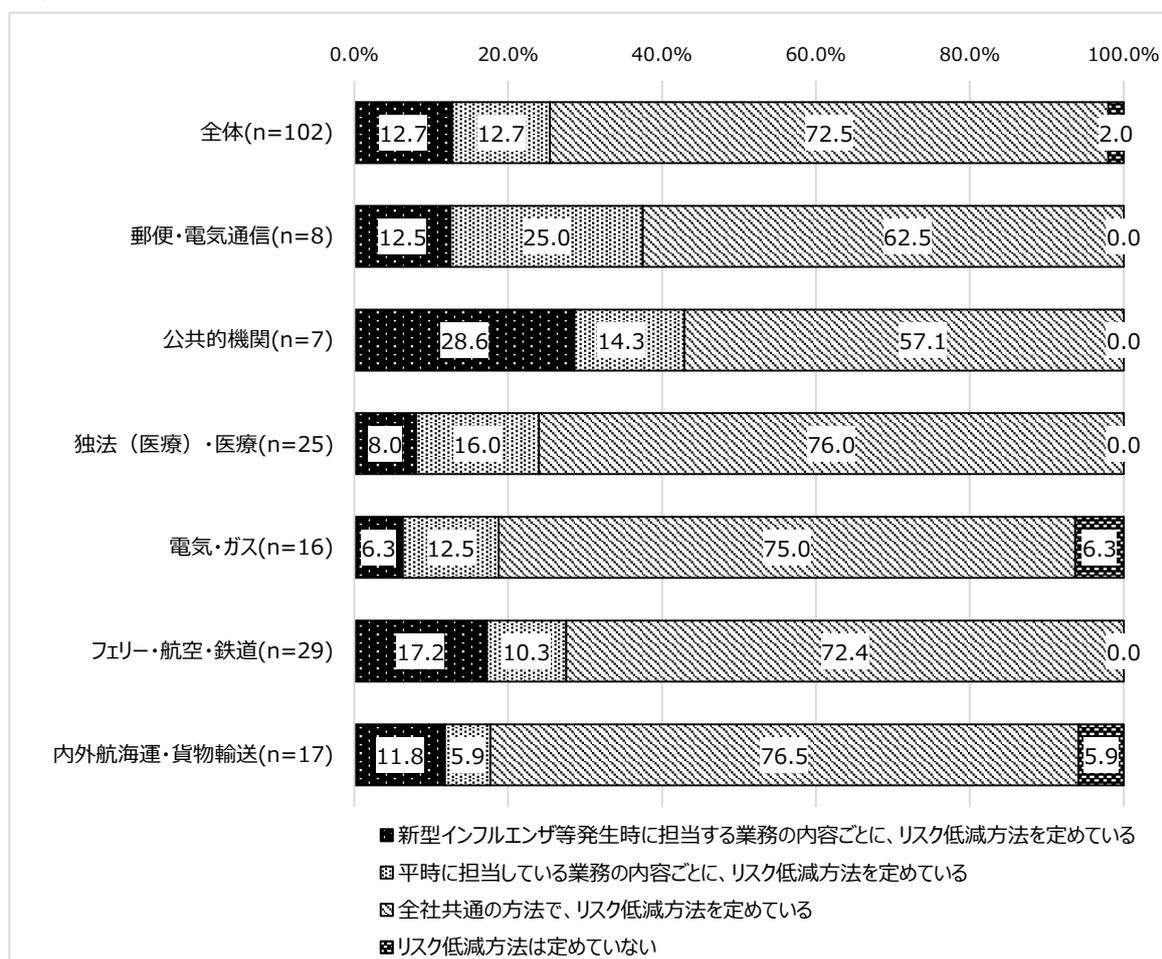
	(n=)	出張の制限	対面での会議・打ち合わせの制限	食堂等の利用制限・時差利用	訪問人数の制限	その他の対人距離の確保	マスクの着用	手指消毒設備	職場の清掃・消毒	発熱時・発症時の入社・入場制限	通勤方法の検討・変更
全体	102	78.4	60.8	34.3	32.4	18.6	95.1	92.2	65.7	89.2	48.0
郵便・電気通信	8	100.0	75.0	50.0	25.0	25.0	100.0	100.0	62.5	87.5	75.0
公共的機関	7	71.4	71.4	42.9	57.1	0.0	100.0	85.7	57.1	85.7	71.4
独法（医療）・医療	25	96.0	80.0	32.0	52.0	24.0	92.0	96.0	88.0	96.0	56.0
電気・ガス	16	93.8	87.5	81.3	37.5	31.3	93.8	93.8	68.8	87.5	75.0
フェリー・航空・鉄道	29	62.1	44.8	13.8	17.2	10.3	100.0	89.7	69.0	89.7	20.7
内外航海運・貨物輸送	17	58.8	23.5	17.6	17.6	17.6	88.2	88.2	29.4	82.4	35.3

(%)

	(n=)	フレックスタイム制の検討・実施	スプリットチーム制の検討・実施	在宅勤務制度の検討・実施	発症者・濃厚接触者に対する特別休暇の設定	新型コロナウイルス等ワクチンの特定接種対象者の事前選定	職場への医療従事者の派遣	その他	定めていない	回答なし
全体	102	21.6	13.7	32.4	31.4	33.3	7.8	8.8	1.0	2.0
郵便・電気通信	8	25.0	25.0	75.0	62.5	62.5	0.0	0.0	0.0	0.0
公共的機関	7	42.9	28.6	42.9	57.1	57.1	14.3	14.3	0.0	0.0
独法（医療）・医療	25	28.0	8.0	48.0	36.0	32.0	8.0	0.0	0.0	0.0
電気・ガス	16	31.3	31.3	25.0	31.3	43.8	25.0	18.8	0.0	6.3
フェリー・航空・鉄道	29	10.3	0.0	10.3	20.7	27.6	3.4	13.8	0.0	0.0
内外航海運・貨物輸送	17	11.8	17.6	29.4	17.6	11.8	0.0	5.9	5.9	5.9

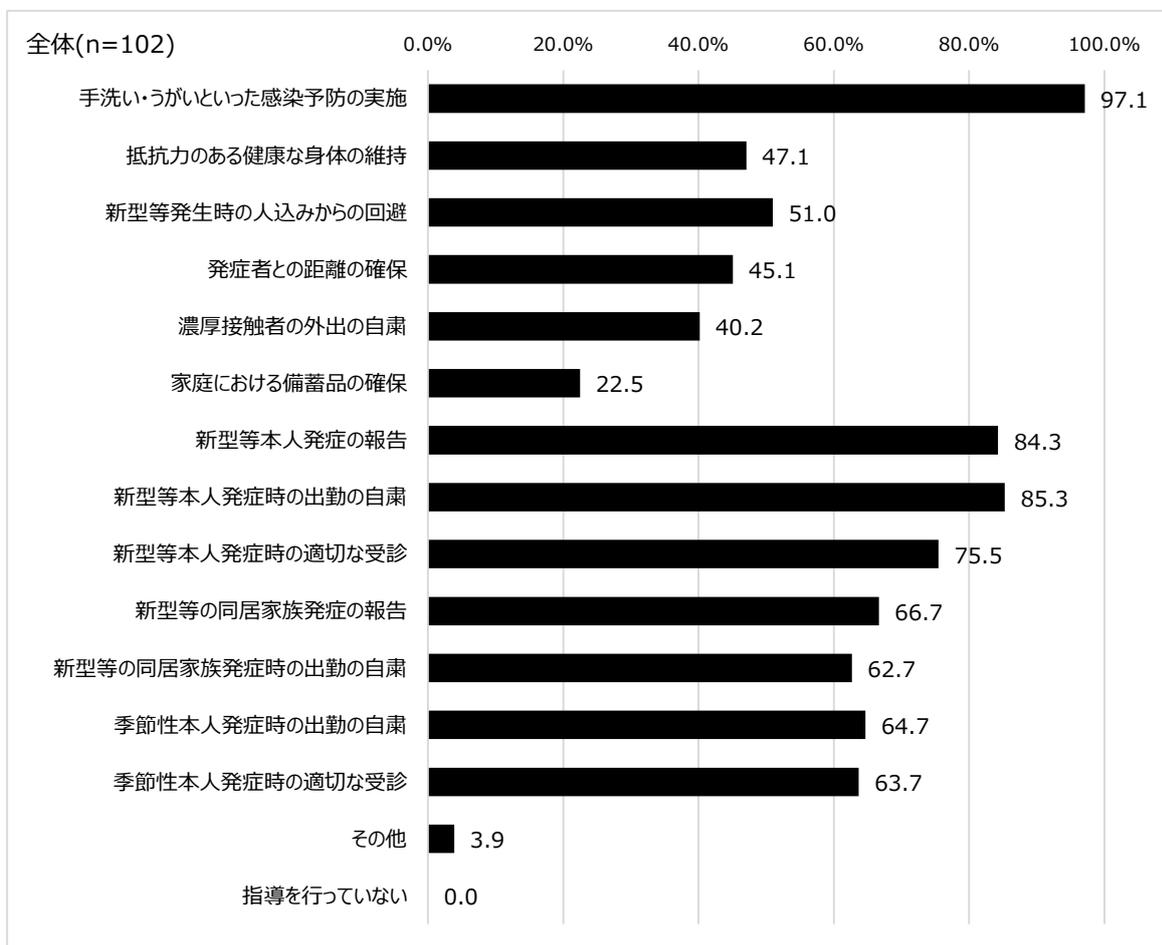
職場内における感染を予防するためのリスク低減方法として、よく実施されているものは、「マスクの着用」「手指消毒設備」であり、9割以上の指定公共機関が実施していると回答した。また、「発熱時・発症時の入社・入場制限」もほぼ9割の指定公共機関で実施されている。「在宅勤務制度の検討・実施」を行っている指定公共機関は3割を超えたが、「フレックスタイム制の検討・実施」や「スプリットチーム制の検討・実施」は2割程度、もしくはそれ以下である。これらは、「公共的機関」では、比較的よく実施されている。「新型コロナウイルス等ワクチンの特定接種対象者の事前選定」を実施していると回答した指定公共機関が3割強存在したが、その割合は特に「郵便・電気通信」や「公共的機関」で高い。

問12. 貴法人では、職場（部署等）別に、感染予防のためのリスク低減方法を定めていますか。（単一回答）



職場（部署等）別に、感染予防のためのリスク低減方法を定めているかどうかという問いに、「新型インフルエンザ等発生時に担当する業務の内容ごとに、リスク低減方法を定めている」と回答した指定公共機関は 12.7%、「平時に担当している業務の内容ごとに、リスク低減方法を定めている」と回答した指定公共機関は 12.7%、計 25.4%が業務の内容ごとにリスク低減方法を定めていると回答した。その割合が特に高いのは「公共的機関」で計 42.9%（発生時 28.6%＋平時 14.3%）となっている。なお、「リスク低減方法は定めていない」と回答した指定公共機関が 2 機関存在する。

問13. 感染予防対策の内容について、従業員にあらかじめ周知し、理解を求めため、どのような指導を行っていますか。(複数回答)



(%)

	(n=)	手洗い・うがいと いった感染予防の実施	抵抗力のある健康な 身体の維持	新型等発生時の 人込みからの回避	発症者との距離の 確保	濃厚接触者の外出の 自粛	家庭における備蓄品の 確保	新型等本人発症の 報告	新型等本人発症時の 出勤の自粛
全体	102	97.1	47.1	51.0	45.1	40.2	22.5	84.3	85.3
郵便・電気通信	8	100.0	37.5	50.0	12.5	37.5	25.0	87.5	87.5
公共的機関	7	100.0	42.9	57.1	71.4	42.9	28.6	71.4	85.7
独法（医療）・医療	25	96.0	52.0	64.0	60.0	48.0	32.0	92.0	92.0
電気・ガス	16	100.0	56.3	62.5	62.5	50.0	18.8	75.0	81.3
フェリー・航空・鉄道	29	96.6	41.4	37.9	34.5	34.5	13.8	86.2	89.7
内外航海運・貨物輸送	17	94.1	47.1	41.2	29.4	29.4	23.5	82.4	70.6

(%)

	(n=)	新型等本人発症時の 適切な受診	新型等の同居家族 発症の報告	新型等の同居家族 発症時の出勤の自粛	季節性本人発症時の 出勤の自粛	季節性本人発症時の 適切な受診	その他	指導を行っていない
全体	102	75.5	66.7	62.7	64.7	63.7	3.9	0.0
郵便・電気通信	8	75.0	75.0	87.5	50.0	62.5	12.5	0.0
公共的機関	7	85.7	57.1	42.9	57.1	57.1	0.0	0.0
独法（医療）・医療	25	88.0	64.0	68.0	64.0	60.0	0.0	0.0
電気・ガス	16	62.5	68.8	68.8	75.0	81.3	6.3	0.0
フェリー・航空・鉄道	29	72.4	72.4	58.6	69.0	65.5	3.4	0.0
内外航海運・貨物輸送	17	70.6	58.8	52.9	58.8	52.9	5.9	0.0

感染予防対策について、従業員に行っている指導として、最も多く挙げられたものは、「手洗い・うがいといった感染予防の実施」であり、ほぼ全ての指定公共機関が実施していると回答した。次いで、「新型インフルエンザ等本人発症時の出勤の自粛」や、「新型等の本人発症の報告」が、よく指導されている。これは、職場におけるリスク低減方法（問11）と同様の傾向である。「家庭における備蓄品の確保」を指導している指定公共機関は少なく、2割強にとどまった。

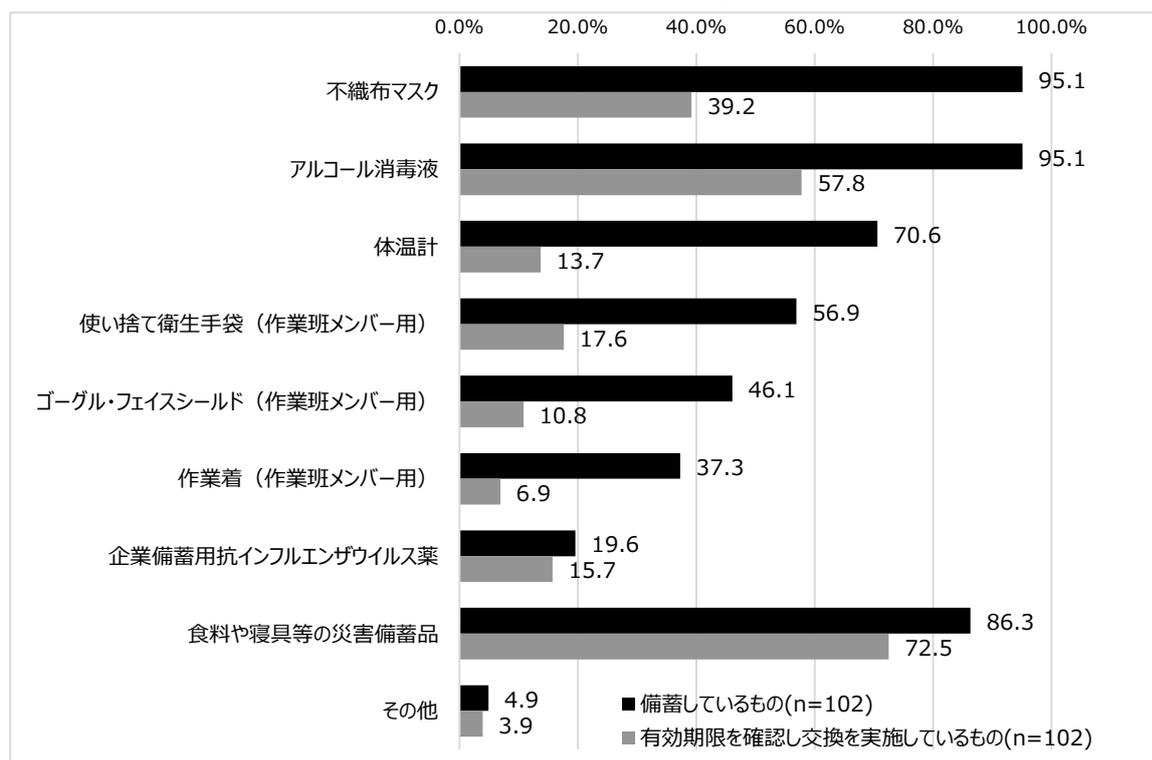
3.2 備蓄品

最も多く備蓄されているものは、「不織布マスク」と「アルコール消毒液」であり、ほぼ全ての指定公共機関が備蓄している。職場内の感染予防のためのリスク軽減方法として、「マスクの着用」や「手指消毒設備」がよく実施されていることや、「手洗い・うがい」といった感染予防の実施の指導がよく実施されていることから、これらの備蓄が進んでいるものと思われる。次いで「食料や寝具等の災害備蓄品」が多く挙げられたが、自然災害等、新型インフルエンザ等対策以外の対策を兼ねている可能性がある。

作業班メンバー用の「使い捨て衛生手袋」「ゴーグル・フェイスシールド」「作業着」の備蓄の割合は4～6割程度であった。

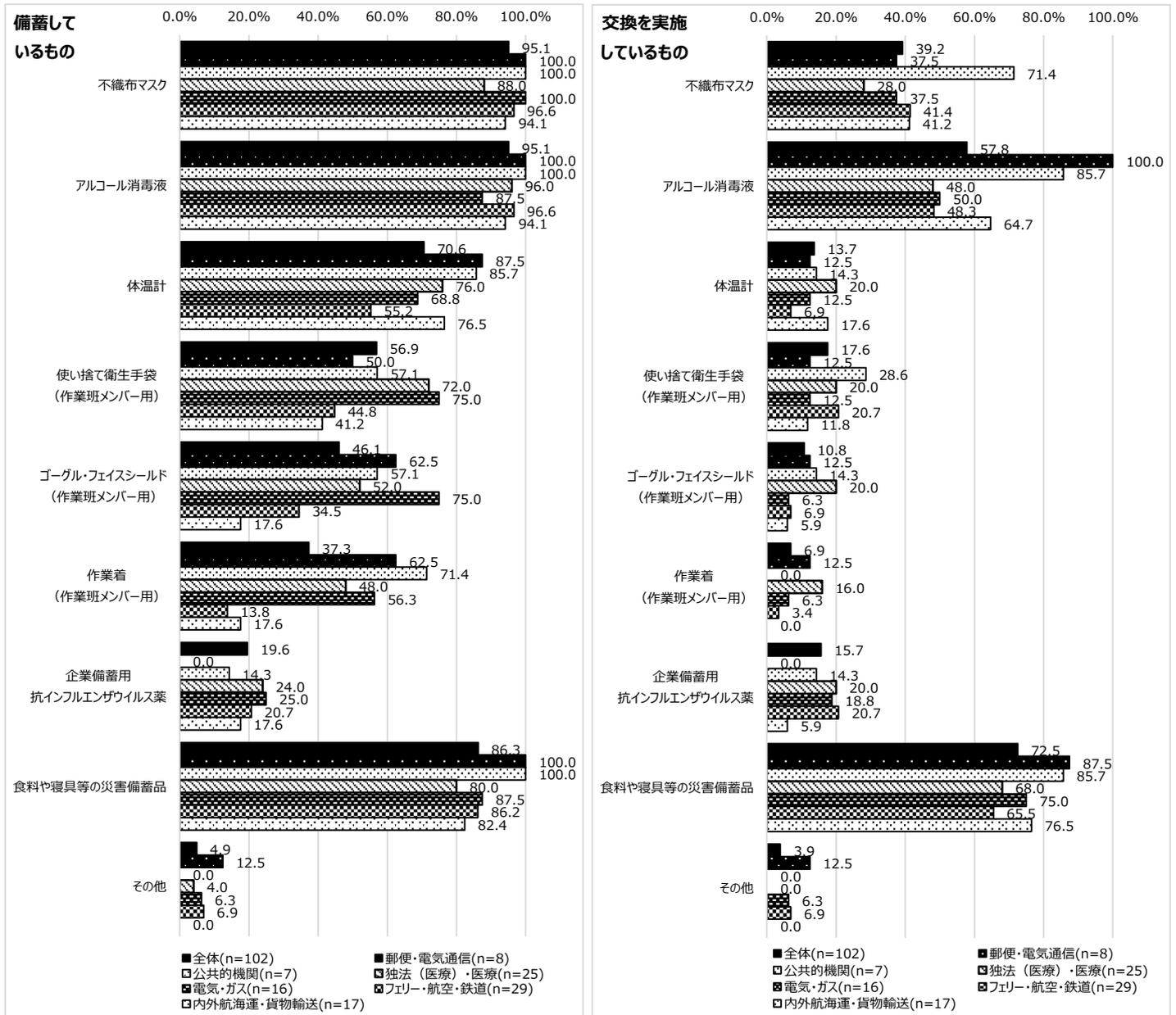
「企業備蓄用抗インフルエンザウイルス薬」を備蓄している指定公共機関が2割弱存在し、交換も実施されている。

問14. 个人防护具（作業班メンバー用）、マスクや消毒薬等を備蓄していますか。また有効期間経過後、それらの備蓄品を交換していますか。（各複数回答）



「不織布マスク」や「アルコール消毒液」は、ほぼ全ての指定公共機関で備蓄されている。「食料や寝具等の災害備蓄品」の備蓄の割合も高く、交換実施の割合も高い。作業班メンバー用の「使い捨て衛生手袋」「ゴーグル・フェイスシールド」「作業着」の備蓄の割合は4～6割程度であった。「企業備蓄用抗インフルエンザウイルス薬」を備蓄している指定公共機関が2割弱存在し、交換も実施されている。

問14. 個人防護具（作業班メンバー用）、マスクや消毒薬等を備蓄していますか。また有効期間経過後、それらの備蓄品を交換していますか。（各複数回答）



業種別にみると、特に作業班メンバー用の備蓄品について、「郵便・電気通信」「公共的機関」「独法（医療）・医療」「電気・ガス」では備蓄の割合が高い傾向にあり、「フェリー・航空・鉄道」「内外航海運・貨物輸送」では低い傾向にある。

問14. 個人防護具（作業班メンバー用）、マスクや消毒薬等を備蓄していますか。また有効期間経過後、それらの備蓄品を交換していますか。イ) 備蓄しているもの（複数回答）

		(n=)	不織布マスク	アルコール消毒液	体温計	使い捨て衛生手袋 (作業班メンバー用)	ゴーグル・シールド (作業班メンバー用)	作業着 (作業班メンバー用)	企業備蓄用抗インフル エンザウィルス薬	食料や寝具等の 災害備蓄品	(%) その他
全体		102	95.1	95.1	70.6	56.9	46.1	37.3	19.6	86.3	4.9
自治体との協議 (複)	発生時の支援体制について、協議をしている	10	90.0	90.0	80.0	80.0	70.0	60.0	20.0	90.0	10.0
	発生時の連絡体制について、協議をしている	26	96.2	92.3	80.8	80.8	69.2	61.5	26.9	84.6	3.8
	その他の事項について、協議をしている	5	100.0	100.0	80.0	100.0	80.0	60.0	0.0	80.0	0.0
	協議する必要がない	12	100.0	100.0	58.3	58.3	25.0	16.7	25.0	66.7	8.3
	必要性を感じているが、協議をしたことはない	58	94.8	96.6	70.7	48.3	37.9	32.8	15.5	89.7	5.2
事業者団体、取引事業者等との協議 (複)	資材などの調達について、対策を定めている	24	95.8	100.0	83.3	79.2	66.7	62.5	33.3	95.8	4.2
	情報システムの維持について、対策を定めている	25	92.0	96.0	88.0	64.0	52.0	56.0	32.0	92.0	4.0
	インフラの維持について、対策を定めている	26	92.3	100.0	80.8	76.9	65.4	65.4	30.8	92.3	7.7
	緊急時の連絡体制を構築している	62	93.5	95.2	77.4	64.5	50.0	46.8	27.4	88.7	3.2
	相互支援を定めている	14	92.9	92.9	92.9	64.3	42.9	50.0	28.6	78.6	0.0
	主要業務の継続にかかるボトルネックについて、協議している	10	100.0	100.0	90.0	80.0	60.0	60.0	20.0	100.0	10.0
	オフィスや生産設備についての貸与について、協議している	2	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0
	自社の対策を共有している	21	95.2	100.0	90.5	71.4	57.1	57.1	19.0	90.5	4.8
	発生時の法令面での対応を検討し、定めている	6	100.0	100.0	83.3	83.3	66.7	50.0	0.0	100.0	16.7
	その他	8	87.5	87.5	50.0	50.0	37.5	12.5	12.5	75.0	0.0
対応策を定めていない	25	100.0	96.0	60.0	44.0	36.0	16.0	8.0	84.0	4.0	
訓練の実施 (複)	重要業務の継続に関する訓練	19	100.0	100.0	78.9	84.2	68.4	73.7	26.3	89.5	5.3
	感染対策に関する習熟訓練	15	86.7	93.3	86.7	86.7	80.0	66.7	20.0	86.7	6.7
	職場内で感染者が出た場合の対応訓練	14	100.0	100.0	92.9	92.9	85.7	71.4	14.3	92.9	7.1
	連絡体制確認の訓練	58	96.6	96.6	74.1	69.0	53.4	50.0	22.4	81.0	5.2

	複数の状況を設定した机上訓練	20	100.0	100.0	85.0	80.0	75.0	50.0	10.0	100.0	5.0
	対策本部立ち上げ訓練	37	97.3	97.3	83.8	67.6	48.6	48.6	29.7	91.9	10.8
	在宅勤務の試行	8	87.5	100.0	100.0	75.0	50.0	62.5	75.0	100.0	12.5
	国・地方自治体との合同訓練	61	93.4	95.1	78.7	55.7	47.5	45.9	19.7	90.2	4.9
	取引事業者との合同訓練	5	80.0	100.0	100.0	60.0	60.0	80.0	20.0	80.0	0.0
	業界全体での合同訓練	2	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	訓練は行っていない	11	100.0	90.9	63.6	54.5	54.5	18.2	9.1	100.0	0.0
感染対策 についての 従業員への 教育・ 普及啓発 (複)	研修会・セミナーの開催	20	90.0	95.0	65.0	65.0	50.0	50.0	30.0	80.0	0.0
	訓練の実施	40	100.0	95.0	80.0	75.0	62.5	57.5	17.5	85.0	5.0
	経営責任者による啓発活動	7	85.7	100.0	85.7	42.9	42.9	28.6	14.3	71.4	0.0
	パンフレットの配布	16	100.0	100.0	81.3	68.8	50.0	50.0	31.3	81.3	6.3
	ポスターの掲示	30	96.7	96.7	83.3	63.3	53.3	50.0	30.0	90.0	6.7
	企業（法人）内ネットワーク（イントラネット）での告知	61	96.7	95.1	70.5	59.0	44.3	41.0	21.3	88.5	8.2
	企業（法人）のホームページでの告知	14	100.0	92.9	71.4	64.3	35.7	42.9	7.1	100.0	7.1
	その他	17	100.0	94.1	76.5	52.9	35.3	29.4	17.6	88.2	5.9
	従業員に対する教育・普及啓発は行っていない	6	100.0	83.3	50.0	66.7	83.3	33.3	0.0	100.0	0.0

自治体・事業者団体・取引事業者等との協議や、訓練・従業員への教育・普及活動をよく実施している指定公共機関では、作業班メンバー用の備蓄品を備蓄している割合が、他層と比較して高い。

4 発生時の事業継続について

4.1 継続する事業

指定公共機関に求められる適切な事業継続のために、各指定公共機関が定めていることを、発生段階ごとに回答を得た。“まずは発生地域に限定して重要業務（継続業務）のみに切り替える”、“WHO フェーズに基づいて準備・実施を進める”、“継続業務だけでなく新規に発生する業務についても策定している”といった回答も挙げられた。

問16. 指定公共機関は、新型インフルエンザ等発生時にも、適切な事業継続が求められています。貴法人では①継続事業の内容、②レベル（サービス水準）、③縮小事業の内容について、どのように定めていますか。発生段階（国内発生早期、国内感染期等）ごとに定めている場合は、それら別にご回答ください。（自由回答）

【郵便・電気通信（例）】

国内発生早期			国内感染期			その他の発生段階			
継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容	継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容	発生段階	継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容
平常時と同等	平常時と同等	なし	新型インフルエンザ等対策本部業務に特化（総務省や、グループ企業の統括・調整）	左記以外の通常業務は各社員が在宅勤務により実施	対面での対応業務				
国が感染防止対策を実施すると指定した都道府県において重要業務を特別体制で実施。その他の地域では通常業務を実施。	重要業務の継続	国が感染防止対策を実施すると指定した都道府県における重要業務を除く、通常業務の縮小。				国内まん延期	全国レベルで特別体制による重要業務の継続。	重要業務の継続	全国レベルで重要業務を除く通常業務の縮小

国内発生早期には、まず国が感染防止対策を実施すると指定した都道府県においてのみ重要業務の継続に切り替え、その他の地域では通常業務を実施するという策定をしている指定公共機関がある。当該指定公共機関は、国内まん延期には、全国レベルでの重要業務の継続を実施すると回答している。

【独立行政法人（医療）・医療（例）】

国内発生早期			国内感染期			その他の発生段階			
継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容	継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容	発生段階	継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容
外来診療業務 入院診療業務	平常時と同等	なし	外来診療業務 入院診療業務	平常時と同等	平常時と同等	地域感染期	外来診療業務 入院診療業務	縮小（必要性があると認めた場合）	外来診療業務 入院診療業務
新型インフルエンザ等が発生した時点で帰国者・接触者外来を設置し新型インフルエンザ等が疑われる患者に対する外来診療を開始する。その他の外来診療は通常体制とする。当院又は他院の帰国者・接触者外来において新型インフルエンザ等と診断された患者の入院診療を行う。その他の入院診療は通常通りとする。			地域感染期に至った場合、帰国者・接触者外来を中止し通常の感染症診療の延長線上で新型インフルエンザ等患者に対する外来診療を行う。患者数が大幅に増加するまでの間は、外来診療は通常体制とする。入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者に対して入院診療を行う。その他の入院診療は通常通りとする。		新型インフルエンザ等の患者数が大幅に増加した場合は外来診療を段階的に縮小する。段階的に待機的入院・待機的手術を控える。				
一般診療 帰国者・接触者外来 接触者外来			一般診療	重症インフルエンザ患者を主に受け入れる	帰国者・接触者外来 接触者外来 軽症インフルエンザ患者の診療 一般外来診療の段階的縮小（慢性疾患患者の受診間隔広げる、Faxによる処方箋送付など待機的入院・待機的手術				
生産活動は維持	平常時と同等	なし	パンデミックワクチン等事前に定めた生産業務のみ実施	生産継続品目においては変更なし	パンデミックワクチン等事前に定めた生産業務以外の活動停止				

すべての業務	平常時と同等	なし	ワクチンの製造、医薬品の情報提供、法対応、会社の経営に必要な業務	新型インフルエンザワクチンの製造を第一優先とし、可能であれば他の定期接種に必要なワクチンの製造	継続業務以外の業務				
新型インフルエンザ等対策本部の指示に従い、対策実施と重要業務継続に努める	平常時と同等	なし	新型インフルエンザ等対策本部の指示に従い、対策実施と重要業務継続に努める	当社規定の重要業務プロセスの継続	継続事業以外	海外発生期	新型インフルエンザ等対策本部を設置し、国内発生に備えた対策を開始する	平常時と同等	
基本は全ての業務を継続実施する	平常時と同等	なし	各部門で、流行期にも継続すると決めた業務のみ実施。	製品の出荷業務は継続するが、配送業者の能力に応じてサービスレベルの低下も想定している。製品の安全性、副作用に関する業務は維持する。その他の業務は大幅に縮小する。	重要業務以外は中止する。				
						WHO フェーズ 3 以前は準備段階、WHO フェーズ 4 以降は実行段階	<準備段階> ・製造・引渡しの基本スケジュールの策定 ・製造用の原材料・資材、抗ウイルス薬等の備蓄計画の策定、備蓄状況の確認及び維持・管理 ・パンデミック発生に備えた製造馴化株の研究等 ・政府機関の備蓄製造株に関する研究班との連携 ・製造・引渡しに関わる要員の教育及び訓練		

							<実行段階> ・ワクチンの製造 ・パンデミックワクチンの製剤化 ・製造販売承認の取得 ・製造販売後のヒトに置ける調査 ・安全性に関する調査 ・製品配送・引渡し		
平常時と同等	平常時と同等	なし	「医薬品の安定供給」という社会的使命を遂行するために必要な優先業務	継続事業を満たすレベル	業務を中断しても「医薬品の安定供給」に支障をきたさない業務				
医療機器・医薬品メーカーなので、極力、平時同様生産を続ける。	医療機器・医薬品メーカーなので、極力、平時同様生産を続ける。	医療機器・医薬品メーカーなので、極力、平時同様生産を続ける。	重要商品（インフルエンザ治療に用いる医療機器・医薬品含む）の生産						
			医薬品の製造・販売・出荷業務 副作用対応業務		研究・開発等医薬品製造に直接かわらない業務				
○薬剤投与製品・透析関連製品の製造・調達・流通業務 ○前記に不随する業務 ○管理業務	100%が通常稼働できる	○不要不急の会議・出張・訪問・来客対応の自粛 ○各種行事 ○研究開発業務 ○不急の管理業務	○薬剤投与製品・透析関連製品の製造・調達・流通業務 ○前記に不随する業務	○在庫製品の流通業務は100%の稼働 ○製造・流通業務は、製品在庫量を勘案し、80~100%の稼働	左記継続業務以外の業務				

業種の特徴として、国内発生早期においては、医療機関は帰国者・接触者外来（診療）中心とした対応が、医薬品製造業は平時と同様の業務の実施が多く挙げられている。国内感染期に進行すると、医療機関は帰国者・接触者外来（診療）が一般外来（診療）に切り替わり、医薬品製造業はワクチンやインフルエンザ治療薬の製造のみを継続業務とする指定公共機関が多い。海外発生時のWHOフェーズにより、体制を定めている指定公共機関もあった。

【電気 ・ ガス (例)】

国内発生早期			国内感染期			その他の発生段階			
継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容	継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容	発生段階	継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容
・新型インフルエンザ等の感染予防・拡大防止対策に関する業務 ・政府行動計画に示された電力の安定供給の継続に必要な業務 ・電力事業の運営に必要な業務	平常時と同等	継続事業以外の業務	・新型インフルエンザ等の感染予防・拡大防止対策に関する業務 ・政府行動計画に示された電力の安定供給の継続に必要な業務 ・電力事業の運営に必要な業務	必要最小要員での業務継続	継続事業以外の業務				
全業務	平常時と同等	なし	①パンデミック時においても継続する業務（優先業務） ②短期間であれば中断可能な業務 ③その他業務	①業務継続 ②社会状況により縮小・停止 ③原則として停止	①業務運営体制変更等により業務を継続 ②、③不要不急業務の縮小・停止				
平常時と同等	平常時と同等	なし	欠勤率や社会状況等に応じて影響の少ない業務を中止・中断	サービス水準は平時を維持	最低限必要な業務				
平常時と同等	平常時と同等	電力の安定供給維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務以外について状況を踏まえて縮小・休止	電力の安定供給維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務	必要最小限での業務継続	継続事業以外の業務				
ガス事業、法廷業務、ガス工事等	不要不急なサービスの停止	イベント、ショールーム業務等	ガス供給等の法定業務や顧客影響度の高い業務	法廷業務や顧客影響度を踏まえ、国内発生早期からさらに事業縮小	訪問営業、延期できるような点検業務など	感染拡大期	ガス供給に関する事業のみ	ガス供給、保安関連業務のみ（最低レベル）	ガス供給、保安関連、法定業務以外

国内発生早期においては、平常時と同等の事業を実施するといった回答が多く挙げられているが、国内感染期に達すると、必要最低限の事業の実施となる指定公共機関が多い。

【公共的機関（例）】

国内発生早期			国内感染期			その他の発生段階			
継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容	継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容	発生段階	継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容
<p>【医療施設】（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対して必要な医療の提供。 ・救急センターにおける患者対応。 ・透析患者への対応。 ・「帰国者・接触者外来」を設置し、発生源からの帰国者や患者との濃厚接触者の外来診療。 ・感染患者（疑いを含む）に対する入院診療。 <p>【その他施設等】（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救護活動。 ・輸血用血液製剤の確保・供給等。 	<p>【医療施設】（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として通常と同様の体制。 ・医師、看護師等の出勤不可状況に応じて、診療科数等を縮小する可能性あり（2/3程度） 		<p>【医療施設】（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対して必要な医療の提供。 ・救急センターにおける患者対応。 ・透析患者への対応。 ・「帰国者・接触者外来」を設置し、発生源からの帰国者や患者との濃厚接触者の外来診療。 ・感染患者（疑いを含む）に対する入院診療。 <p>【その他施設等】（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救護活動。 ・輸血用血液製剤の確保・供給等。 	<p>【医療施設】（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として通常と同様の体制。 ・医師、看護師等の出勤不可状況に応じて、診療科数等を縮小する可能性あり（2/3、1/2程度） 	<p>【医療施設】（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慢性疾患患者のうち、病状が比較的安定している患者への長期処方により受診回数を減らす。電話診療やFAX処方。 ・入院治療は重症患者を主とし、それ以外の患者は在宅療養への移行を調整。 ・待機的入院や待機的手術を控える。 				
<ul style="list-style-type: none"> ・基幹機能 ・経営維持 ・法令や国の指導に基づく業務 ・協定や覚書に基づく業務 ・社会的に対応を要求される業務 		<p>業務停止に際し、社外・社内調整が必要なものの業務を実施することで感染を拡大させることが予想される業務</p>					<p><新規に実施する業務></p> <ul style="list-style-type: none"> 安否確認 人員配置措置 インフルエンザ対応に係る店舗施設の管理・運営及び営業指導 スポット指定等 		<p><停止させる業務></p> <ul style="list-style-type: none"> 定期内部監査の実施 会社・空港のPR 保育ルーム等の旅客サービス 講演会等の開催 多数の関係者との会議等

公共的機関は、事業の内容によって策定されている対策が異なる。医療関連の公共的機関は、発生段階によって、細かく対策が策定されている。公共的施設の公共的機関は、継続する業務の策定だけでなく、新規に実施する業務も定めている。

【フェリー・航空・鉄道（例）】

国内発生早期			国内感染期			その他の発生段階			
継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容	継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容	発生段階	継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容
	1日1便(Daily) 4隻によるサービス	なし		2日1便 2隻によるサービス	半減		船長が6名いるが、5名不稼働となった場合（あるいは船長6名全員不稼働）	4日1便 又はサービス中止	3/4 減
運送業務 運航管理 海務 総務 代理店業務	100% 100% 100% 100% 100%		運送業務 運航管理 海務 総務 代理店業務	100% 60% 60% 60% 60%					
海運業（貨物の運送）	平常時と同等	なし	海運業（貨物の運送）	平常どおり	なし				
	・社員等の感染情報の収集 ・感染（拡大）防止用品の使用準備 ・感染（拡大）防止への協力要請	・海外出張の原則禁止 ・状況によっては次の体制において講じる対策を前倒し実施。		・欠勤率～10%未満：可能な限り通常業務を確保。 ・同 10%以上 25%未満：勤務の組み替えや助勤等も行うことにより通常業務を確保。場合によっては一部業務については縮小も検討。 ・同 25%以上：優先度の高い業務に特化することを検討。	・会議、出張等は原則中止もしくは延期、開催する場合は電話やTV会議を活用。				
基本的に通常業務を維持する	平常時と同等	基本的に通常業務を維持する	鉄道運行	可能な限りのサービスレベルを提供する	対策本部で検討する				
全ての事業（通常業務を維持する）	全ての事業において、サービス水準を維持できるものと考えている		鉄道事業部門	与えられた環境条件においてサービス水準の維持に最大限努める	状況に応じて本社対策本部で検討する				

平常時と同等	平常時と同等	なし	列車運行、旅客対応、車両・設備・施設の保守	ダイヤ形態の変更や一部運休等による運行本数の減少	列車ダイヤの変更のほか旅客業務、車両・施設の保守等、各部門とも従業員のり患状況に応じて業務を縮小する。				
乗務員の欠勤状況 ▲20%～30%程度を想定	路線ごとの縮小ダイヤ	大規模改良工事 車両改良工事	乗務員の欠勤状況 ▲15%～45%程度を想定	土休日ダイヤ/減便ダイヤ 運行中断 ※政府等の外出自粛要請が前提	改札窓口(全駅) 納金作業 線路巡視 電気設備法定点検 車両の法定点検				
						発生段階毎に継続事業内容を策定しているのではなく、当社社員の欠勤率により、継続事業のレベルを縮小していく。	鉄道輸送サービス	第1ステップ …土休日ダイヤ 第2ステップ …優等列車運休 第3ステップ …40%削減計画ダイヤ(相互直通運転含む) 第4ステップ …指令対応(40%以上の削減ダイヤ)	
						係員の欠勤率 20% 係員の欠勤率 40%	列車運行業務 列車運行業務	75% 50%	対面対応業務 対面対応業務
平常時と同等	平常時と同等	なし				①国内感染期 (当社沿線、事業所もしくは従業員が勤務・居住する地域において感染者が確認される。従業員には感染者が認められないか、またはごく少数の従業員に感染が及ぶものの、感染者数の持続的拡大がない場合)	①通常 ②鉄道の運行の継続	①通常 ②乗務員等の出勤状況により運行本数を縮小(減便ダイヤ)	①なし ②出勤率 ・通常～20%→通常ダイヤ ・20%～30%→休日ダイヤ ・30%～50%→減便ダイヤ

					②国内感染期 (従業員に感染が 及び、かつ事業の継 続に影響を及ぼす程 度に感染者数が拡 大することが予想され る場合)		
--	--	--	--	--	--	--	--

フェリー・航空・鉄道は、業種の特徴として、業務の縮小の度合いを数値で設定している指定公共機関が多い。

【内外航海運・貨物輸送（例）】

国内発生早期			国内感染期			その他の発生段階			
継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容	継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容	発生段階	継続事業内容	継続事業のレベル	縮小事業内容
国（都道府県）の 要請・指示に応じた 緊急物資の運送。	継続事業の各船種 の各々の業務のサー ビス水準は以下の通 り。 ・運送業務は平時の 100% ・運航管理業務は平 時の 60% ・船舶管理業務は平 時の 40% ・一般管理業務は平 時の 40%	継続事業以外の 事業	国（都道府県）の 要請・指示に応じた 緊急物資の運送。	継続事業の各船種 の各々の業務のサー ビス水準は以下の通 り。 ・運送業務は平時の 100% ・運航管理業務は平 時の 60% ・船舶管理業務は平 時の 40% ・一般管理業務は平 時の 40%	継続事業以外の 事業				
海上輸送業務	緊急時には、休暇・ 余剰船員を配置し て、100%の業務遂 行を目指す。		海上輸送業務	緊急時には、休暇・ 余剰船員を配置し て、100%の業務遂 行を目指す。					
平常時と同等	平常時と同等	なし	運送事業を適切に 実施。	運送事業を適切に 実施。 ①運送業務（船 舶）100% ②運航管理（営 業）60% ③安全管理（安 全）60% ④社船・船舶管理 （船舶）60% ⑤総務（総務・人 事）60%	縮小なし				
			宅配便等の輸送	当社において輸送量 が減少する土曜日、 日曜日/祝日と同様 に稼働を調整し業務 を継続させる	○幹線輸送 車両数：2～5 割 ドライバー数：2～5 割 ○集配業務				

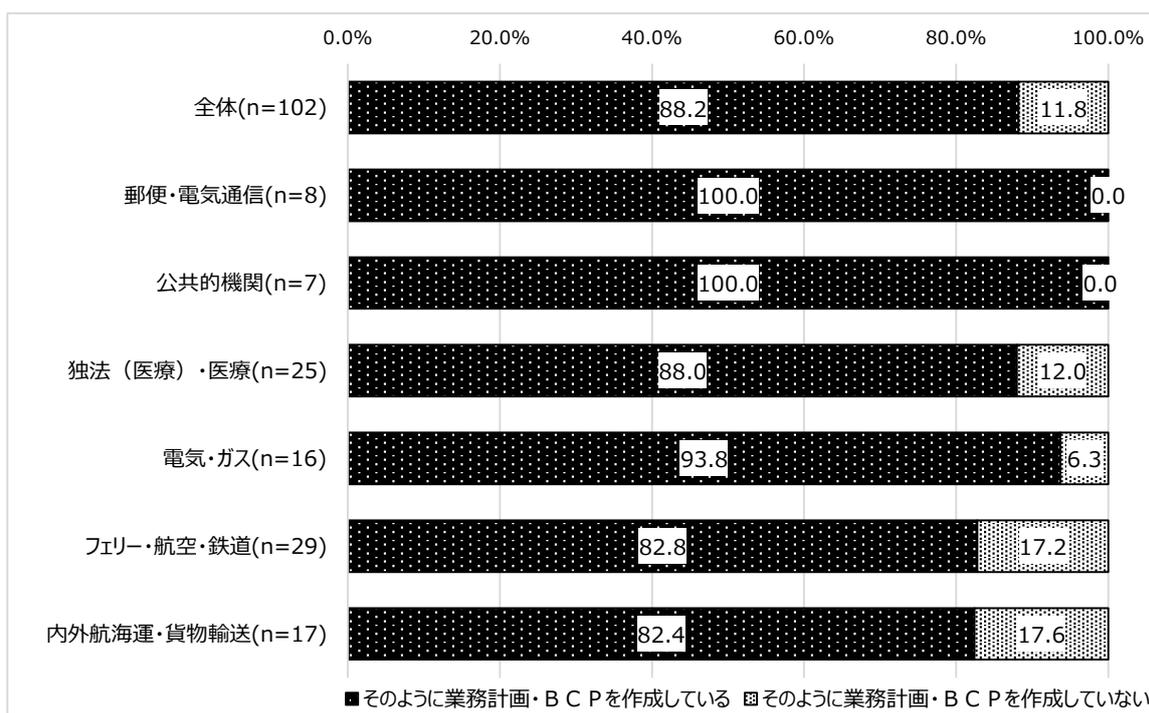
					車両数：5～7割 ドライバー数：5～7割				
集配サービス、幹線輸送	ほぼ100%		集配サービス、幹線輸送	最低でも60%、※平常の土曜日のサービスレベル	集配サービスの一部、幹線輸送便の減便対応				

内外航海運・貨物輸送も、フェリー・航空・鉄道同様、業務の縮小の度合いを数値で設定している指定公共機関が多い。

4.2 特定接種の実施と業務の継続

新型インフルエンザ等発生時の事業継続について、1割強の指定公共機関が、「特定接種の実施にかかわらず業務の継続が可能となるよう業務計画・BCPを作成していない」と回答している。

問17. 特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能となるよう、業務計画・BCPを作成していますか。(単一回答)



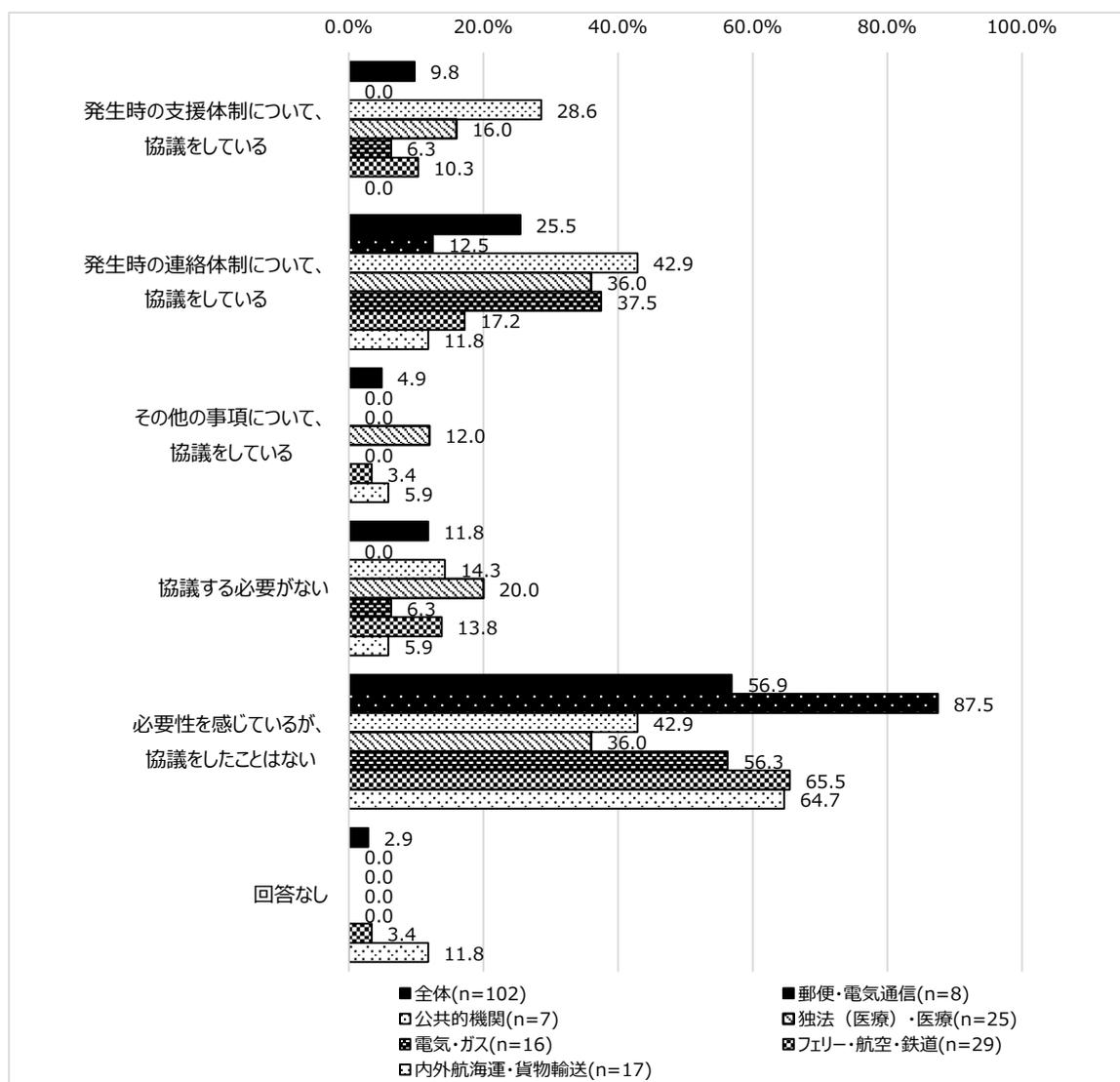
特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能となるよう、業務計画・BCPを作成している指定公共機関は約9割であったが、1割強の指定公共機関が、「そのように業務計画・BCPを作成していない」と回答した。特に「内外航海運・貨物輸送」や「フェリー・航空・鉄道」でその割合は高い。

4.3 自治体や取引先との協議

発生時の対策遂行のために、平時から自治体と協議を行っているか尋ねると、「発生時の連絡体制について協議をしている」等、協議を行っている指定公共機関が一定数存在する一方、1割強の指定公共機関が「協議する必要がない」と回答し、半数以上の指定公共機関が「必要性を感じているが、協議をしたことはない」と回答した。必要性を認識しつつ、協議が進んでいない実態が見受けられる。

発生時の対策遂行のために、平時から事業者団体や取引先と協議を行い、対策を定めているか尋ねると、6割強の指定公共機関が「緊急時の連絡体制を構築している」と回答しているが、2割強の指定公共機関が「対応策を定めていない」と回答している。

問18. 新型インフルエンザ等発生時の対応について、業務計画やBCPで定めている対策を遂行するにあたって、自治体と、平時から協議を行っていますか。(複数回答)



対策遂行のため、自治体と平時から協議を行っているか尋ねると、半数以上の指定公共機関が「必要性を感じているが、協議をしたことはない」と回答し、あまり協議が進んでいない状況を示している。「独法(医療)・医療」や「公共的機関」は、「必要性を感じているが、協議をしたことがない」の割合が低く、特に「公共的機関」においては、「発生時の連絡体制」と「発生時の連絡体制」双方について、協議を進めている様子が見える。

問18. 新型インフルエンザ等発生時の対応について、業務計画やBCPで定めている対策を遂行するにあたって、自治体と、平時から協議を行っていますか。(複数回答)

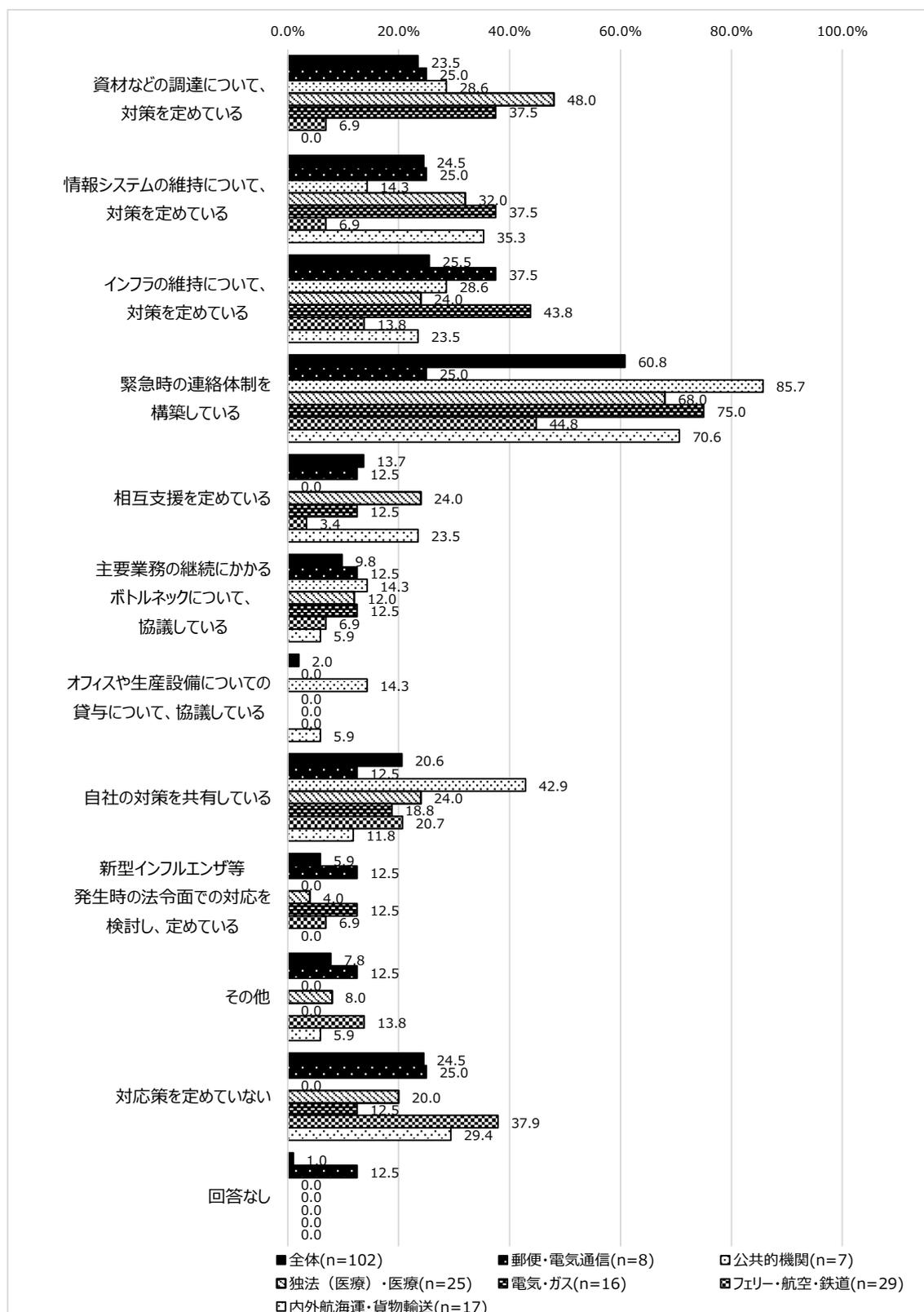
(%)

	(n=)	発生時の支援体制について、協議をしている	発生時の連絡体制について、協議をしている	その他の事項について、協議をしている	協議する必要がある	必要性を感じているが、協議をしたことはない	回答なし	
全体	102	9.8	25.5	4.9	11.8	56.9	2.9	
経営責任者の関与(単)	経営責任者が関与している	67	14.9	29.9	6.0	10.4	50.7	4.5
	経営責任者が関与していない	35	0.0	17.1	2.9	14.3	68.6	0.0
感染対策についての従業員への教育・普及啓発(複)	研修会・セミナーの開催	20	35.0	55.0	10.0	10.0	30.0	0.0
	訓練の実施	40	15.0	45.0	10.0	12.5	40.0	0.0
	経営責任者による啓発活動	7	0.0	14.3	0.0	28.6	42.9	14.3
	パンフレットの配布	16	18.8	31.3	0.0	12.5	50.0	6.3
	ポスターの掲示	30	26.7	40.0	3.3	3.3	56.7	0.0
	企業(法人)内ネットワーク(イントラネット)での告知	61	6.6	26.2	6.6	8.2	60.7	3.3
	企業(法人)のホームページでの告知	14	28.6	35.7	0.0	0.0	64.3	0.0
	その他	17	5.9	5.9	5.9	11.8	82.4	0.0
取引事業者への普及啓発(複)	研修会・セミナーの開催	5	40.0	60.0	0.0	0.0	20.0	0.0
	訓練(共同訓練含む)の実施	15	26.7	53.3	13.3	6.7	40.0	0.0
	会議・打ち合わせ	23	13.0	30.4	13.0	8.7	60.9	0.0
	パンフレットの配布	4	25.0	50.0	0.0	25.0	25.0	0.0
	ポスターの掲示	3	66.7	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0
	企業(法人)のホームページでの告知	18	22.2	38.9	5.6	5.6	50.0	0.0
	その他	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	取引事業者に対する普及啓発は行っていない	56	5.4	16.1	1.8	14.3	64.3	3.6

新型インフルエンザ等発生時の業務計画やBCPの策定に経営責任者が関与している指定公共機関は、平時から自治体と協議を行っている割合が高い事項が多い。ただし「必要性を感じているが、協議をしたことはない」と回答した指定公共機関は、経営責任者が関与している指定公共機関でも半数に上り、関与していない指定公共機関では7割近くとなった。「発生時の支援体制について、協議をしている」については、経営責任者が関与していない指定公共機関では、協議を行っているところはなかった。

また、取引事業者への教育・普及活動をよく実施している指定公共機関では、平時から自治体と協議をしている割合が高い事項が多い。

問19. 新型インフルエンザ等発生時の対応について、事業者団体、取引事業者等と、
 平時から協議を行い、対策を定めていますか。(複数回答)



事業者団体や取引事業者等と平時から協議を行い、対策を定めている事項として、最も多く挙げられたものは「緊急時の連絡体制を構築している」であり、6割以上の指定公共機関が実施している。「緊急時の連絡体制を構築している」は、特に「公共的機関」で高く、同じく「自社の対策を共有している」が高いことも特徴的である。「対策を定めていない」と回答した指定公共機関は24.5%であるが、「フェリー・航空・鉄道」や「内外航海運・貨物輸送」では、その割合がやや高い傾向がある。

問19. 新型インフルエンザ等発生時の対応について、事業者団体、取引事業者等と、平時から協議を行い、対策を定めていますか。

(複数回答)

(%)

	(n=)	資料などの調達について、対策を定めている	情報システムの維持について、対策を定めている	インフラの維持について、対策を定めている	緊急時の連絡体制を構築している	相互支援を定めている	主要業務の継続にかかるボトルネックについて、協議している	オフイスや生産設備についての貸与について、協議している	自社の対策を共有している	発生時の法令面での対応を検討している	新型インフルエンザ等発生時の対応	その他	対応策を定めていない	回答なし
全体	102	23.5	24.5	25.5	60.8	13.7	9.8	2.0	20.6	5.9	7.8	24.5	1.0	
経営責任者の関与(単)	経営責任者が関与している	67	28.4	26.9	28.4	64.2	14.9	10.4	3.0	22.4	4.5	10.4	20.9	0.0
	経営責任者が関与していない	35	14.3	20.0	20.0	54.3	11.4	8.6	0.0	17.1	8.6	2.9	31.4	2.9
感染対策についての従業員への教育・普及啓発(複)	研修会・セミナーの開催	20	35.0	25.0	20.0	80.0	15.0	15.0	5.0	25.0	0.0	10.0	0.0	0.0
	訓練の実施	40	42.5	42.5	42.5	82.5	25.0	17.5	2.5	30.0	12.5	10.0	5.0	0.0
	経営責任者による啓発活動	7	28.6	57.1	42.9	85.7	28.6	0.0	0.0	14.3	14.3	0.0	14.3	0.0
	パンフレットの配布	16	37.5	25.0	25.0	75.0	6.3	31.3	6.3	25.0	6.3	12.5	6.3	0.0
	ポスターの掲示	30	30.0	30.0	26.7	73.3	13.3	10.0	0.0	23.3	0.0	3.3	20.0	0.0
	企業(法人)内ネットワーク(イントラネット)での告知	61	26.2	29.5	31.1	67.2	13.1	11.5	3.3	21.3	8.2	6.6	19.7	1.6
	企業(法人)のホームページでの告知	14	14.3	28.6	28.6	71.4	21.4	14.3	7.1	14.3	7.1	14.3	21.4	0.0
	その他	17	11.8	11.8	11.8	47.1	17.6	11.8	0.0	5.9	5.9	23.5	41.2	0.0
	従業員に対する教育・普及啓発は行っていない	6	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	50.0	0.0

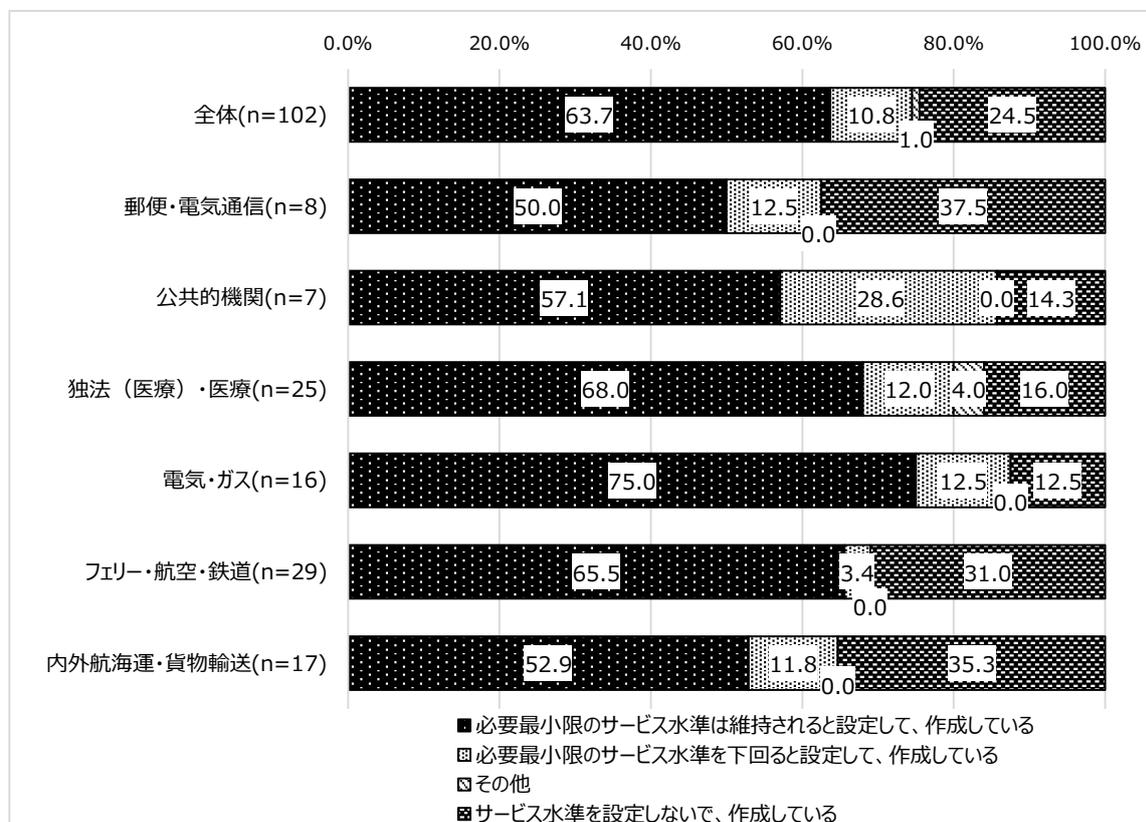
新型インフルエンザ等発生時の業務計画やBCPの策定に経営責任者が関与している指定公共機関は、平時から事業者団体・取引事業者と協議を行っている割合が高い事項が多い。「対応策を定めていない」についても、経営責任者が関与している指定公共機関では2割程度に留まったが、経営責任者が関与していない指定公共機関では3割を超えた。

また、従業員への教育・普及活動として、訓練を実施している指定公共機関では、事業者団体・取引先事業者等と平時から協議を行っている割合が高い事項が多い。

4.4 業務計画やBCPの作成にあたり想定しているライフラインのサービス水準

業務計画やBCPを作成するにあたり、国内感染期におけるライフライン等のサービス水準をどのように設定しているか尋ねると6割以上の指定公共機関が「必要最小限のサービス水準は維持されると設定して、作成している」と回答した。「サービス水準を設定しないで、作成している」と回答した割合を合わせると、9割弱の指定公共機関が、必要最低限のサービス水準が維持されなかった状況を想定しないで策定している。

問20. 貴法人が利用するライフライン、交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等について、国内感染期におけるサービス水準をどのように設定して、業務計画・BCPを作成していますか。(単一回答)



業務計画・BCPを作成するにあたり、国内感染期におけるライフライン等のサービス水準を、どのように設定しているか尋ねると、6割以上の指定公共機関が「必要最小限のサービス水準は維持されると設定して、作成している」と回答し、「必要最小限のサービス水準を下回る」という事態を想定して作成している指定公共機関は1割強にとどまった。24.5%の指定公共機関は「サービス水準を設定しないで、作成している」と回答している。

問20. 貴法人が利用するライフライン、交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等について、国内感染期におけるサービス水準をどのように設定して、業務計画・BCPを作成していますか。(単一回答)

(%)

		(n=)	必要最小限のサービス水準を維持されていると設定して作成している	必要最小限のサービス水準を下回ると設定している作成している	その他	サービス水準を設定しないで作成している
	全体	102	63.7	10.8	1.0	24.5
業務計画やBCPの見直し(単)	訓練後、すぐに見直し	5	40.0	60.0	0.0	0.0
	訓練後、機会をみて見直し	49	67.3	10.2	0.0	22.4
	見直しをしていない	44	61.4	6.8	2.3	29.5

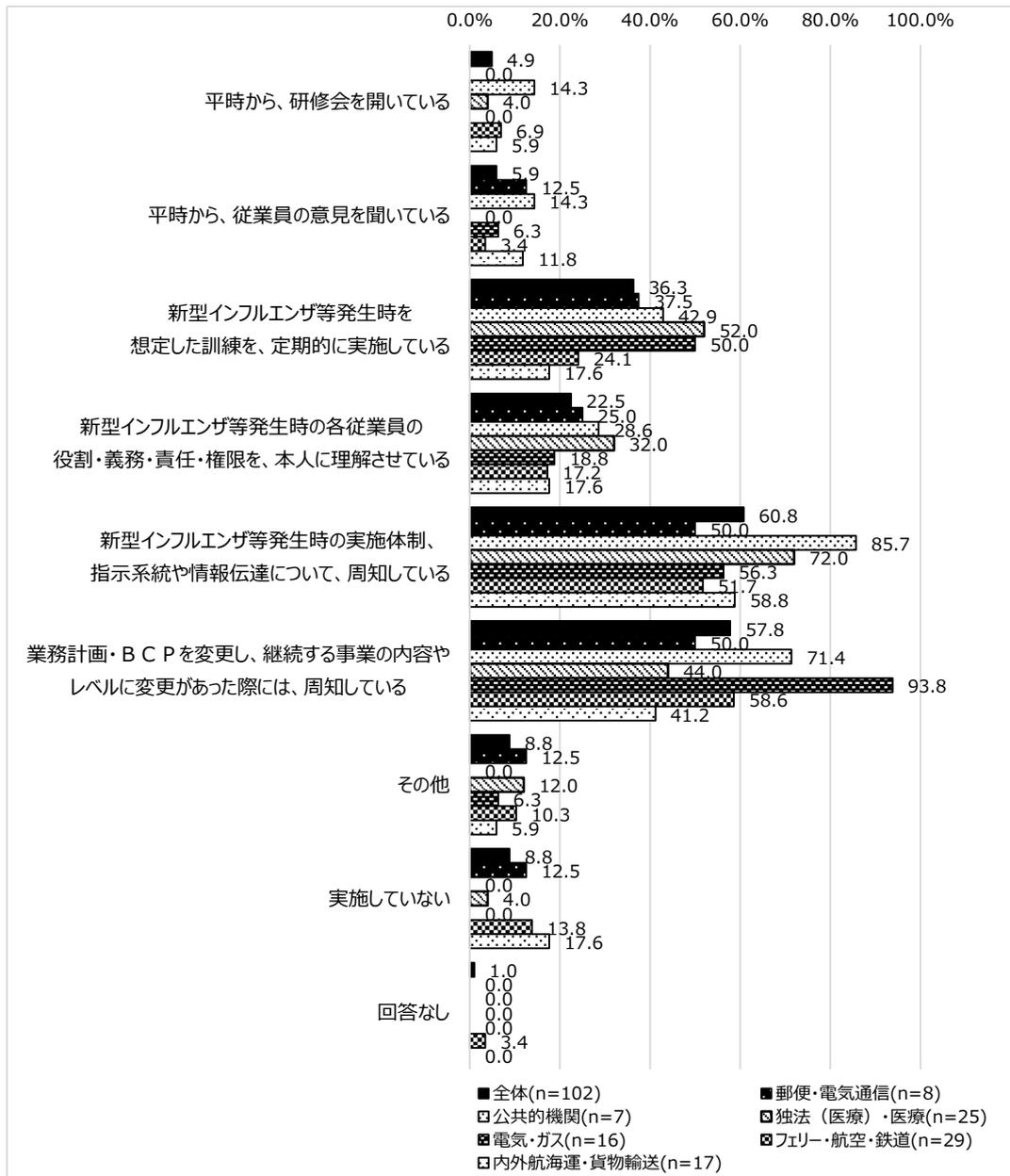
訓練後、すぐに業務計画やBCPの見直しを実施している指定公共機関は、「必要最小限のサービス水準を下回ると設定して、作成している」の割合が、他層と比較して特に高い。

5 訓練・教育の実施及び計画について

5.1 訓練の実施

継続事業の内容とレベルについて、従業員に周知し理解を求めするために実施していることとして多く挙げられたものは、「新型インフルエンザ等発生時の実施体制、指示系統や情報伝達について、周知している」や「業務計画・BCPを変更し、継続する事業の内容やレベルに変更があった際には、周知している」である。従業員への周知に対しては、比較的良好に実施されているが、訓練や研修会の開催といった、より実践的な事項については、あまり実施されていない。

問 2 1. 継続事業の内容とレベルについて、従業員にあらかじめ周知し、理解を求めするために、どのようなことを実施していますか。(複数回答)

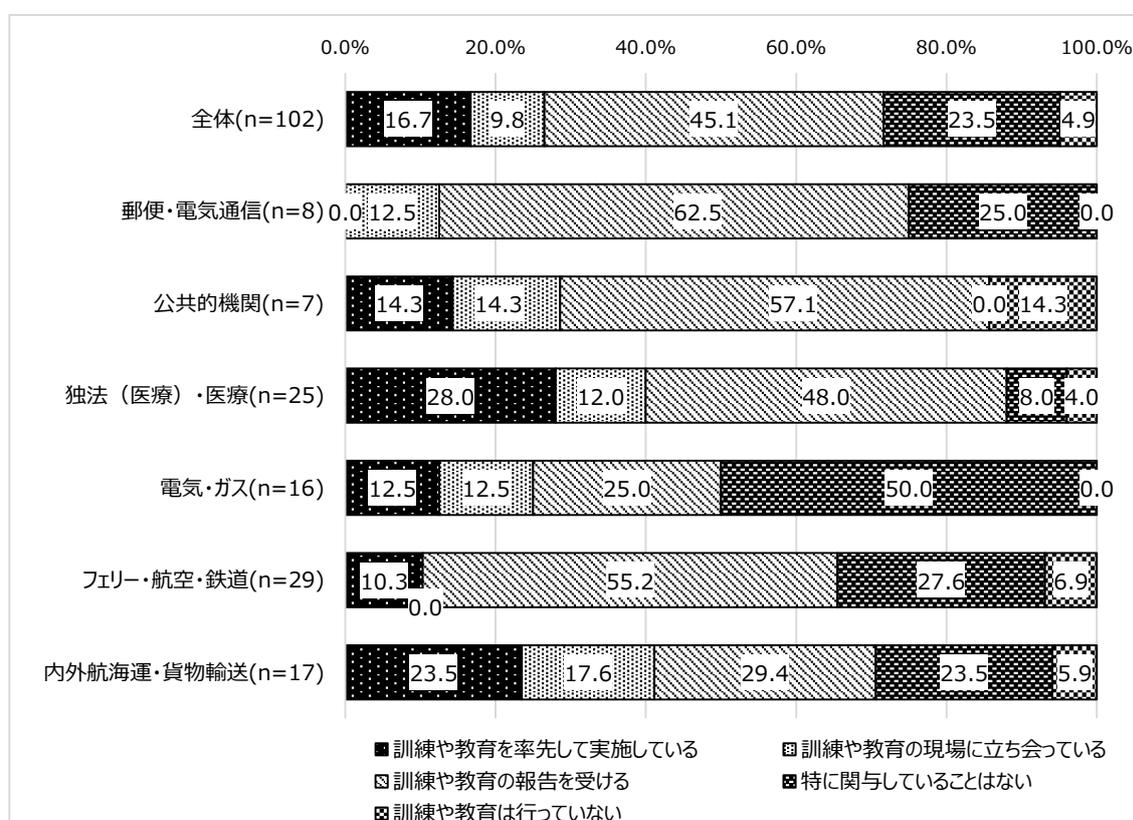


継続事業の内容とレベルについて、従業員に周知し理解を求めするために実施していることとして最も多く挙げられたものは、「新型インフルエンザ等発生時の実施体制、指示系統や情報伝達について、周知している」で、6割を超える指定公共機関で実施されている。「業務計画・BCPを変更し、継続する事業の内容やレベルに変更があった際には、周知している」も6割弱の指定公共機関で実施されており、周知に関する事項が多く挙げられた。しかし、訓練や研修会の開催といった、より実践的な事項については、あまり実施されていない。

5.2 訓練への経営者の関与

訓練及び従業員の教育についての経営責任者の関与の状況を尋ねると、「訓練や教育を率先して実施している」と「訓練や教育の現場に立ち会っている」の計 26.5%の指定公共機関で、経営責任者が訓練や教育の現場に自ら立ち会っていることがわかった。ただし 23.5%の指定公共機関では、経営責任者が「特に関与していることはない」と回答し、また 4.9%の指定公共機関では「訓練・教育を行っていない」とのことであった。

問 2 2. 経営責任者は、訓練及び従業員への教育に対してどのように関与していますか。
(単一回答)



訓練及び従業員への教育についての、経営責任者の関与の状況を尋ねると、「訓練や教育を率先して実施している」が 16.7%、「訓練や教育の現場に立ち会っている」の 9.8%を加えると、26.5%の指定公共機関で経営責任者が訓練や教育の現場に立ち会っていることがわかった。ただし、23.5%の指定公共機関は「特に関与していることはない」と回答し、4.9%の指定公共機関は「訓練や教育は行っていない」と回答している。

「内外航海運・貨物輸送」や「独法(医療)・医療」は「訓練や教育を率先して実施している」や「訓練や教育の現場に立ち会っている」と回答した割合が高いが、「電気・ガス」では、「特に関与していることはない」の割合が高い。

5.3 訓練の実施とその課題、結果の検証・分析

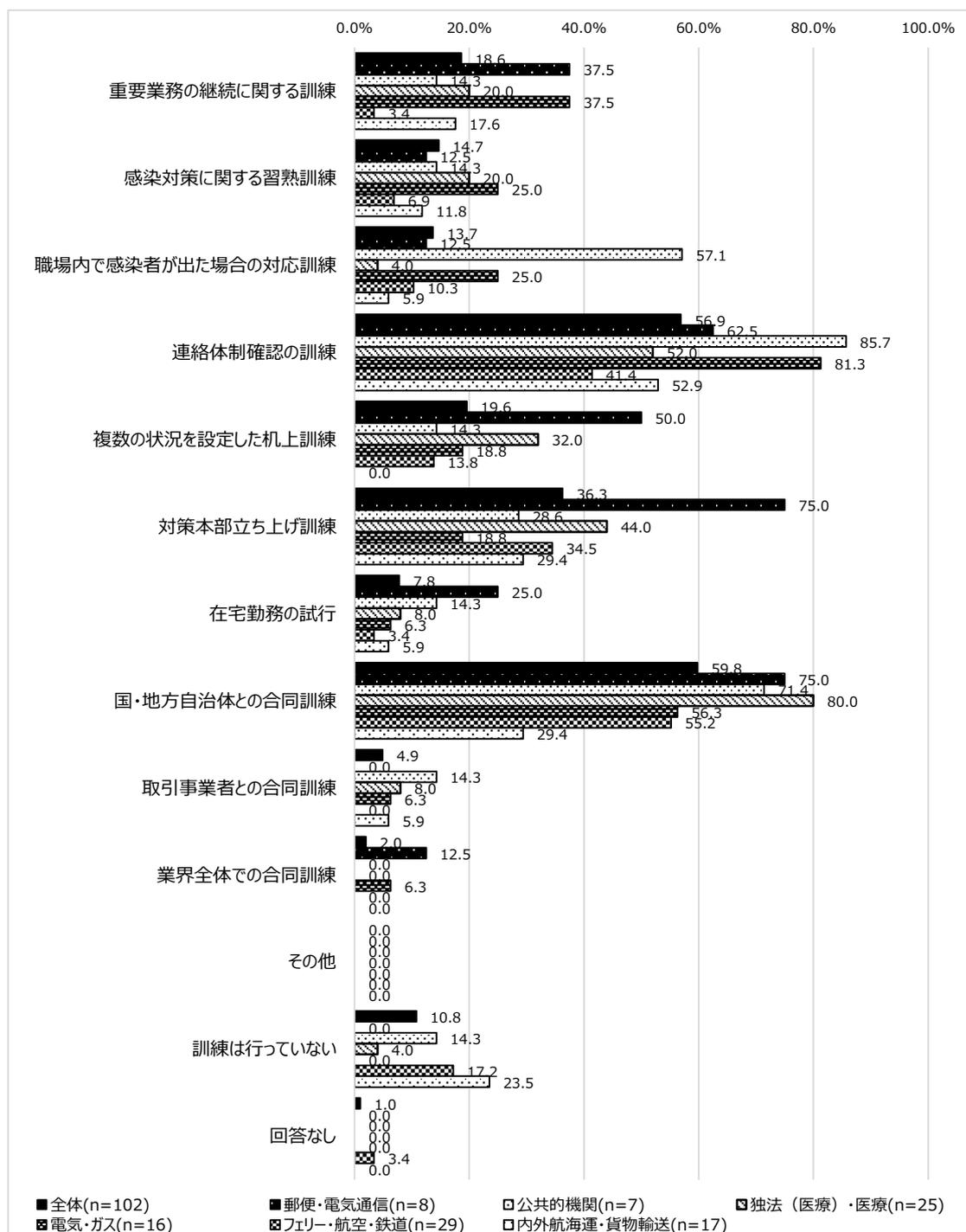
実施されている訓練の内容で多いものは、「国・地方自治体との合同訓練」や「連絡体制確認の訓練」である。

実効性の高い訓練を実施するために課題となっていることを、自由回答で求めたところ、多く挙げられたものは「リスクシナリオの想定」といったものであった。

対策訓練後の結果の検証・分析の方法としては、「アンケートの実施や意見の募集」などが行われているが、業務計画や BCP の見直しをすぐに実施している指定公共機関の数は少なく、4.9%にとどまった。「訓練後、機会をみて見直しをしている」を合わせると、見直しを実施している指定公共機関は半数を超えるが、43.1%の指定公共機関は「見直しをしていない」と回答している。

業務計画や BCP の見直し (PDCA) を行う上で課題となっていることは、実効性の高い訓練実施のための課題と同様、「リスクシナリオの想定」が多く挙げられた。

問23. 新型インフルエンザ等の発生に備え、どのような訓練を実施していますか。
(複数回答)



新型インフルエンザ等の発生に備え、実施している訓練を尋ねると、最も多く実施されている訓練は「国・地方自治体との合同訓練」であり、ほぼ同値で「連絡体制確認の訓練」がよく実施されている。「対策本部立ち上げ訓練」では、「郵便・電気通信」が、特によく実施している。

問24. 実効性の高い対策訓練を実施するために、現在、課題となっている事項はどういったことですか。(自由回答)

(n=)	合計	想定 リスクシナリオの	社内 の連携	全社 訓練の実施	通常業務との 兼ね合い	効果的な訓練内容の 検討	机上の連絡訓練のみ ではなく実動訓練の 実施
全体	102	10	7	6	6	6	5
郵便・電気通信	8	3	1	1	-	-	1
公共的機関	7	-	-	-	-	1	-
独法(医療)・医療	25	2	4	2	1	-	2
電気・ガス	16	1	1	2	1	2	-
フェリー・航空・鉄道	29	2	-	-	3	2	1
内外航海運・貨物輸送	17	2	1	1	1	1	1

(n=)	合計	他 機関との 連携	感染対策に対する 意識の向上	個人 の感染 防止	訓練 の規模	その他	回答 なし
全体	102	5	4	4	2	10	47
郵便・電気通信	8	-	1	-	-	-	3
公共的機関	7	3	-	1	-	-	4
独法(医療)・医療	25	2	3	1	-	3	9
電気・ガス	16	-	-	1	-	-	9
フェリー・航空・鉄道	29	-	-	-	2	4	16
内外航海運・貨物輸送	17	-	-	1	-	3	6

実効性の高い対策訓練を実施するために、課題となっていることを自由に挙げてもらうと、「リスクシナリオの想定」といった回答が多く、特に「郵便・電気通信」で多く挙げられた。次いで挙げられた「社内(法人内)の連携」は、「独法(医療)・医療」で多く挙げられている。

自由回答の例

【郵便・電気通信】

- ・グループにおいて、指定公共機関のみでなくグループ全体での連携体制をどうするか
- ・過去のパンデミック等の実例が無いことから、対策訓練の重要性ならびに危機感の醸成を図ること
- ・具体的な被害想定の方策
- ・新型インフル(パンデミック)に特化した訓練の実施
- ・地震等災害と違い、パンデミックは発生から国内感染期に至るまでの期間があるため、全社を巻き込むような訓練自体の必要性が見出しにくい。発生した場合に国や社会がどうなるのかを政府として企業や個人にイメージできるようなものが必要なのではないか

【公共的機関】

- ・検疫所とのより緊密な連携を構築していく必要
- ・検疫と協力して実働訓練を行いたい、運用時間内だとスポットや導線を封鎖しての調整が困難
- ・国の行動計画やガイドラインでは、感染予防のために作業班が使用する個人防護具の基準が明確でない。また、事業所で従業員が発症した場合の搬送や消毒等に関する関係機関（保健所等）との連携フローが明確でない。このため、具体的な訓練想定が作りづらい

【独立行政法人（医療）・医療】

- ・本社が通知を発信後、迅速に各部所が所属員へ周知すること。従業員への新型インフルエンザ発生時の対応方法周知
- ・BCPの観点から製品の供給については、適正在庫を確保することで、2か月程度の生産の中断に耐えるようにしている。一方、各事業所内での感染防止対策については、事業所の責任者の「感性」に依存している部分があり、全社一定の水準を維持できているかは不透明である
- ・すべての機能対策本部が参加する訓練の実施
- ・院内対応の検討は行いやすいが、院外との連携特に他医療機関との連携は具体的な訓練の形などでは行われていない。状況の想定、中でも各医療機関のその時々診療分担を決めることが難しいことが一因
- ・関係部署との協力・連携
- ・机上の連絡訓練だけでは実際のパンデミック時に確実かつ迅速な対応が取れるか心配な点がある。制限はあるが、可能な限り業務計画に沿って実際に行動することも効果的と考える
- ・実際の状況を想定しやすくする訓練を実施するために、まずは日頃からの感染対策に対する意識を高める必要があると認識
- ・生産部門、流通部門との合同訓練の実施
- ・組織内の事業所間での、訓練実施における実働体制の確立
- ・対策訓練の資料を精査して、緊急事態の全体像が容易に理解できる資料であれば、関係各位への周知がより高まる
- ・情報提供先の会員メールが個人である場合、不在等により、情報伝達ができない恐れがある
- ・当協会独自の訓練を実施していないため、実施を検討する必要
- ・日常業務の都合上、限られた職員しか訓練に参加できない。参加していない職員の新型インフル発生時対応体制への周知が課題
- ・年々作業員の意識が低下（パンデミックインフルエンザはいつ発生するのか）
- ・部署横断的な課題の対応に関する協力・連携、外部機関との協力・連携
- ・机上および連絡訓練を実施したが、関係者が連絡後の動態をイメージしやすく、意識向上の一助となるような、より具体的で実際に即した訓練（実動／本部訓練）を行うことが課題

【電気・ガス】

- ・特定接種を受けるタイミングを訓練想定に入れることが難しい。グループ会社まで参加する訓練を行うに至っていない
- ・関係部署との情報共有を行い、新型インフルエンザ対策の内容について理解を深める
- ・具体的な訓練が今年度初めて実施された。具体的な体制の絞り込みに対して、業務ごとに要員数を決めているが、”誰が”まで絞り込んでいない点
- ・訓練想定、シナリオの方策
- ・新型インフルエンザ等の発生状況を設定した、机上訓練の方法が課題
- ・不要不急業務の縮小・停止判断のタイミング

- ・日本全国に事業を展開しているが、地方の発電所等を含めた現実的な訓練が出来ていないことから、今後、国等の訓練に合わせて発電所等を含めた訓練を実施

【フェリー・航空・鉄道】

- ・BCPが未策定
- ・訓練の規模をどの程度にすれば良いか
- ・訓練の必要性は痛感しているものの、訓練にあたっての課題も多く検討に時間を要している。(訓練の範囲、通常業務との兼ね合いなど)
- ・効果的な訓練内容の検討
- ・社会インフラの状況によるところが大きいため、そもそもの想定が困難
- ・新型インフルエンザ等感染症対策訓練を社内で行う場合の訓練方法
- ・数ある危機管理対応事項の中で、大規模地震や火災、テロ等の訓練を重点的に行うことにより、新型インフルエンザ対策にも寄与
- ・通常実施している事故・災害対応の訓練と異なり、実動を伴う実効性高い訓練のイメージを描きにくい
- ・各拠点の情報レベルを統一するにはどうしたら良いか、情報量・情報レベルが同量にならないのもどかしい
- ・弊社単独で訓練を実施するには人手、時間等の問題もあり困難
- ・防護服の脱着訓練など頻繁にできないため発災の際、実際に対応できるか課題
- ・国・地方自治体が主催する訓練でなければ実施することは困難
- ・臨時ダイヤにて、実際に訓練をすることは不可能

【内外航海運・貨物輸送】

- ・新型インフルエンザ等の本人及び家族発症時の出勤自粛・個人防護具の調達・管理
- ・業務計画とBCPを分離し、初動に対するより具体性をもたせる事で、より実効性の高い対策訓練が実施
- ・具体的にどのような事態になるのか想定が難しい。具体的な事象をご指摘いただきたい
- ・現在BCPマニュアルの見直しを行っており、課題に関して修正を行っている
- ・国内感染期における基本対策は在宅勤務への移行にあるが、大地震と異なり、社員全員を巻き込んだ一斉訓練を企画しづらい
- ・社内関係役員、関係部署の日程調整や各部署での役割認識
- ・新型インフルエンザ等発生時に緊急物資を運送する船舶は、平常時は定期航路で運航しており、緊急物資輸送を想定した定期航路以外の港への入出港訓練(テスト)等が不可能
- ・想定基準が難しいため、より高度な対策訓練計画策定ができていない
- ・内閣官房主催の訓練は、関係府省庁の国土交通省より“連絡訓練”(情報伝達訓練)等を実施している。今後は、実効性の高い“対策本部立ち上げ訓練”を希望
- ・有効な訓練等を計画、運営するスキルをもった従業員が不足
- ・有事に在宅勤務を実施し社外ITツール(メール・PC)を使用した場合の情報セキュリティー確保が課題

問 2 5 . 対策訓練後、訓練結果の検証・分析を、どのように実施していますか。(自由回答)

(n=)	合計	アンケートの実施や 意見の募集	BCP類の見直しや 改善、次回の参考	問題点や情報の 共有、還元	関係者での課題の 洗い出し	連絡訓練の 伝達状況の確認	社内会議、 反省会を実施	対策本部の 立ち上げ
全 体	102	19	15	11	10	10	6	5
郵便・電気通信	8	2	-	1	2	-	-	1
公共的機関	7	1	1	2	1	1	1	-
独法（医療）・医療	25	6	3	5	2	5	2	1
電気・ガス	16	3	5	1	1	1	1	-
フェリー・航空・鉄道	29	4	3	-	2	1	-	-
内外航海運・貨物輸送	17	3	3	2	2	2	2	3

(n=)	合計	対応が遅かった部所 には原因を聞き取っ て改善を指示	P D C A サイクルを 回している	I C T 及び、救急医 による評価を行う	対策、改善策の検討	その他	訓練・検証・分析は 行っていない	回答なし
全 体	102	3	2	2	2	7	3	44
郵便・電気通信	8	-	1	-	-	1	-	4
公共的機関	7	-	-	1	-	1	-	2
独法（医療）・医療	25	3	-	1	-	3	-	7
電気・ガス	16	-	-	-	1	-	-	8
フェリー・航空・鉄道	29	-	-	-	1	-	2	18
内外航海運・貨物輸送	17	-	1	-	-	2	1	5

対策訓練後の結果の検証・分析の実施の方法として最も多く挙げられたものは、「アンケートの実施や意見の募集」である。

自由回答の例

・【郵便・電気通信】

- ・ 訓練・教育など実施後に展開しているアンケートにて、参加者からの意見を取りまとめ PDCA サイクルを回している
- ・ 訓練後、対象社員にアンケート送信。データを集計し、課題を抽出し、優先順位順に対応
- ・ 設置している各対策班による検証を行い、問題点の分析・共有を実施
- ・ 対策本部において各役割を担う班及び連携を行うグループ内の指定公共機関により課題を洗い出し、対策を検討・実施

【公共的機関】

- ・ 既定の連絡体制を使って訓練情報を流した後、関係者に迅速・的確に情報が伝達されているかを確認
- ・ 訓練後すぐに訓練内容について、医師からの講評・質疑応答を含めた反省会を実施
- ・ 訓練参加者からヒアリングを実施し、社内会議で報告
- ・ 事務局にてとりまとめのうえ、各部署に情報還元
- ・ 実動訓練等で判明した課題を部内の関係者で共有・検討し、必要に応じて BCP 類の見直しを実施

【独立行政法人（医療）・医療】

- ・ 緊急連絡網の確認・調整
- ・ 訓練結果の良かった点・改善点などを関係者と検証し、共有
- ・ 訓練後の意見交換の場での検証・分析
- ・ 経営会議への報告の場における検証・分析
- ・ 検証および分析について定量的にはできていない。(成果の数値化など) しかし、訓練で感じた内容を、毎年の BCP 改訂に反映できている
- ・ 行政との訓練を行っているが、全体的な意識が高くないと思われる。したがって、国や行政による訓練、関係する通知などを定期的実施する必要がある
- ・ 参加者で振り返りを行い、情報を共有
- ・ 参加者と意見交換
- ・ 参加者に意見を募る。ICT及び、救急医による評価を行い、その結果を会議等で報告
- ・ 参加者等へアンケートを実施し、問題点の洗い出し
- ・ 対策訓練開始後、経時的に時間帯別確認状況、都道府県別回答状況をまとめ、訓練対象施設へフィードバック
- ・ 対策訓練後、関係者に対して問題点や意見を聴取
- ・ 担当事務局内で課題等を抽出し、全体の役員会議の場で報告後、訓練計画の改善や業務計画の改訂。
- ・ 政府全体訓練に併せて、机上および連絡訓練を実施したが、政府からの連絡を受け、緊急対策本部の立ち上げ、関連部門との情報共有に至る経過時間を分析し、社内システム（専用ポータル）の有用性を検証
- ・ 報告書をまとめ、課題については実務者レベルで解説し、適宜院内マニュアルの改訂及びその周知を行う
- ・ 連絡訓練では、本社からの通知受領後に業務体制変更を完了した旨の報告をさせて各部の対応時間を集計し、対応が遅かった部所には原因を聞き取って改善を指示
- ・ 連絡訓練時の関係者への連絡事項送信、返信結果（タイムスタンプ）を分析し、連絡が取れなかったことや返信が遅れたことの原因を明確にし、対策を立案

【電気・ガス】

- ・ 今年実施した訓練の反省や意見を、第一線を含めた全事業場から集約しており、全社における課題の洗い出しを行っている。今後、BCP の見直し等の検討の材料にする
- ・ 各組織から訓練に関する気付き事項を受領し、規程やマニュアル等の改善に繋げている
- ・ 訓練での実施結果を記録、反省会等を実施
- ・ 参加者から提出された問題点をもとに、関係部門にて改善策を検討
- ・ 反省会で課題を抽出し、運用の見直しや次回訓練の参考としている
- ・ 不備のあった点のマニュアルへの反映等
- ・ 連絡確認時刻等を踏まえた、連絡手段の見直し
- ・ 連絡訓練の回答状況の集計分析、その結果のフィードバック

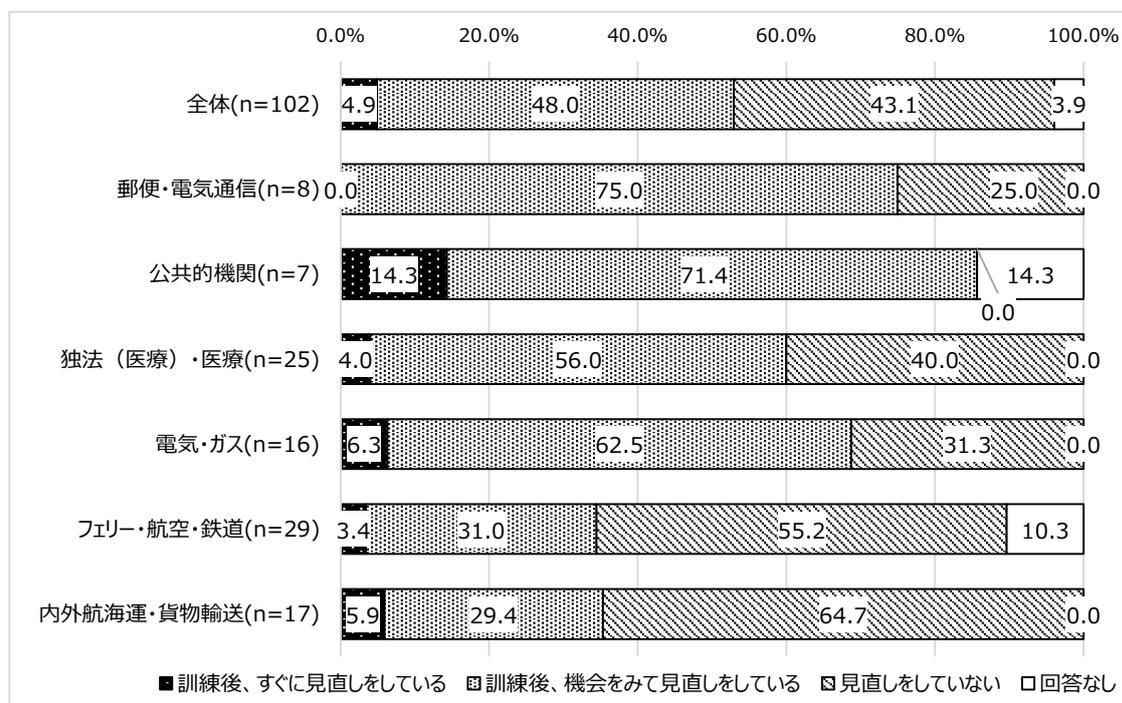
【フェリー・航空・鉄道】

- ・訓練ごとに検証、分析、次回に役立てるよう話し合いを実施
- ・訓練後、訓練対象者から報告を受け、課題を次回訓練までに対策を講じる
- ・訓練後に、関係者で課題等を洗い出し、必要により改善を行う予定
- ・訓練後に訓練参加者に対し、訓練で感じた課題・問題点を確認
- ・訓練参加者へアンケートを行い、検証・分析している
- ・訓練実施後、関係者で打ち合わせ、課題等の洗い出しを行う。
- ・現在は、関係者間での連絡訓練を実施しており、その内容を反映
- ・情報伝達訓練における伝達状況の確認
- ・担当者間での意見交換を実施
- ・社内で対策訓練を実施していないので、検証・分析も未実施

【内外航海運・貨物輸送】

- ・各部署で事前に考えておくべきこと、準備しておくことを洗い出し、行動計画にまとめ、各部署で実施
- ・訓練結果を内部会議等で共有し検証
- ・訓練後に見直し会議を実施。
- ・災害対策事務局、各所属長ほかレビュー、次回に活かすための記録重視
- ・災害対策本部立上げ訓練実施の前後に参加者から意見・感想・提案等を聞き取り
- ・参加者へのアンケート結果を評価
- ・実施結果を数値で表し、担当部署にて検証・分析し、それを上位会議にて報告して、PDCAをまわしている
- ・社長を始めとする災害対策本部によるシミュレーション訓練を行っており、そこで出た疑問や知見を反省会の場において共有
- ・情報伝達訓練のみ参加しており、国土交通省からの情報伝達に対し、速やかに応答（メールの返信）できたことを確認
- ・内閣官房主催の対策訓練後、国土交通省より訓練に関する検討状況を“回答様式”に 応答、国土交通省へ返答している。この“回答様式”を参考に検証・分析を実施
- ・連絡訓練を実施

問 2 6 . 対応上の課題を明確化して、業務計画や BCP の見直しを実施していますか。
(単一回答)



訓練後、対応上の課題を明確化して、業務計画や BCP の見直しを実施しているか尋ねたところ、「訓練後、すぐに見直しをしている」と回答した指定公共機関は 4.9%にとどまった。「訓練後、機会をみて見直しをしている」を加えると、半数を超える指定公共機関が見直しをしていると回答しているものの、43.1%の指定公共機関は見直しをしていないと回答している。

「訓練後、すぐに見直しをしている」と回答した割合が高いのは、「公共的機関」である。「見直しをしていない」と回答した割合が高いのは、「内外航海運・貨物輸送」や「フェリー・航空・鉄道」といった業種であり、半数以上の指定公共機関が見直しをしていない。

問 2.6. 対応上の課題を明確化して、業務計画やBCPの見直しを実施していますか。(単一回答)

(%)

		(n=)	訓練後、すぐに 見直しをしている	訓練後、機会をみて 見直しをしている	見直しをしていない	回答なし
	全 体	102	4.9	48.0	43.1	3.9
経営責任者の 関与(単)	経営責任者が関与している	67	6.0	55.2	34.3	4.5
	経営責任者が関与していない	35	2.9	34.3	60.0	2.9
特定接種の 実施と業務計 画・BCP(単)	特定接種の実施によらず業務継続が可能となるよう 作成している	90	5.6	51.1	38.9	4.4
	特定接種の実施によらず業務継続が可能となるよう 作成していない	12	0.0	25.0	75.0	0.0
自治体との 協議(複)	発生時の支援体制について、協議をしている	10	10.0	70.0	20.0	0.0
	発生時の連絡体制について、協議をしている	26	0.0	69.2	30.8	0.0
	その他の事項について、協議をしている	5	0.0	60.0	40.0	0.0
	協議する必要がない	12	0.0	66.7	33.3	0.0
	必要性を感じているが、協議をしたことはない	58	5.2	37.9	51.7	5.2
事業者団体、 取引事業者 等との協議 (複)	資材などの調達について、対策を定めている	24	8.3	70.8	20.8	0.0
	情報システムの維持について、対策を定めている	25	12.0	64.0	24.0	0.0
	インフラの維持について、対策を定めている	26	7.7	73.1	15.4	3.8
	緊急時の連絡体制を構築している	62	6.5	58.1	32.3	3.2
	相互支援を定めている	14	0.0	57.1	35.7	7.1
	主要業務の継続にかかるボトルネックについて、協議している	10	10.0	60.0	30.0	0.0
	オフィスや生産設備についての貸与について、協議している	2	0.0	50.0	0.0	50.0
	自社の対策を共有している	21	4.8	57.1	33.3	4.8
	発生時の法令面での対応を検討し、定めている	6	16.7	50.0	33.3	0.0
	その他	8	12.5	25.0	50.0	12.5
	対応策を定めていない	25	0.0	28.0	72.0	0.0
経営責任者の 教育への関与 (単)	訓練や教育を率先して実施している	17	11.8	47.1	41.2	0.0
	訓練や教育の現場に立ち会っている	10	20.0	60.0	20.0	0.0
	訓練や教育の報告を受ける	46	2.2	58.7	39.1	0.0
	特に関与していることはない	24	0.0	33.3	62.5	4.2
	訓練や教育は行っていない	5	0.0	0.0	40.0	60.0

新型インフルエンザ等発生時の業務計画やBCPの策定に経営責任者が関与している指定公共機関は、訓練後、業務計画やBCPの見直しをしている割合が高い。経営責任者が関与していない指定公共機関では、「見直しをしていない」の割合が高く、6割に達した。

特定接種の実施によらず業務継続が可能となるように業務計画・BCPを策定していない指定公共機関は、訓練後、「業務計画やBCPの見直しをしていない」割合が、他層と比較して高い。一方、自治体・事業者団体・取引先事業者等と協議をしている指定公共機関や経営責任者が従業員の教育に関与している指定公共機関では、訓練後に見直しをしている割合が、他層と比較して高い。

問 27. 業務計画や BCP の見直し (PDCA) を行う上で、現在、課題となっていることは何ですか。(自由回答)

(n=)	合計	リスクシナリオ想定	人員計画の策定	見直しに時間が掛かる	見直しの徹底の周知	マニュアルの整備	特定接種に関する事項
全体	102	10	6	6	4	3	3
郵便・電気通信	8	3	-	1	-	1	-
公共的機関	7	-	1	-	-	-	1
独法(医療)・医療	25	3	1	-	1	-	-
電気・ガス	16	2	2	-	-	-	2
フェリー・航空・鉄道	29	-	1	4	3	1	-
内外航海運・貨物輸送	17	2	1	1	-	1	-

	合計	優先業務の選定	情報収集	課題はない/変更に出たい意見がない	その他	回答なし
全体	102	3	3	2	13	56
郵便・電気通信	8	1	-	-	-	3
公共的機関	7	1	-	-	2	4
独法(医療)・医療	25	1	2	2	4	11
電気・ガス	16	-	1	-	-	10
フェリー・航空・鉄道	29	-	-	-	3	19
内外航海運・貨物輸送	17	-	-	-	4	9

業務計画や BCP の見直し (PDCA) を行う上で、課題となっていることを尋ねると、実効性の高い対策訓練を実施するための課題と同様、「リスクシナリオの想定」が多く挙げられた。

自由回答の例

【郵便・電気通信】

- ・ BCP のテーマとして、自然災害、テロ、パンデミックと複数あり、定期的に見直しが必要だが、全てを毎年ゼロベースで見直すことがスケジュール的に困難
- ・ リスクシナリオ想定
- ・ 過去のパンデミック等の実例が無いことから、新たなパンデミックが発症した時に本体制が機能するか不透明であり、体制等の改善が図れないことが課題
- ・ 公共交通機関の運行状況や食料等のデリバリがどうなっていくのが見えない。また、お金の流れを止めることはできないと理解しているが、支払等の業務をどこまで継続しなければならないかが不明
- ・ 直接業務計画や BCP と関係はしないが、それらを基にした行動マニュアルの具体化について更なる検討が必要

【公共的機関】

- ・ 関係機関との連携、優先業務の選定、人員確保等
- ・ 作業班が受け持つ対応事項について。例えば国のガイドラインでは、事業所で従業員が発症し自力で移動できない場合、作業班が「援助」することになっているが、感染の危険性が高いことから、具体的にどのような「援助」とすべきか課題
- ・ 従業員への特定接種実施の可否

【独立行政法人（医療）・医療】

- ・ 継続業務の中でも優先度の決定が困難である。取引事業者との連携方法
- ・ BCP ができて、それを実現するための投資が出来ないものがあり、対策の実施に手間取っているものがある
- ・ 休日等の就業時間外に緊急事態宣言が発せられたと連絡があった時の周知方法
- ・ 業務計画の見直しは、新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られたり、政府行動計画の変更が行われたりした場合に行う必要があると考えるが、これら情報を定常的に把握する体制について継続することが課題になる
- ・ 見直しを行った際の周知徹底
- ・ 限られた職員の参加でしかないため、変更にいたるような意見が出ていない
- ・ 状況の想定が非常に難しい点が課題である。エボラ出血熱対策でも感じたが、実際に流行が起こってから行政機関の対策指針（症例定義など）が変更されることが多く、現実にはその内容に医療機関の対策も依存するため、事前の準備計画の詳細なる作り込みが困難
- ・ 職能団体として、社会への発信などの役割をどのように担っていくのか検討中
- ・ 組織改定にともなう、重要業務担当部署および要員の見直し
- ・ 当初作成の計画が実際に新型インフルエンザの発生していない状態では、見直すかどうかの判断が不可能
- ・ 年々作業員の意識が低下（パンデミックインフルエンザはいつ発生するのか）
- ・ 必要情報の収集

【電気・ガス】

- ・ 法令の取り扱いについて。新型インフルエンザ等の流行期について明確な想定ができないため、要員の配置等の決定が困難。賃金および服務制度
- ・ ワクチンの優先接種者の絞り込み
- ・ 組織改正等にともなう業務継続における人員計画の策定
- ・ 対応訓練に係る実施内容（シナリオ等）の検討・策定
- ・ 特定接種に関する事項
- ・ 法情報や他社の動向等情報収集

【フェリー・航空・鉄道】

- ・ 見直しのうえで、どこまで細かく設定するか。※タイムラインにある程度余裕がある中での事前のドキュメントレベルでの決め事の程度・見直し完了後の社内周知
- ・ 新型インフルエンザに係るマニュアルの見直し。社内連絡体制の整備
- ・ BCP が未策定であること。業務計画について、具体的な（実働）訓練が困難
- ・ リスク管理の範囲が広がっており、個別の事象に十分な対応ができていない
- ・ 業務が多岐に亘るため、改定の集約に時間が掛かる
- ・ 現業部門従業員への周知・浸透
- ・ 社内で対策訓練を実施していないので、業務計画や BCP を見直すうえでの課題の抽出ができていない
- ・ 組織改編があった場合、すぐに計画内容を改訂したいが、改編に伴う要員の変更等もあり改訂までに時間がかかる
- ・ 大規模災害への対策が中心となり、類似している部分が多い本対策は後回しになりがち
- ・ 備蓄品の交換計画（ゴム製品が 5 年を限度に劣化する）

【内外航海運・貨物輸送】

- ・ 代替要員の確保（部内ローテーション、他拠点での業務実施）および業務実施環境の整備。マニュアルの整備が進んでいないため、見直しの実効性に欠ける
- ・ BCP 等の PDCA を実施するにあたっての十分な知見をもった従業員の不足
- ・ 業務計画と BCP の分離

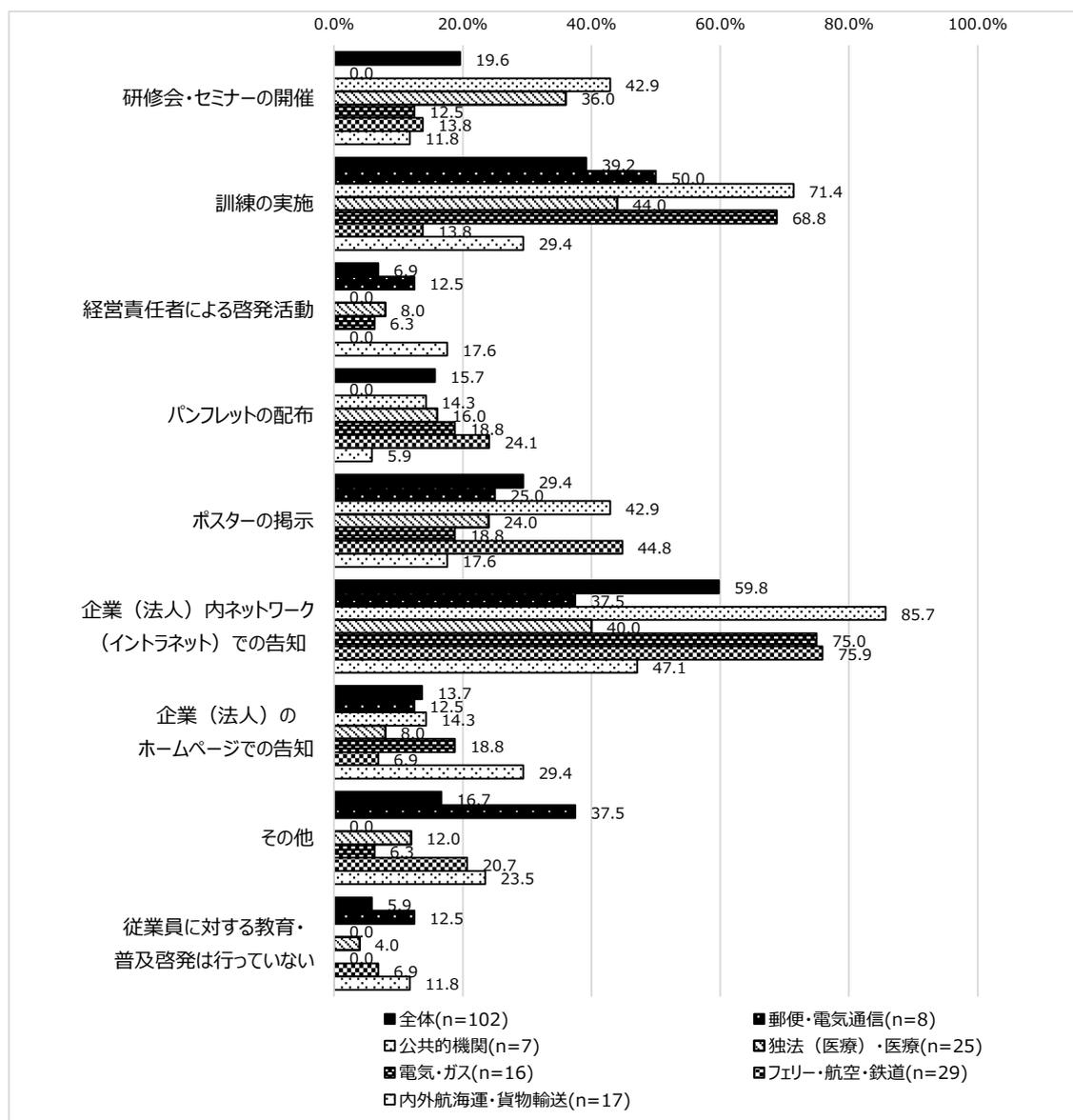
- ・ 現在 BCP マニュアルの見直しを行っており、課題に関する修正実施
- ・ 最近、社内の I T ツール（メール・データベース）を変更した、これに伴う旧被害想定から新被害想定への改訂が現在の課題
- ・ 組織改正により社内でも部課名の呼称を変更し、業務計画の見直し（部課名の呼称変更）を行ったが、軽微な変更の場合も届け出るのか、また、どこに届け出るか等について周知されていない
- ・ 定期的なドリル実践
- ・ 年に 1 回見直しをすることになっているが、見直し時期を特定していないため、後回しになっている。今後は時期を特定し積極的に業務計画や BCP の見直しをしていかないといけない

5.4 従業員や取引先事業者への教育・普及活動

職場の感染対策についての、教育・普及活動として最もよく実施されているものは「企業（法人）内ネットワーク（イントラネット）での告知」である。

職場での感染対策は進んでいるものの、自組織の事業継続の観点から、取引先事業者に対して普及啓発を行っている指定公共機関の割合は、あまり高くなく、「取引事業者に対する普及啓発は行っていない」との回答が、半数以上である。

問28. 職場における感染対策について、従業員に対して、どのような教育・普及啓発を行っていますか。（複数回答）



職場における感染対策のため従業員に対して行っている指導として、最も多く挙げられたものは「企業（法人）内ネットワーク（イントラネット）での告知」であり、約 6 割の指定公共機関が実施していると回答した。特に「公共的機関」では、85.7%が「企業（法人）内ネットワーク（イントラネット）での告知」を実施していると回答している。「公共的機関」は「訓練の実施」「研修会・セミナーの開催」といったものの割合も高く、指導がよく行われているといえる。

一方、「従業員に対する教育・普及啓発は行っていない」と回答した指定公共機関が 6 機関存在した。

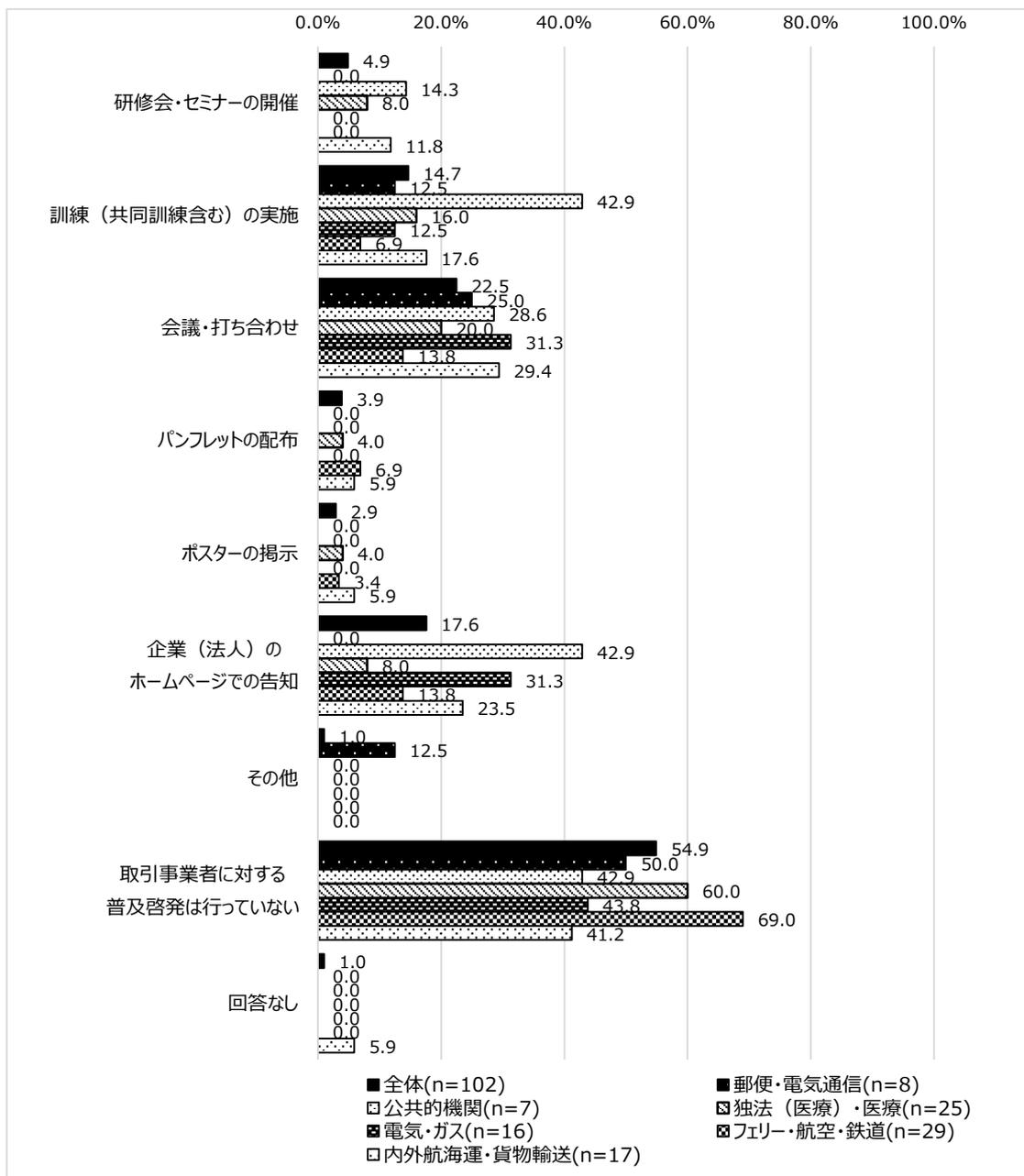
問 2 8 . 職場における感染対策について、従業員に対して、どのような教育・普及啓発を行っていますか。(複数回答)

(%)

	(n=)	研修会・セミナーの開催	訓練の実施	経営責任者による啓発活動	パンフレットの配布	ポスターの掲示	企業(法人)内ネットワーク(イントラネット)での告知	企業(法人)のホームページでの告知	その他	従業員に対する教育・普及啓発は行っていない	
全体	102	19.6	39.2	6.9	15.7	29.4	59.8	13.7	16.7	5.9	
自治体との協議(複)	発生時の支援体制について、協議をしている	10	70.0	60.0	0.0	30.0	80.0	40.0	40.0	10.0	0.0
	発生時の連絡体制について、協議をしている	26	42.3	69.2	3.8	19.2	46.2	61.5	19.2	3.8	0.0
	その他の事項について、協議をしている	5	40.0	80.0	0.0	0.0	20.0	80.0	0.0	20.0	20.0
	協議する必要がない	12	16.7	41.7	16.7	16.7	8.3	41.7	0.0	16.7	0.0
	必要性を感じているが、協議をしたことはない	58	10.3	27.6	5.2	13.8	29.3	63.8	15.5	24.1	8.6
事業者団体、取引事業者等との協議(複)	資材などの調達について、対策を定めている	24	29.2	70.8	8.3	25.0	37.5	66.7	8.3	8.3	0.0
	情報システムの維持について、対策を定めている	25	20.0	68.0	16.0	16.0	36.0	72.0	16.0	8.0	0.0
	インフラの維持について、対策を定めている	26	15.4	65.4	11.5	15.4	30.8	73.1	15.4	7.7	0.0
	緊急時の連絡体制を構築している	62	25.8	53.2	9.7	19.4	35.5	66.1	16.1	12.9	3.2
	相互支援を定めている	14	21.4	71.4	14.3	7.1	28.6	57.1	21.4	21.4	0.0
	主要業務の継続にかかるボトルネックについて、協議している	10	30.0	70.0	0.0	50.0	30.0	70.0	20.0	20.0	0.0
	オフィスや生産設備についての貸与について、協議している	2	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	50.0	0.0	0.0
	自社の対策を共有している	21	23.8	57.1	4.8	19.0	33.3	61.9	9.5	4.8	9.5
	発生時の法令面での対応を検討し、定めている	6	0.0	83.3	16.7	16.7	0.0	83.3	16.7	16.7	0.0
	その他	8	25.0	50.0	0.0	25.0	12.5	50.0	25.0	50.0	0.0
対応策を定めていない	25	0.0	8.0	4.0	4.0	24.0	48.0	12.0	28.0	12.0	

自治体・事業者団体・取引事業者等との協議を実施している指定公共機関では、職場において「研修会・セミナーの開催」や「訓練の実施」がされている割合が、他層と比較して高い。

問29. 自組織の事業継続の観点から、必要な取引事業者に対して、どのような普及啓発を行っていますか。(複数回答)



取引事業者への普及啓発を行っている割合は低く、「取引事業者に対する普及啓発は行っていない」と回答した指定公共機関が、半数以上を占めた。「取引事業者に対する普及啓発は行っていない」との回答の割合が低かったのは、「内外航海運・貨物輸送」や「公共的機関」であるが、特に「公共的機関」は「訓練(共同訓練含む)の実施」や「企業(法人)のホームページでの告知」などの方法にて、取引先事業者にも普及啓発活動を行っている。

問 2 9 . 自組織の事業継続の観点から、必要な取引事業者に対して、どのような普及啓発を行っていますか。(複数回答)

(%)

		(n=)	研修会・セミナーの開催	訓練(共同訓練含む)の実施	会議・打ち合わせ	配布	パンフレットの	ポスターの掲示	ホームページでの告知	企業(法人)のホームページ	その他	取引事業者に対する普及啓発は行っていない	回答なし
	全 体	102	4.9	14.7	22.5	3.9	2.9	17.6	1.0	54.9	1.0		
発生時の事業継続方針についての意思決定(単)	経営責任者が決定	29	10.3	37.9	24.1	10.3	3.4	13.8	0.0	41.4	0.0		
	経営責任者以外の責任者が決定	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0		
	対策本部が決定、経営責任者が最終承認	47	4.3	6.4	25.5	2.1	4.3	21.3	2.1	51.1	2.1		
	対策本部が決定、経営責任者以外の責任者が最終承認	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0		
	対策本部や対策会議が決定	17	0.0	5.9	17.6	0.0	0.0	11.8	0.0	76.5	0.0		
	発生段階や重大度に応じて、最終意思決定者が異なる	5	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	80.0	0.0		
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
リスク低減方法(単)	発生時に担当する業務の内容ごとに、リスク低減方法を定めている	13	15.4	30.8	46.2	15.4	0.0	30.8	0.0	38.5	0.0		
	平時に担当している業務の内容ごとに、リスク低減方法を定めている	13	7.7	15.4	38.5	0.0	7.7	23.1	7.7	30.8	0.0		
	全社共通の方法で、リスク低減方法を定めている	74	2.7	10.8	14.9	2.7	2.7	14.9	0.0	62.2	1.4		
	リスク低減方法は定めていない	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0		
自治体との協議(複)	発生時の支援体制について、協議をしている	10	20.0	40.0	30.0	10.0	20.0	40.0	0.0	30.0	0.0		
	発生時の連絡体制について、協議をしている	26	11.5	30.8	26.9	7.7	7.7	26.9	3.8	34.6	0.0		
	その他の事項について、協議をしている	5	0.0	40.0	60.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0		
	協議する必要がない	12	0.0	8.3	16.7	8.3	0.0	8.3	0.0	66.7	0.0		
	必要性を感じているが、協議をしたことはない	58	1.7	10.3	24.1	1.7	1.7	15.5	0.0	62.1	0.0		
経営責任者の教育への関与(単)	訓練や教育を率先して実施している	17	11.8	29.4	17.6	11.8	0.0	11.8	0.0	41.2	0.0		
	訓練や教育の現場に立ち会っている	10	20.0	50.0	50.0	10.0	10.0	50.0	0.0	30.0	10.0		
	訓練や教育の報告を受ける	46	2.2	8.7	21.7	2.2	4.3	13.0	2.2	58.7	0.0		
	特に関与していることはない	24	0.0	4.2	20.8	0.0	0.0	20.8	0.0	58.3	0.0		

	訓練や教育は 行っていない	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
感染対策に ついての 従業員への 教育・普及 啓発 (複)	研修会・セミナーの 開催	20	25.0	25.0	30.0	5.0	10.0	20.0	0.0	45.0	0.0
	訓練の実施	40	7.5	30.0	37.5	7.5	7.5	25.0	2.5	35.0	0.0
	経営責任者による 啓発活動	7	0.0	0.0	28.6	14.3	0.0	14.3	0.0	28.6	14.3
	パンフレットの配布	16	6.3	25.0	25.0	18.8	0.0	18.8	0.0	56.3	0.0
	ポスターの掲示	30	3.3	16.7	30.0	3.3	10.0	23.3	3.3	50.0	0.0
	企業（法人）内 ネットワーク（イント ラネット）での告知	61	3.3	14.8	26.2	6.6	3.3	19.7	1.6	50.8	1.6
	企業（法人）の ホームページでの 告知	14	14.3	28.6	28.6	7.1	7.1	64.3	0.0	35.7	0.0
	その他	17	0.0	0.0	35.3	0.0	11.8	0.0	0.0	64.7	0.0
	従業員に対する 教育・普及啓発は 行っていない	6	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	83.3	0.0

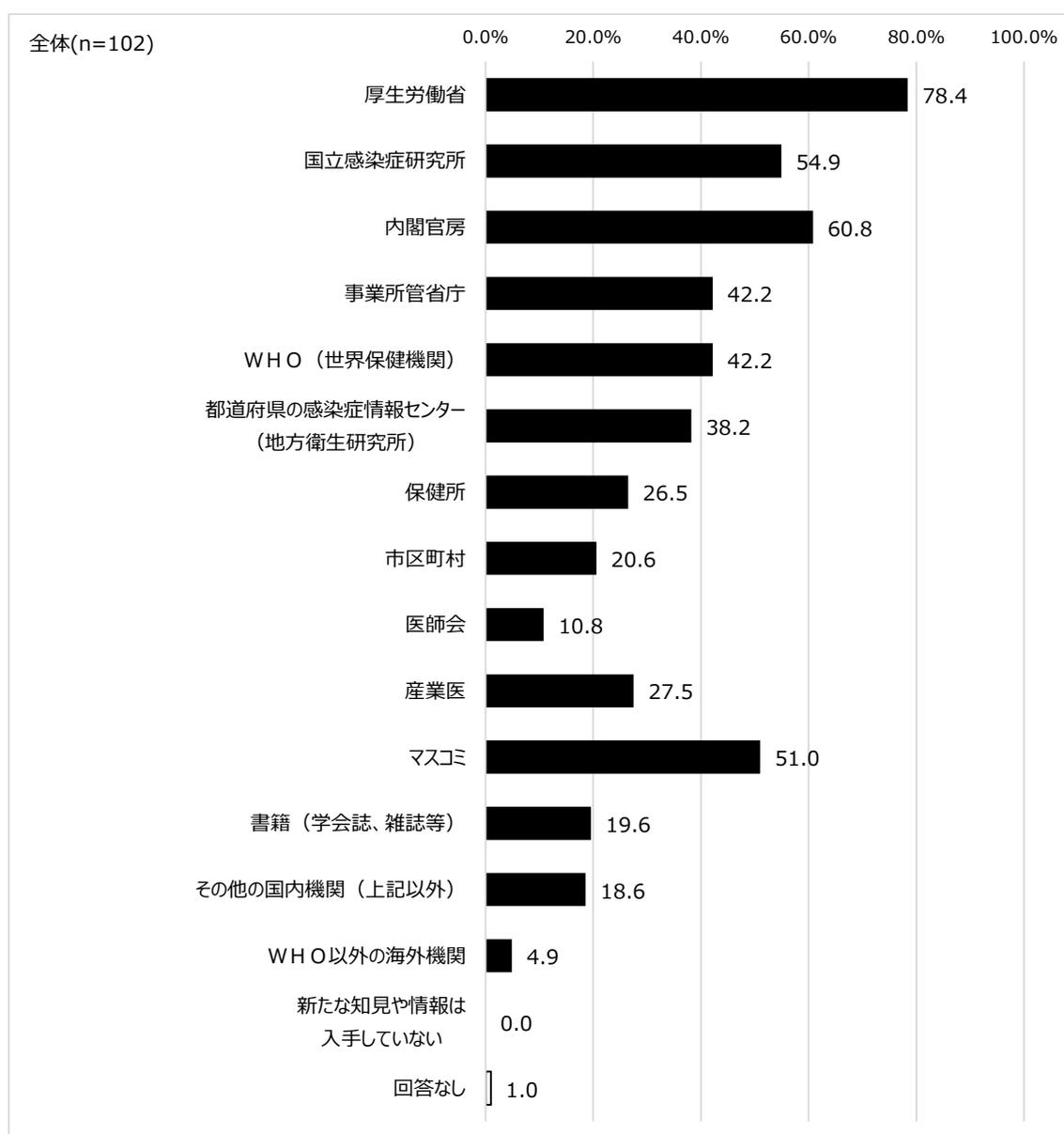
新型インフルエンザ等対策について、経営責任者の関与の度合いが高い指定公共機関では、取引事業者に対する普及啓発活動がよく実施されている。例えば、発生時の事業継続方針について経営責任者が直接決定する指定公共機関や、経営責任者が従業員の教育に関与している指定公共機関では、「研修会・セミナーの開催」「訓練（共同訓練含む）の実施」「会議・打ち合わせ」といった、対面での普及活動を実施している傾向がある。

6 その他

6.1 知見や情報の入手

感染対策についての知見や情報の入手経路として多く挙げられたものは、「厚生労働省」「内閣官房」「国立感染症研究所」といったものであるが、「マスコミ」という回答も、半数以上の指定公共機関から挙げた。

問30. 感染対策等に関する新たな知見や情報は、どの主体から、インターネット、研修セミナー、電話等を通じ、入手していますか。(複数回答)



(%)

	(n=)	厚生労働省	国立感染症研究所	内閣官房	事業所管省庁	WHO (世界保健機関)	都道府県の感染症情報 センター (地方衛生研究所)	保健所	市区町村
全 体	102	78.4	54.9	60.8	42.2	42.2	38.2	26.5	20.6
郵便・電気通信	8	87.5	50.0	75.0	37.5	62.5	37.5	25.0	12.5
公共的機関	7	100.0	71.4	71.4	0.0	14.3	57.1	57.1	28.6
独法（医療）・医療	25	96.0	80.0	84.0	4.0	60.0	52.0	24.0	24.0
電気・ガス	16	81.3	62.5	56.3	37.5	56.3	62.5	43.8	31.3
フェリー・航空・鉄道	29	72.4	37.9	48.3	82.8	20.7	13.8	17.2	20.7
内外航海運・貨物輸送	17	47.1	35.3	41.2	52.9	41.2	29.4	17.6	5.9

(%)

	(n=)	医師会	産業医	マスコミ	書籍 (学会誌、雑誌等)	その他の国内機関 (上記以外)	WHO以外の海外機関	新たな知見や情報は 入手していない	回答なし
全 体	102	10.8	27.5	51.0	19.6	18.6	4.9	0.0	1.0
郵便・電気通信	8	0.0	37.5	50.0	25.0	25.0	0.0	0.0	12.5
公共的機関	7	28.6	14.3	28.6	57.1	28.6	0.0	0.0	0.0
独法（医療）・医療	25	28.0	12.0	72.0	28.0	20.0	8.0	0.0	0.0
電気・ガス	16	12.5	37.5	37.5	12.5	25.0	6.3	0.0	0.0
フェリー・航空・鉄道	29	0.0	37.9	51.7	13.8	10.3	6.9	0.0	0.0
内外航海運・貨物輸送	17	0.0	23.5	41.2	5.9	17.6	0.0	0.0	0.0

感染対策等に関する新しい知見や情報を、どの主体から得ているかを尋ねると、最も多く挙げられたものは「厚生労働省」であり、「内閣官房」「国立感染症研究所」と続いた。「マスコミ」という回答も、半数以上の指定公共機関から挙げられた。

業種別にみると、「フェリー・航空・鉄道」や「内外航海運・貨物輸送」で「事業所管省庁」を、「公共的機関」で「書籍（学会誌、雑誌等）」や「保健所」を情報源としている割合が高い。

問30. 感染対策等に関する新たな知見や情報は、どの主体から、インターネット、研修セミナー、電話等を通じ、入手していますか。(複数回答)

(%)

	(n=)	厚生労働省	国立感染症研究所	内閣官房	事業所管省庁	WHO (世界保健機関)	都道府県の感染症情報センター (地方衛生研究所)	保健所	市区町村	
全体	102	78.4	54.9	60.8	42.2	42.2	38.2	26.5	20.6	
訓練の実施 (複)	重要業務の継続に関する訓練	19	78.9	57.9	63.2	47.4	68.4	47.4	42.1	26.3
	感染対策に関する習熟訓練	15	80.0	66.7	73.3	46.7	46.7	40.0	53.3	33.3
	職場内で感染者が出た場合の対応訓練	14	92.9	85.7	71.4	50.0	35.7	57.1	71.4	35.7
	連絡体制確認の訓練	58	84.5	62.1	65.5	39.7	53.4	44.8	32.8	17.2
	複数の状況を設定した机上訓練	20	90.0	70.0	80.0	35.0	45.0	55.0	45.0	25.0
	対策本部立ち上げ訓練	37	89.2	67.6	70.3	35.1	62.2	43.2	35.1	24.3
	在宅勤務の試行	8	100.0	75.0	75.0	25.0	87.5	62.5	25.0	37.5
	国・地方自治体との合同訓練	61	78.7	62.3	65.6	32.8	39.3	41.0	31.1	26.2
	取引事業者との合同訓練	5	100.0	60.0	80.0	40.0	80.0	40.0	60.0	60.0
	業界全体での合同訓練	2	100.0	100.0	50.0	50.0	100.0	100.0	100.0	50.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	訓練は行っていない	11	45.5	18.2	27.3	54.5	27.3	18.2	9.1	0.0

(%)

	(n=)	医師会	産業医	マスコミ	書籍(学会誌、雑誌等)	その他の国内機関 (上記以外)	WHO以外の海外機関	新たな知見や情報は入手していない	回答なし	
全体	102	10.8	27.5	51.0	19.6	18.6	4.9	0.0	1.0	
訓練の実施 (複)	重要業務の継続に関する訓練	19	21.1	36.8	73.7	42.1	10.5	10.5	0.0	0.0
	感染対策に関する習熟訓練	15	20.0	26.7	60.0	33.3	20.0	13.3	0.0	0.0
	職場内で感染者が出た場合の対応訓練	14	35.7	42.9	57.1	50.0	28.6	7.1	0.0	0.0
	連絡体制確認の訓練	58	12.1	25.9	53.4	24.1	20.7	5.2	0.0	0.0
	複数の状況を設定した机上訓練	20	30.0	30.0	70.0	30.0	25.0	5.0	0.0	0.0
	対策本部立ち上げ訓練	37	16.2	37.8	64.9	32.4	21.6	8.1	0.0	0.0
	在宅勤務の試行	8	37.5	62.5	87.5	62.5	25.0	0.0	0.0	0.0
	国・地方自治体との合同訓練	61	18.0	29.5	59.0	29.5	24.6	4.9	0.0	1.6
	取引事業者との合同訓練	5	40.0	40.0	60.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0
	業界全体での合同訓練	2	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	訓練は行っていない	11	0.0	9.1	18.2	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0

訓練を行っていない指定公共機関は、新たな知見や情報の入手先が少ない傾向にある。

6.2 国等からの支援

国からの必要な支援として、最も多く挙げられたものは「ワクチン配布・接種」に関するものである。

問31. 新型インフルエンザ等対策を実施する上で、国等からどのような支援が必要だと思いますか。他にも新型インフルエンザ等対策全般に渡ってご意見があれば、どのようなことでも結構ですので、ご記入ください。(自由回答)

(%)

	(n=)	ワクチン配布・接種の適切なフローの提示、確保、医療支援	感染症・拡大時期に応じた従業員・国民の行動指針・事前の心得の提示	国や地方自治体の動きや最新の知見についての情報提供	他の指定公共機関との情報共有や連携	行政や医療関係団体による定期的な訓練、対策連絡協議の開催	ワクチン接種範囲の拡大	導入費用補助制度
全体	102	13	9	7	5	5	4	4
郵便・電気通信	8	2	2	-	-	-	1	-
公共的機関	7	1	-	1	-	-	-	-
独法(医療)・医療	25	5	2	2	4	2	-	-
電気・ガス	16	3	-	2	-	-	-	-
フェリー・航空・鉄道	29	-	3	2	1	3	1	2
内外航海運・貨物輸送	17	2	2	-	-	-	2	2

(%)

	(n=)	未発生の事象であり対応策の策定に苦慮している	よい事例の紹介	行政で備蓄してほしい	非常事態に関する法律制度整備	その他	回答なし
全体	102	3	3	2	2	6	49
郵便・電気通信	8	1	-	-	-	1	4
公共的機関	7	-	-	-	-	-	5
独法(医療)・医療	25	-	1	2	-	2	8
電気・ガス	16	-	-	-	-	-	11
フェリー・航空・鉄道	29	1	1	-	1	2	14
内外航海運・貨物輸送	17	1	1	-	1	1	7

国からの必要な支援として、最も多く挙げられた意見は「ワクチン配布・接種の適切なフローの提示、確保、医療支援」に関するものであり、「ワクチン接種範囲の拡大」も合わせると、ワクチンに関する要望が多く挙げられた。

自由回答の例

【郵便・電気通信】

- ・ 指定公共機関としての責務を担う会社を特定接種ワクチンの対象にしていきたい
- ・ 新型インフルエンザ等の感染発症・拡大時期に応じた従業員・国民の行動指針・事前の心得の提示（公共機関への入場制限など） ・ ワクチン配布・接種の適切なフローの提示
- ・ 指定公共機関における重要業務を行う従業員への抗インフルエンザワクチンの確実な確保
- ・ 地震等災害と違い、パンデミックは発生から国内感染期に至るまでの期間があるため、全社を巻き込むような訓練自体の必要性が見出しにくい。発生した場合にどうなるのかも、イメージしづらい。国や社会がどうなるのかを政府として企業や個人にイメージできるようなものが必要なのではないか

【公共的機関】

- ・ 事業継続に必要な従業員に必ず特定接種が実施できるようなワクチンの確保
- ・ 新型インフルエンザ等対策に関する国や地方自治体の動きや、最新の知見について、引き続きの情報提供

【独立行政法人（医療）・医療】

- ・ 発生（海外・国内）、流行に関しての情報を提供していきたい。指定公共機関としての業務を継続するために必要な特定接種数を確保していきたい。政府訓練に連動した社内訓練を実施する都合上、数ヶ月前までに日程を確定していきたい。
- ・ 重要商品以外にも、インフルエンザ治療のための製品を提供しなければならないと考えているが、そうするとかなりの数の社員が出社し業務継続をしなければならない。（社員への安全配慮が難しくなることもあり得る。） 国や地方公共団体で備蓄しておいてもらえると助かる
- ・ 医療提供体制確保のための支援 例：感染症病床の増床、PPEの確保・配布、人工呼吸器の確保など
- ・ 可能性は極めて低いが、MERS 程度の重症度・感染性を示すインフルエンザが MERS のように輸入例を中心に突発的に院内感染等で流行した場合を想定して対策・訓練を行っては如何でしょうか。韓国での MERS の経験を診て、喫緊の課題と認識
- ・ 会員が新型インフルエンザの情報を知るの指定公共機関よりテレビ・ラジオ等のマスメディアの方が早いかもしれませんが。会員（医療法人＝医療機関）が混乱しないよう正確な情報を迅速に的確に会員へ伝達しなければならないと思っている
- ・ 感染対策等に努める医療施設に対してのより手厚い施策。
- ・ 関係省庁と指定公共機関の連絡経路は確立されているが、指定公共機関の管轄都道府県との連携が訓練等においてもなされていないことが懸念
- ・ 行政や医療関係団体が定期的に訓練、また対策の連絡協議を行う場の設定が必要
- ・ 今後の対策についての情報提供
- ・ 指定公共機関の情報共有体制
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報が一般国民に浸透していないと思います。そのため、パンデミックになった際の各人の行動が企業任せ、あるいは各家庭任せになっていると思います。一般国民への啓発
- ・ 新型インフル対策本部訓練シミュレーションDVDの頒布
- ・ 他の指定公共機関との情報共有や好事例の紹介があると、自団体の更なる見直しに活用
- ・ 地域の病院や自治体、医師会等とタイムリーな連絡・連携がとれるような会議、訓練、及びそのための媒体など
- ・ 特定接種体制構築の支援（協定締結のための医療機関とのマッチング）
- ・ 発生時には国側も担当者を決め、連絡系統の統一化

【電気・ガス】

- ・ ワクチン優先接種者絞り込みに関する具体的な例示。登録作業等が煩雑にならないことを要望。特定接種用ワクチン受入先医療機関の選定にあたって、国から医療機関への働きかけ、指定、推薦などの支援を要望
- ・ 国等で決定した事項を早期に共有いただくことが不可欠であるとする。決定した事項を早期に共有いただくことで、会社としてのBCPの見直し、指針・マニュアル等の改訂に迅速に取り組むことができるので、引き続きのご協力
- ・ 速やかな情報提供
- ・ 特定接種について、正式な取り決めを出していただきたい
- ・ 特定接種に関する情報が少ないため、計画立案に苦慮している。 ワクチンを配布する場合は、接種に必要な医療器具（注射器等）も同時配布

【フェリー・航空・鉄道】

- ・感染状況や医療機関の受け入れ状況などの情報提供。新型インフルエンザ発生時の指定公共機関への特定接種実施情報の提供
- ・日本の状況だけでなく、各国の情報や、国家間の連携状況などの情報提供。 それを実現するための国家間での協力体制の構築が必要
- ・マスク、消毒液等、備蓄品購入に関する補助。国、市町村等による講演会等での情報提供
- ・ワクチンの特定接種対象者範囲の拡大
- ・効果的な訓練を実施するための実践的な研修等を開催
- ・事業者のニーズに合った現実的な対策への支援
- ・新型インフルエンザのパンデミックは国家の非常事態であるため、非常事態に関する宣言を規定すべき
- ・新型インフルエンザ等対策に係る教育・訓練手法の提供等
- ・他の企業等の先進取り組み事例等の情報を得たり、情報交換できたりすると大変参考になる
- ・特定接種の範囲拡大。感染拡大情報の提供。
- ・不要不急な外出の自粛の要請
- ・政府による「新型インフルエンザ等対策訓練」の情報伝達訓練に参加させていただき、これにあわせて社内関係者への呼集連絡訓練を実施しています。指定公共機関としての訓練実施の契機、促進となるため、政府による訓練の継続
- ・単独で訓練を開催するのは困難なので官主導で定期的に訓練を実施して欲しい
- ・予防接種については、当社診療所での接種を可能にして欲しい

【内外航海運・貨物輸送】

- ・まだ、具体的な指示（輸送指示等）がないため不明。また、運送契約や運賃協定等はどう考えているのかお教え戴きたい
- ・一般市民への更なる啓発、啓蒙活動
- ・個人防護具等の導入費用補助制度
- ・国および地方公共団体から緊急物資の運送要請があった場合、適切に実施できる体制を確保することになっているが、船員、配船・配乗担当者、船舶代理店等への ワクチン特定接種が 100%出来ない現状を変更し、従事する船員等を優先的に 接種させる体制を確立させないと、運送拒否の事態を招く恐れがある。 政府対策本部の改訂策を望む
- ・災害時等も含め、緊急事態発生時の法制度整備（緊急物資輸送時の免責事項設定など。例：運転者の拘束時間緩和など）
- ・新型インフルエンザ、特に毒性が蔓延した場合のワクチンなど接種の拡大、利用 タミフルなど罹患しても、効果的に蔓延しないよう薬の開発を各国レベルで連携して用意していただきたい。どのタイプのウイルスか特定できないため、現時点では難しいでしょうか。海外から渡航者などの水際の罹患者のチェック、入国ブロックの強化。空港、外国船が入港する港など。 今後の船舶の蔓延区域への航行、入港、救助など、具体的にどうするのか、定期的に会合をもってほしい
- ・新型インフルエンザの流行については未発生の事象であり、対応策の策定に苦慮している。企業が行う対策として有効と思われる事例の周知
- ・発生時の医療支援
- ・全社員へのインフルエンザ予防接種を義務付けており、国に費用の全額ないしは一部負担
- ・有事の緊急物資の運送に従事するのに必要な全人員への有効なワクチンの速やかな配布の支援

7 今後の対応について

7.1 推進していただきたい取組

以上の調査結果を受け、新型インフルエンザ等対策のより一層の実効性の向上を図るため、指定公共機関において、以下の取組を推進していただきたいと考えており、今後は毎年度、フォローアップを実施する予定である。

(対応体制)

- 組織改編や人事異動の都度、見直しを実施 〈現状：87.2%〉

(情報収集・連携体制)

- 発生時における国・地方自治体からの情報収集方法の策定 〈現状：52.0%〉
- 発生時における業界団体や関係機関との情報共有方法の策定 〈現状：44.1%〉
- 対策業務の実施に当たり連携が必要な関係機関のリストアップ 〈現状：52.0%〉

(感染予防対策)

- 感染予防のためのリスク低減方法を職場別に設定 〈現状：25.4%〉
- ①新型インフルエンザ等の同居家族発症の報告、②同居家族発症時の出勤の自粛
〈現状①・②：6割程度〉
- 食料などの災害備蓄品の有効期限を確認し、交換を実施 〈現状：72.5%〉

(対策訓練)

- 新型インフルエンザ等に特化した対策訓練を実施 〈現状：88.2%〉
- 対策訓練後の検証・分析の実施 〈現状：54.0%〉
- 訓練対応上の課題を明確化して、業務計画やBCPの見直しを実施〈現状：52.9%〉

(従業員に対する教育・普及啓発)

- 職場内の感染対策について、従業員への教育・普及啓発の実施 〈現状：94.1%〉

(取引事業者・自治体との連携)

- 各指定公共機関の事業継続の観点から、平時から取引事業者等への普及啓発を実施 〈現状：44.1%〉

- 発生時の対応において、自治体との支援体制や連絡体制が必要な指定公共機関による協議の実施 〈現状：40.2%〉

(特定接種)

- 特定接種の状況によらず、業務の継続が可能となるような体制の構築 〈現状：88.2%〉

(経営責任者の関与)

- 経営責任者(社長等)が、業務計画やBCPの策定に関与している指定公共機関は、自治体や取引事業者との協議・対策が進んでおり、業務計画やBCPの見直しも積極的に行われている傾向があるため、新型インフルエンザ等対策への経営責任者等の関与を強化 〈現状：65.7%〉

8 資料

8.1 調査票

A. 実施体制について

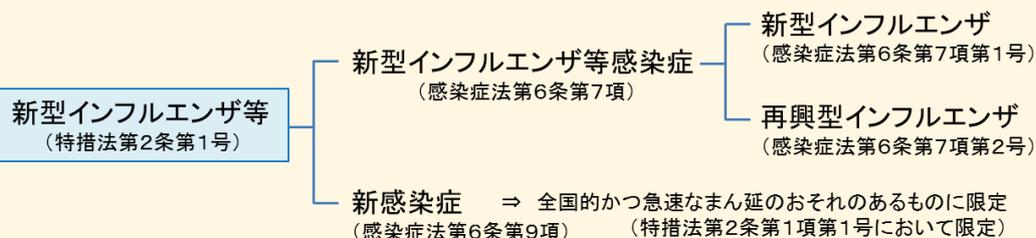
問1. 貴法人では、**新型インフルエンザ等**に対する業務計画とBCPを別に策定していますか。

一体で策定していますか。(単一回答)

1. 業務計画とBCPを、別に策定している
2. 業務計画とBCPを、一体で策定している
3. BC Pは策定していない(策定予定時期:)

【参考】

「**新型インフルエンザ等**」とは、感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)第6条第7項に規定する**新型インフルエンザ等感染症**及び同条第9項に規定する**新感染症**(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。



- **新型インフルエンザ**とは、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **再興型インフルエンザ**とは、かつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **新感染症**とは、感染症であって、既知の疾病と病状や治療の結果が明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、**新型インフルエンザ**と同様に、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **業務計画**とは、特措法(新型インフルエンザ等対策特別措置法)第9条に基づき指定公共機関が作成する計画で、「**新型インフルエンザ等対策業務**」及び当該業務を実施するための体制(人員計画等)を記載するもの。
- **BCP(事業継続計画)**とは、一般的に通常業務のうち「**重要業務**」と「**縮小・休止業務**」を分類するとともに、「**重要業務**」を実施する体制を明確化するもの。特定接種の登録を受けるために作成が必要とされているもので、**新型インフルエンザ**等対策のほか自社の経営継続のための**重要業務**等も含まれます。

問2. 自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態とは別に、**新型インフルエンザ等**に特化した業務計画や

BCPを策定していますか。(単一回答)

1. 策定している →問3へお進みください
2. 策定していない →問2副1をご回答ください

問2副1. 新型インフルエンザ等に特化した業務計画やBCPを策定していない理由は何ですか。(自由回答)

問3. 新型インフルエンザ等発生時の業務計画やBCPの策定にあたっては、どういった方が関与していますか。(各複数回答)

	イ)【策定会議を開催している場合】 策定会議への参加者	ロ)【策定会議を開催せず決裁のみの場合】 策定内容の決裁者
1. 経営責任者（社長等）	1	1
2. 副社長・専務・執行役員等	2	2
3. 総務・業務管理担当責任者	3	3
4. 労務担当責任者	4	4
5. 人事担当責任者	5	5
6. 財務担当責任者	6	6
7. 法務担当責任者	7	7
8. 広報担当責任者	8	8
9. システム担当責任者	9	9
10. その他（具体的に：_____）	10	10

問4. 新型インフルエンザ等発生時の事業継続方針等について意思決定方法は、どのようになっていますか。

（単一回答）

1. 経営責任者が決定する
2. 経営責任者以外の責任者が決定する
3. 対策本部や対策会議が決定し、経営責任者が最終承認する
4. 対策本部や対策会議が決定し、経営責任者以外の責任者が最終承認する
5. 対策本部や対策会議が決定する
6. 発生段階や重大度に応じて、最終意思決定者が異なる

（具体的に：_____）

7. その他（具体的に：_____）

問5. 意思決定者の新型インフルエンザ等の発症等に備え、代替意思決定体制をどのように構築していますか。

（単一回答）

1. 新型インフルエンザ等に特化した代替意思決定体制を構築している（重大度によって異なる）
2. 新型インフルエンザ等に特化した代替意思決定体制を構築している（重大度によって異なる）
3. 自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態発生時と同様の代替意思決定体制を構築している
4. 事故や疾病等で意思決定者が就業不可となった場合と同様の代替意思決定体制を構築している
5. 特に構築していない

問6. 新型インフルエンザ等発生時には、支社・支店・支所等で事業継続方針等の判断が求められることも想定されます。

貴法人では支社・支店・支所等に係る意思決定の体制を、どのように構築していますか。(単一回答)

1. 支社・支店・支所等のみでの判断が可能となっている
2. 本社の対策本部や対策会議からの指示が原則であるが、緊急時には支社・支店・支所等のみでの判断が可能となっている
3. 対策本部や対策会議の指示の下、支社・支店・支所等が活動を行う
4. 支社・支店・支所等の判断についての詳細は決まっていない

問7. 新型インフルエンザ等の発生時において、どのような場合に対策本部や対策会議といった体制の立ち上げを行うか、基準を定めていますか。(単一回答)

1. 独自の基準を設けている (具体的に：)
2. 新型インフルエンザ等対策政府行動計画で定められた基準 (発生段階) による
3. 定めていない

問8. 平時や発生時における情報収集・共有体制や関係機関との連携体制として、どのようなことを行っていますか。(複数回答)

1. 平時における国・地方自治体からの情報収集
2. 発生時における国・地方自治体からの情報収集方法の策定
3. 平時における業界団体や関係機関との情報共有
4. 発生時における業界団体や関係機関との情報共有方法の策定
5. 新型インフルエンザ等対策業務の実施に当たり、連携が必要な関係機関のリストアップ
6. 発生時における連携のための、関係機関との連絡先の共有
7. 発生時における連携のための、関係機関との協力体制の確保方法の策定

問9. 発生段階ごとに、どの程度の欠勤率や期間を想定し、人員計画を立案していますか。

発生段階 (例：国内発生早期、国内感染期等)	欠勤率	欠勤率に係る期間 (例：流行のピーク時の約2週間等)
	最大 %	
	最大 %	
	最大 %	

【参考】

新型インフルエンザ等対策政府行動計画では、以下の被害想定等が示されている。

〈発病率〉全人口の25%

〈死亡者数〉17～64万人 (致命率0.53%～2%)

〈欠勤率〉従業員の欠勤最大40%程度 (ピーク時の約2週間)

※従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、家族の世話・看護のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込んでいる。家族の世話・看護の必要がある従業員の割合等は業界・企業ごとに異なるため、欠勤率も業界・企業ごとに変動することも想定される。

問 1 0. 新型インフルエンザ等の発生時の対応体制を、組織改編や人事異動の都度、直ちに見直ししていますか。(単一回答)

1. 直ちに見直ししている
2. タイミングをみて見直ししている
3. 見直ししていない

B. 新型インフルエンザ等発生時の職場における感染対策について

問 1 1. 職場内において感染を予防するために、どのようなリスク低減方法を定めていますか。(複数回答)

1. 出張の制限
2. 対面での会議・打ち合わせの制限
3. 食堂等の利用制限・時差利用
4. 訪問人数の制限
5. その他の対人距離の確保 (エレベーターの利用自粛・座席レイアウトの変更等)
6. マスクの着用
7. 手指消毒設備 (手洗い場所、アルコール製剤等) の設置
8. 職場の清掃・消毒
9. 発熱時・発症時の出社・入場制限
10. 通勤方法の検討・変更 (時差通勤、自家用車・自転車・徒歩による通勤)
11. フレックスタイム制の検討・実施
12. スプリットチーム制 (班交代制) の検討・実施
13. 在宅勤務制度の検討・実施
14. 発症者・濃厚接触者に対する特別休暇の設定
15. 新型インフルエンザ等ワクチンの特定接種対象者の事前選定
16. 必要に応じて、職場への医療従事者の派遣
17. その他 (具体的に：)
18. 定めていない

問 1 2. 貴法人では、職場 (部署等) 別に、感染予防のためのリスク低減方法を定めていますか。(単一回答)

1. 新型インフルエンザ等発生時に担当する業務の内容ごとに、リスク低減方法を定めている
2. 平時に担当している業務の内容ごとに、リスク低減方法を定めている
3. 全社共通の方法で、リスク低減方法を定めている
4. リスク低減方法は定めていない

問 1 3. 感染予防対策の内容について、従業員にあらかじめ周知し、理解を求めるため、どのような指導を行っていますか。(複数回答)

1. 手洗い・うがいといった感染予防の実施
2. 抵抗力のある健康な身体の維持
3. 新型インフルエンザ等発生時の人込みからの回避
4. 発症者との距離の確保
5. 濃厚接触者の外出の自粛
6. 家庭における備蓄品の確保
7. 新型インフルエンザ等本人発症の報告
8. 新型インフルエンザ等本人発症時の出勤の自粛
9. 新型インフルエンザ等本人発症時の適切な受診
10. 新型インフルエンザ等の同居家族発症の報告
11. 新型インフルエンザ等の同居家族発症時の出勤の自粛 (保健所等から要請された場合)
12. 季節性インフルエンザ本人発症時の出勤の自粛
13. 季節性インフルエンザ本人発症時の適切な受診
14. その他 (具体的に：)
15. 指導を行っていない

問 1 4. 個人防護具 (作業班メンバー用)、マスクや消毒薬等を備蓄していますか。また有効期間経過後、それらの備蓄品を交換していますか。(各複数回答)

	イ) 備蓄しているもの	ロ) 有効期限を確認し交換を実施しているもの
1. 不織布マスク	1	1
2. アルコール消毒液	2	2
3. 体温計	3	3
4. 使い捨て衛生手袋 (作業班メンバー用)	4	4
5. ゴーグル・フェイスシールド (作業班メンバー用)	5	5
6. 作業着 (作業班メンバー用)	6	6
7. 企業備蓄用抗インフルエンザウイルス薬	7	7
8. 食料や寝具等の災害備蓄品	8	8
9. その他 (具体的に：)	9	9

問 1 5. 臨時休校や、従業員の家族が新型インフルエンザ等に感染した際の看病で、欠勤する可能性がある従業員の状況について、どのように把握していますか。(複数回答)

1. 臨時休校や福祉サービスの一部休止がある場合に、欠勤する可能性のある従業員をあらかじめ把握している
2. 家族が新型インフルエンザ等にり患した場合に、家族の看病で欠勤する可能性のある従業員をあらかじめ把握している
3. 特段、把握していない

C. 発生時の事業継続について

問 1 6. 指定公共機関は、新型インフルエンザ等発生時にも、適切な事業継続が求められています。

貴法人では①継続事業の内容、②レベル（サービス水準）、③縮小事業の内容について、どのように定めていますか。発生段階（国内発生早期、国内感染期等）ごとに定めている場合は、それら別にご回答ください。（自由回答）

発生段階	①継続事業内容	②継続事業のレベル (サービス水準)	③縮小事業内容
国内発生早期			
国内感染期			
その他 (上記以外にあれば)			

【参考】

- 特措法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）で求められる新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容
 - ・医療機関・医薬品等製造販売業者等：医療又は医療品若しくは医療機器の製造若しくは販売の確保（特措法第 47 条）、国（都道府県）の要請・指示に応じ医薬品・医療機器の配送（特措法第 54 条第 2 項、第 3 項）
 - ・電気・ガス・水道事業者等：電気・ガス・水の安定的かつ適切な供給（特措法第 52 条）
 - ・運送事業者：旅客及び貨物の運送（特措法第 53 条第 1 項）、国（都道府県）の要請・指示に応じ緊急物資の運送（特措法第 54 条第 1 項、第 3 項）
 - ・電気通信事業者：通信の確保、緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的取扱（特措法第 53 条第 2 項）
 - ・郵便・一般信書便事業者：郵便及び信書便の確保（特措法第 53 条第 3 項）

問 1 7. 特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能となるよう、業務計画・BCPを作成していますか。

（単一回答）

1. そのように業務計画・BCPを作成している
2. そのように業務計画・BCPを作成していない

【参考】

- ・ 特定接種とは、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種のこと。
- ・ 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により決定されるため、特定接種の対象であっても必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。
- ・ なお、特定接種の対象となるためには、厚生労働省が定める方法による申請を行い、登録を受けることが必要である。

問 1 8. 新型インフルエンザ等発生時の対応について、業務計画やBCPで定めている対策を遂行するにあたって、自治体と、平時から協議を行っていますか。(複数回答)

1. 発生時の支援体制について、協議をしている
2. 発生時の連絡体制について、協議をしている
3. その他の事項について、協議をしている
(その他の事項を具体的に：)
4. 協議する必要がある
5. 必要性を感じているが、協議をしたことはない

問 1 9. 新型インフルエンザ等発生時の対応について、事業者団体、取引事業者等と、平時から協議を行い、対策を定めていますか。(複数回答)

1. 資材などの調達について、対策を定めている
2. 情報システムの維持について、対策を定めている
3. インフラの維持について、対策を定めている
4. 緊急時の連絡体制を構築している
5. 相互支援を定めている
6. 主要業務の継続にかかるボトルネックについて、協議している
7. オフィスや生産設備についての貸与について、協議している
8. 自社の対策を共有している
9. 新型インフルエンザ等発生時の法令面での対応を検討し、定めている
10. その他 (具体的に：)
11. 対応策を定めていない

問 2 0. 貴法人が利用するライフライン、交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等について、国内感染期におけるサービス水準をどのように設定して、業務計画・BCPを作成していますか。(単一回答)

1. 必要最小限のサービス水準は維持されると設定して、作成している
2. 必要最小限のサービス水準を下回ると設定して、作成している
3. その他 (具体的に：)
4. サービス水準を設定しないで、作成している

問 2 1. 継続事業の内容とレベルについて、従業員にあらかじめ周知し、理解を求めるために、どのようなことを実施していますか。(複数回答)

1. 平時から、研修会を開いている
2. 平時から、従業員の意見を聞いている
3. 新型インフルエンザ等発生時を想定した訓練を、定期的の実施している
4. 新型インフルエンザ等発生時の各従業員の役割・義務・責任・権限を、本人に理解させている
5. 新型インフルエンザ等発生時の実施体制、指示系統や情報伝達について、周知している
6. 業務計画・BCPを変更し、継続する事業の内容やレベルに変更があった際には、周知している
7. その他(具体的に:)
8. 実施していない

D. 訓練・教育の実施及び業務計画やBCPの見直しについて

問 2 2. 経営責任者は、訓練及び従業員への教育に対してどのように関与していますか。(単一回答)

1. 訓練や教育を率先して実施している
2. 訓練や教育の現場に立ち会っている
3. 訓練や教育の報告を受ける
4. 特に関与していることはない
5. 訓練や教育は行っていない

問 2 3. 新型インフルエンザ等の発生に備え、どのような訓練を実施していますか。(複数回答)

1. 重要業務の継続に関する訓練(幹部・従業員の発症時の代替要員の確保、指揮命令訓練など)
2. 感染対策に関する習熟訓練(個人防護具の着用、出勤時の体温測定、入室制限等)
3. 職場内で感染者が出た場合の対応訓練(帰国者・接触者相談センターへの連絡、病院等への搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等)
4. 連絡体制確認の訓練(従業員の感染状況確認等)
5. 複数の状況(国内発生早期に従業員が発症、国内感染期に進展等)を設定した机上訓練
6. 対策本部立ち上げ訓練
7. 在宅勤務の試行
8. 国・地方自治体との合同訓練(連絡体制、支援体制等)
9. 取引事業者との合同訓練(資材調達、連絡体制、支援体制等)
10. 業界全体での合同訓練(資材調達、連絡体制、支援体制等)
11. その他(具体的に:)
12. 訓練は行っていない

問 2 4. 実効性の高い対策訓練を実施するために、現在、課題となっている事項はどういったことですか。(自由回答)

問 2 5. 対策訓練後、訓練結果の検証・分析を、どのように実施していますか。(自由回答)

問 2 6. 対応上の課題を明確化して、業務計画やBCPの見直しを実施していますか。(単一回答)

1. 訓練後、すぐに見直しをしている
2. 訓練後、機会をみて見直しをしている
3. 見直しをしていない

**問 2 7. 業務計画やBCPの見直し（PDCA）を行う上で、現在、課題となっていることは何ですか。
(自由回答)**

**問 2 8. 職場における感染対策について、従業員に対して、どのような教育・普及啓発を行っていますか。
(複数回答)**

1. 研修会・セミナーの開催
2. 訓練の実施
3. 経営責任者による啓発活動
4. パンフレットの配布
5. ポスターの掲示
6. 企業（法人）内ネットワーク（イントラネット）での告知
7. 企業（法人）のホームページでの告知
8. その他（具体的に： _____)
9. 従業員に対する教育・普及啓発は行っていない

**問 2 9. 自組織の事業継続の観点から、必要な取引事業者に対して、どのような普及啓発を行っていますか。
(複数回答)**

1. 研修会・セミナーの開催
2. 訓練（共同訓練含む）の実施
3. 会議・打ち合わせ
4. パンフレットの配布
5. ポスターの掲示
6. 企業（法人）のホームページでの告知
7. その他（具体的に： _____)
8. 取引事業者に対する普及啓発は行っていない

問30. 感染対策等に関する新たな知見や情報は、どの主体から、インターネット、研修セミナー、電話等を通じ、入手していますか。(複数回答)

1. 厚生労働省
2. 国立感染症研究所
3. 内閣官房
4. 事業所管省庁(具体的に: _____)
5. WHO(世界保健機関)
6. 都道府県の感染症情報センター(地方衛生研究所)
7. 保健所
8. 市区町村
9. 医師会
10. 産業医
11. マスコミ
12. 書籍(学会誌、雑誌等)
13. その他の国内機関(上記以外)(具体的に: _____)
14. WHO以外の海外機関(具体的に: _____)
15. 新たな知見や情報は入手していない

E. 国等からの支援について

問31. 新型インフルエンザ等対策を実施する上で、国等からどのような支援が必要だと思えますか。

他にも新型インフルエンザ等対策全般に渡ってご意見があれば、どのようなことでも結構ですので、ご記入ください。(自由回答)